

第5次 那覇市総合計画

令和4年度 経営改革に関する取組 達成状況

令和6年1月
那 覇 市

目 次

体系図	- 1 -
1 令和4年度経営改革に関する取組達成状況	- 2 -
2 令和4年度経営改革に関する取組の未達成一覧	- 3 -
3 政策別達成状況	- 6 -
4 施策別達成状況	- 7 -
5 部署別達成状況	- 9 -
6 経営改革に関する取組一覧	- 11 -

体系図

[目次へ](#)

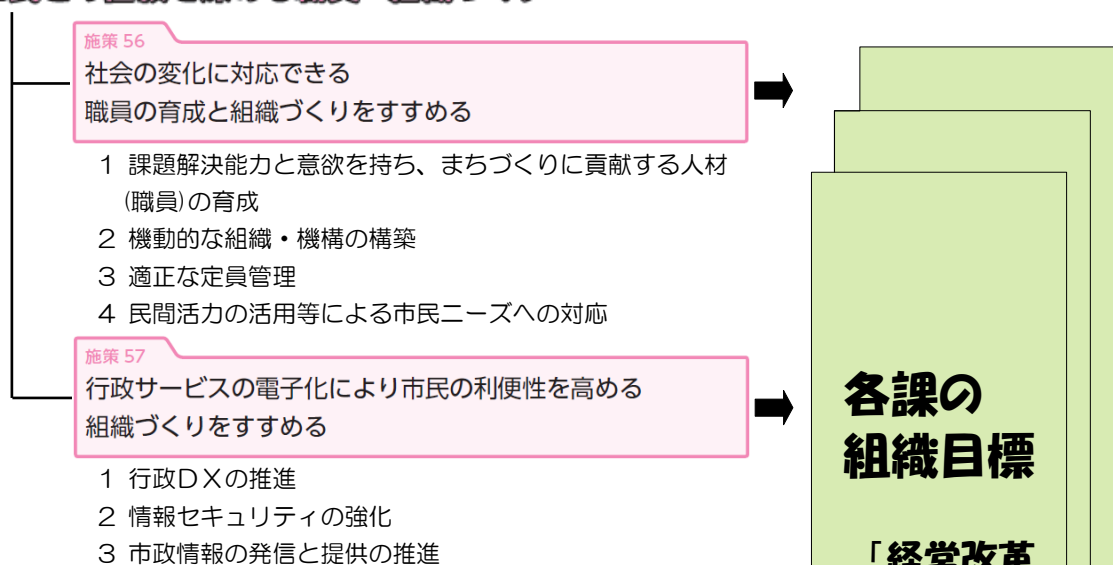
本市の最上位計画である第5次那覇市総合計画に各課の組織目標を紐づけ、さらに、組織目標において「経営改革に関する取組」を位置付け、総合計画、組織目標及び経営改革に関する取組を一元的に運用・進捗管理を行うことで、行政運営の効率化を図っています。

総合計画の施策 56～59 に、経営改革に関する取組を紐づけています。

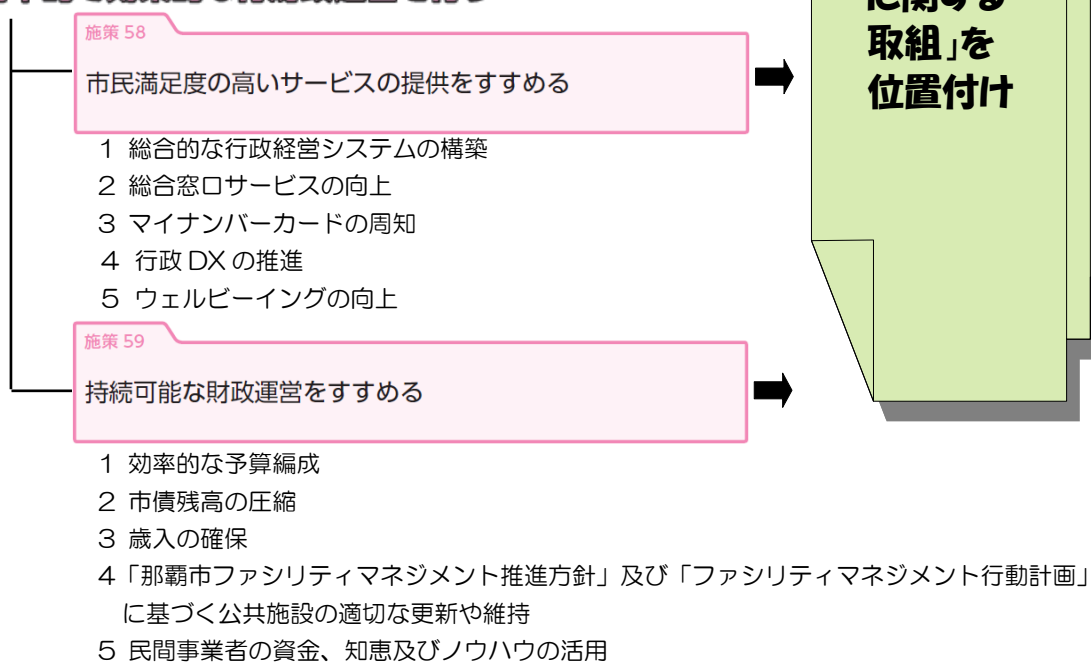
第5次那覇市総合計画

政 策

市民との信頼を深める職員・組織づくり



効率的で効果的な行財政運営を行う

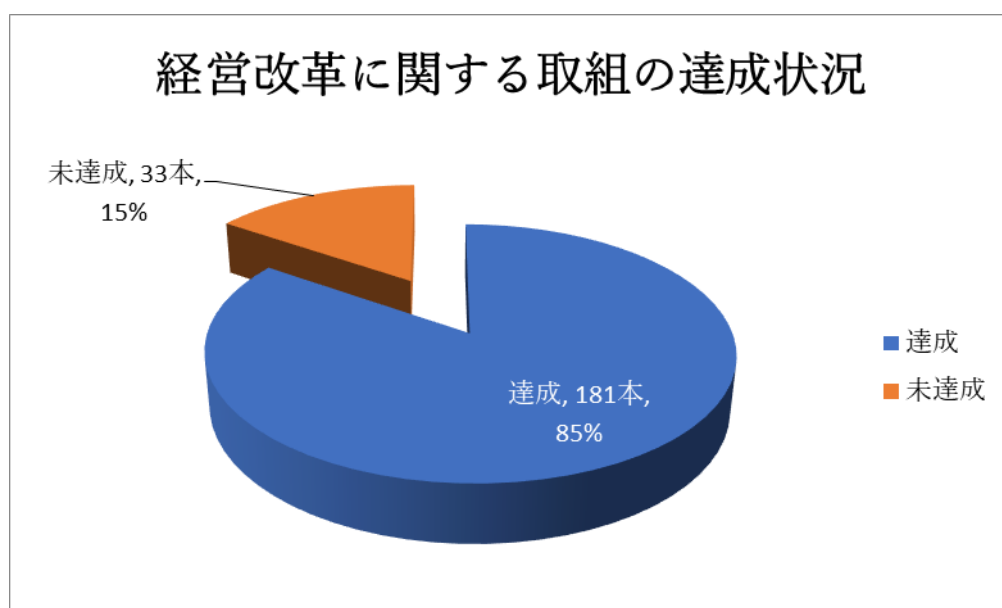


1 令和4年度経営改革に関する取組達成状況

[目次へ](#)

令和4年度の経営改革に関する取組 214 本のうち、目標達成が 181 本、未達成が 33 本で、達成率は 85%となりました。

未達成の要因は、内部的な要因が 18 件、外部的な要因が 15 件と分類されています。内部要因では、「人的要因」等、外部要因では、「予測できない事態の発生」等が理由となっています。



	取組本数	割合
達成	181 本	85%
未達成	33 本	15%
内部要因	18 本	55%
外部要因	15 本	45%
合計	214 本	100%

2 令和4年度経営改革に関する取組の未達成一覧 [目次へ](#)

(未達成)

No.	経営改革	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
1	56	市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり	社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる	総務部 総務課	「文書事務の手引き」の改訂
2	56			総務部 防災危機管理課	那覇市地域防災計画の改定
3	56			経済観光部 観光課	那覇市観光危機管理計画の取組
4	56			こどもみらい部 こども教育保育課	安全・安心な給食の提供
5	56			こどもみらい部 こども教育保育課	就学前教育・保育施設におけるインクルーシブ教育・保育の推進
6	56			出納室	公金危機管理マニュアル等の整備
7	57		行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる	総務部 秘書広報課	市政情報の発信と提供の推進 (すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する)
8	57			総務部 秘書広報課	SNSを活用した広報強化及び市民サービスの向上
9	57			企画財務部 情報政策課	オンラインで利用できる行政サービスの利用促進、拡大
10	57			企画財務部 情報政策課	システム標準化への対応
11	57			福祉部 チャーがんじゅう課	地域密着型サービス事業者の公募及び選定
12	57			こどもみらい部 こども政策課	21-3 放課後子ども総合プランの推進と地域における居場所づくりの推進 ①放課後児童クラブに対する補助事業の業務改善
13	58	効率的で効果的な行政運営を行う	市民満足度の高いサービスの提供をすすめる	市民文化部 市民生活安全課	交通事故防止運動の推進
14	58			市民文化部 文化振興課	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの管理調整
15	58			市民文化部 文化財課	崇元寺跡保存整備事業の実施
16	58			環境部 クリーン推進課課	資源化物拠点回収の継続

No.	経営改革	政策	施策	部署	経営改革に関する取組
17	58			福祉部 障がい福祉課	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定における標準処理期間の厳守(支援審査G)
18	58			福祉部 保護第一課	訪問活動の確実な実施
19	58			福祉部 保護第二課	訪問活動の確実な実施
20	58			福祉部 保護第三課	訪問活動の確実な実施
21	58			健康部 健康増進課	特定健診受診率の向上(受診者及び未受診者対策)
22	58			健康部 健康増進課	女性特有のがん検診の推進
23	58			健康部 地域保健課	コロナ禍における乳幼児健診受診率の向上
24	58			健康部 生活衛生課	「那覇市 HACCP 制度実施検証事業」の実施
25	58			都市みらい部 花とみどり課	計画的な公園・緑地整備の推進(事業及び用地・補償業務の執行率の向上)
26	58			都市みらい部 花とみどり課	識名公園の整備促進
27	58			都市みらい部 花とみどり課	末吉公園の整備促進
28	58			まちなみ共創部 技術総務課	地籍の明確化(認証請求・取得など)
29	58			生涯学習部 中央公民館	家庭教育力の向上
30	59		持続可能な財政運営をすすめる	経済観光部 商工農水課	テンプス館及び伝統工芸館の一体的活用に関する基本方針を踏まえた施策の推進
31	59			福祉部 保護管理課	(返還金業務)返還金徴収の実施
32	59			福祉部 保護第一課	老齢年金受給資格取得者への裁定請求指導
33	59			福祉部 保護第三課	老齢年金受給資格取得者への裁定請求指導

未達成となった取組の要因を、内部的なものと外部的なものに大別し、内部要因では8分類、外部要因では5分類として、次のとおり振り分けています。

令和4年度に取り組んだ結果、各課における未達成は全体で 33 件となっています。

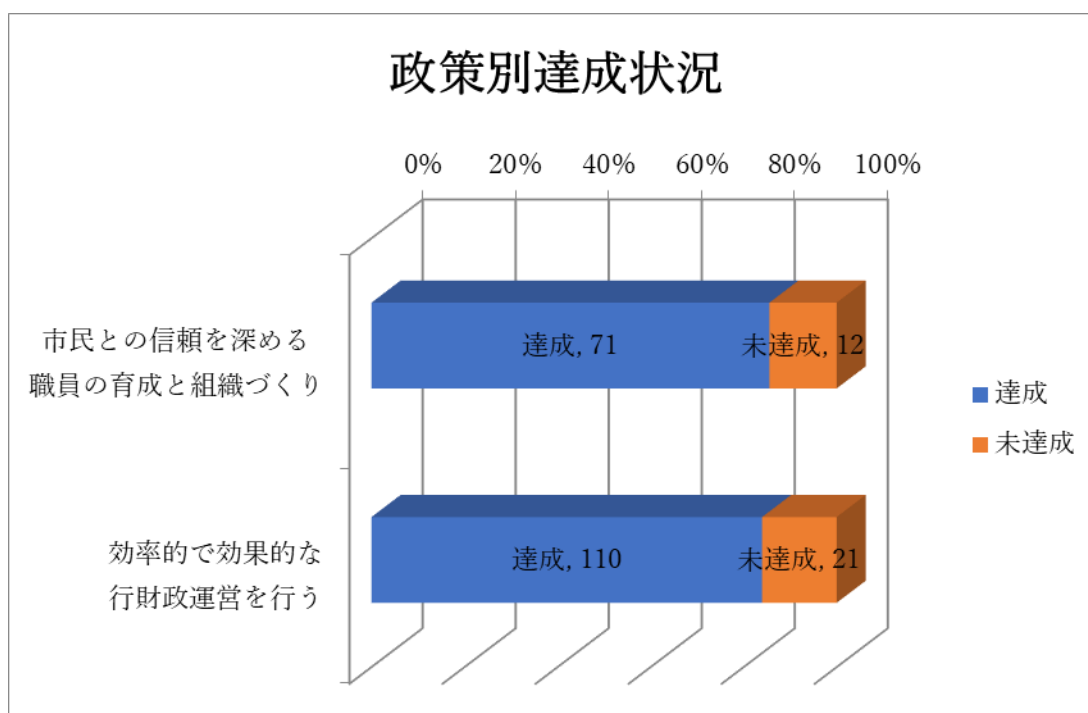
【未達成の要因】

分類		件数	
内部要因	01 取組の遅れ	2	18
	02 達成水準設定誤り	2	
	03 他事業を優先的に処理しなければならなかった	1	
	04 人的要因	7	
	05 管理・監督の問題	0	
	06 内部（他部署含めた）の調整難航	1	
	07 予測できない事態の発生	2	
	08 その他	3	
外部要因	09 外部との調整難航	3	15
	10 社会・経済状況の変化	0	
	11 委託等、契約相手先の問題	0	
	12 予測できない事態の発生	4	
	13 その他	8	
合計		33	

3 政策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「政策 22 市民との信頼を深める職員の育成と組織づくり」は、取組本数 83 本のうち、目標達成が 71 本、未達成が 12 本で、達成率は 86% となっています。
- (2)「政策 23 効率的で効果的な行財政運営を行う」は、取組本数 131 本のうち、目標達成が 110 本、未達成が 21 本で、達成率は 84% となっています。

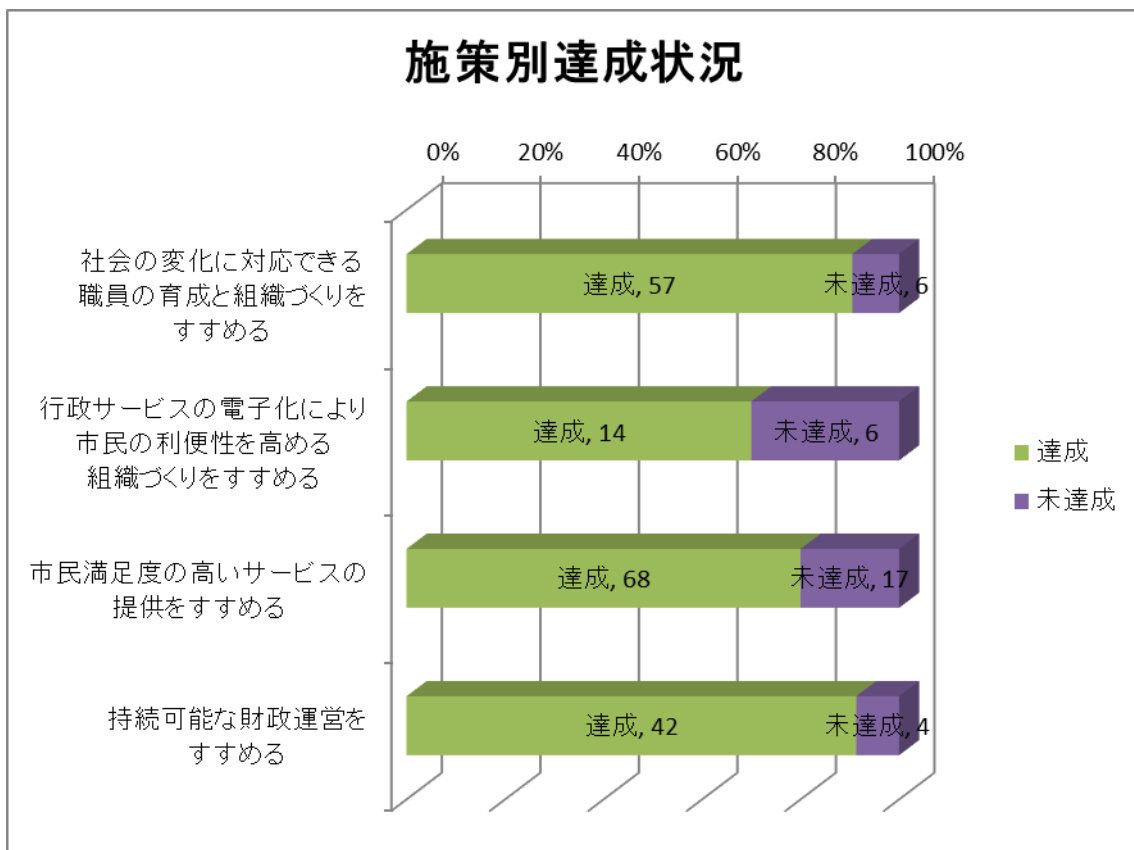


政策		目標数	達成		未達成	
			数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	83	71	86%	12	14%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	131	110	84%	21	16%
合計		214	181	85%	33	15%

4 施策別達成状況

[目次へ](#)

- (1)「施策 56 社会の変化に対応できる職員の育成と組織づくりをすすめる」は、取組本数 63 本のうち、目標達成が 57 本、未達成が 6 本で、達成率は 90%となっています。
- (2)「施策 57 行政サービスの電子化により市民の利便性を高める組織づくりをすすめる」は、取組本数 20 本のうち、目標達成が 14 本、未達成が 6 本で、達成率は 70%となっています。
- (3)「施策 58 市民満足度の高いサービスの提供をすすめる」は、取組本数 85 本のうち、目標達成が 68 本、未達成が 17 本で、達成率は 80%となっています。
- (4)「施策 59 持続可能な財政運営をすすめる」は、取組本数 46 本のうち、目標達成が 42 本、未達成が 4 本で、達成率は 91%となっています。



政策		施策		目標数	達成		未達成	
					数	率	数	率
22	市民との信頼を深める 職員の育成と組織づくり	56	社会の変化に対応できる 職員の育成と組織づくりを すすめる	63	57	90%	6	10%
		57	行政サービスの電子化により 市民の利便性を高める 組織づくりをすすめる	20	14	70%	6	30%
23	効率的で効果的な 行財政運営を行う	58	市民満足度の高いサービスの 提供をすすめる	85	68	80%	17	20%
		59	持続可能な財政運営を すすめる	46	42	91%	4	9%
合計				214	181	85%	33	15%

5 部署別達成状況

[目次△](#)

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
総務部	総務課	3	25	2	1	84%
	秘書広報課	4		2	2	
	平和交流・男女参画課	2		2	0	
	人事課	4		4	0	
	管財課	3		3	0	
	法制契約課	6		6	0	
	防災危機管理課	3		2	1	
企画財務部	企画調整課	15	41	15	0	95%
	財政課	5		5	0	
	情報政策課	4		2	2	
	市民税課	6		6	0	
	資産税課	5		5	0	
	納税課	6		6	0	
市民文化部	市民生活安全課	4	22	3	1	86%
	ハイサイ市民課	7		7	0	
	文化振興課	6		5	1	
	文化財課	3		2	1	
	まちづくり協働推進課	2		2	0	
経済観光部	商工農水課	2	6	1	1	67%
	なはまち振興課	2		2	0	
	観光課	2		1	1	
環境部	環境政策課	5	15	5	0	93%
	クリーン推進課	6		5	1	
	環境保全課	2		2	0	
	環境衛生課	2		2	0	
福祉部	福祉政策課	2	26	2	0	69%
	ちゃーがんじゅう課	3		2	1	
	障がい福祉課	3		2	1	
	保護管理課	3		2	1	
	保護第一課	5		3	2	
	保護第二課	5		4	1	
	保護第三課	5		3	2	
健康部	国民健康保険課	5	19	5	0	79%
	保健総務課	2		2	0	
	健康増進課	5		3	2	
	地域保健課	4		3	1	
	生活衛生課	3		2	1	
こどもみらい部	こども政策課	3	15	2	1	80%
	こどもみらい課	2		2	0	
	子育て応援課	5		5	0	
	こども教育保育課	5		3	2	

部署		組織目標数		達成度		達成率
				達成	未達成	
都市みらい部	都市計画課	2	16	2	0	81%
	道路建設課	3		3	0	
	道路管理課	3		3	0	
	花とみどり課	5		2	3	
	公園管理課	3		3	0	
まちなみ共創部	まちなみ整備課	2	16	2	0	94%
	建築工事課	2		2	0	
	市営住宅課	4		4	0	
	建築指導課	3		3	0	
	技術総務課	5		4	1	
出納室	出納室	3	3	2	1	67%
消防局	救急課	2	3	2	0	100%
	予防課	1		1	0	
生涯学習部	総務課	1	2	1	0	50%
	中央公民館	1		0	1	
学校教育部	教育研究所	1	5	1	0	100%
	教育相談課	3		3	0	
	学校給食課	1		1	0	
合計		214	214	181	33	85%

6 経営改革に関する取組一覧

[目次へ](#)

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 総務課	1	57	那覇市文書取扱規程 及び関係例規等の見 直し	那覇市文書取扱規程及び 関係例規等の見直しを行 う。	・押印見直しや DX 施策等の推進により、実務上の流れと当課所管の那覇市文書取扱規程等に齟齬が生じている部分を確認（4～5月） ・齟齬が生じている箇所について、当該規程等の改正案等について検討（7月まで） ・改正案について法規調整（10月まで） ・例規審査等、必要な手続きを経て、当該規程等の改正を行う。（年度内）	達成	・総務課改正案を作成（11月） ・法規調整（12月） ・例規審議委員会（R5年1月） ・副部長会議にて承認（R5年1月30日） ・令和5年4月1日施行 ・改正した法規等の周知及び運用を図る。
総務部 総務課	2	56	「文書事務の手引き」 の改訂	「文書事務の手引き」の 改訂を行う。	・課内職員を中心に見直し作業を進め、必要に応じて担当課職員から意見を聴取し、改訂案を取りまとめ公表する。（年度内）	未達成	・課内にて定期的に修正作業を実施（7～11月） ・修正箇所について一通り確認（11月迄） ・12月から該当箇所の修正、目次や体裁等の調整を実施する予定であったが、担当職員が急遽療養休暇を取得する状況となったため、当該作業を中断。 ・改訂内容の周知、活用を図る。
総務部 総務課	3	57	那覇市印刷機予約シ ステムの再構築	那覇市印刷機予約シス テムを再構築する。	・現在のシステムの状況把握（4月） ・LoGo フォーム等を活用した予約システムについて検討（年内） ・新予約システムの稼働（年度内）	達成	・DX 推進室との調整（5月） ・テスト画面の構築（7月） ・テスト画面を基に調整（7～12月） ・新予約システムの稼働（R5年1月30日） ・LoGo フォームの利用が次年度までとなっており、新たなシステムへの載せ替え作業を実施。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 秘書広報課	1	58	市長の重点政策課題実現のための秘書業務・広報業務における側面支援	・政策会議等を通じた市長との意思疎通による市長ニーズの確実な把握と日程の確保 ・あいさつ等、様々な場面でのPR機会の確保	・市長との意思疎通及び日程確認のため週毎の政策会議を開催 ・市長の重点施策アピールのため広報紙及びHPへ市長メッセージ掲載 ・マスコミ等が注目するような場面設定を所管部局等に提案する。	達成	【城間市長（4.1～11.15）】 ・定期的に政策会議を開催（概ね週1）し、市長と意思疎通を図った。 ・広報紙やHP、SNSを活用し市長メッセージを発信するほか、新型コロナ関連では、市長動画メッセージも積極的に公開した。 【知念市長（11.16～）】 ・市民の友12月号へ就任の挨拶を掲載したほか、市長定例記者会見、マスコミインタビュー、イベント等の挨拶等で、公約や決意等を発信した。 ・引き続き、市長との定期的な意思疎通を図り、時宜を得た情報発信に努める。 ・広報紙、HP、SNSを積極的に活用し、市長の政策等をわかりやすく市民に伝える。
総務部 秘書広報課	2	56	那覇市制施行101周年記念式典（令和4年度市政功労者表彰式）の開催	・コロナ禍における収容人数の上限の集客 ・円滑な式典運営	・招待者リストの整備 ・式典にふさわしい舞台内容の設定 ・広報紙等媒体による周知の徹底	達成	・5月20日の市制施行記念日に開催。第1部記念セレモニーでは、友好都市の川崎市長を迎え、城間市長の記念講演などを行った。また、第2部では、8名の市政功労者を表彰した。ほぼ満席の中、円滑な式典運営が行えた。 ・次年度、102周年記念式典も5月20日開催予定。市政功労者の選定や式典構成など、今年度から取り組みを進める。
総務部 秘書広報課	3	57	市政情報の発信と提供の推進（すべての人が適切に情報を受け取れるよう、ユーザビリティの維持とシステムの保守を行い、ウェブアクセシビリティを維持する）	総務省の評価基準「C」（9段階中3番目）レベルの維持・向上を目指す。	・年に1度の運用マニュアル更新及び職員研修、サイトの検証 ・著しい情報分野の進展を見据え、時代に即した情報発信ツール等への研究・対応を進めていく。	未達成	・総務省の評価基準「C」をわずかな減点により維持することができなかった。 ・庁舎12階のパソコン研修室が他課の執務室となりアクセシビリティ研修が困難となった。平成31年3月のHPリニューアルから時間が経過し、各課の情報に、一部アクセシビリティに欠けるところがあったのが原因と考えられる。 ・市情報のとりまとめはもちろん、各課更新するページも小まめにチェックしすべての人がわかりやすいHPの管理を行う。また、職員研修も実施する。
総務部 秘書広報課	4	57	SNSを活用した広報強化及び市民サービスの向上	那覇市公式LINEのともだち登録数：3万人（令和4年4月15日現在：約16,000人）	・那覇市公式LINE、Facebook、YouTube、Instagramの積極活用 ・那覇市公式LINEへの行政手続き関連ツールの集約	未達成	・那覇市公式LINEともだち登録数：約23,800人（令和5年3月15日現在） ・公式LINEアカウントのリニューアル（R3.10.31）後、登録者数は約3倍に増えているがまだ目標数に届いていない。更なる広報と魅力ある機能追加の必要がある。 ・LINE登録キャンペーンや多言語配信機能の追加など関係課や委託先と調整を図りながら機能の充実を図っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 平和交 流・男女 参画課	1	56	平和事業の充実に向 けた事業の実施及び 実施体制整備に向け た取り組み	- 平和事業（3事業：戦 争体験者の証言に学ぶ、 平和の大樹作成、平和の 絵画コンクール）事業を 実施する。 - 事業実施にあたり、新 型コロナウイルス感染症 拡大防止策をとる。 - 新型コロナウイルス感 染症拡大の状況に応じ事 業を縮小、または中止し、 新型コロナ感染症拡大を 防止する。 - 平和交流 G の定数の増 員要求を行う。	- 教育委員会と連携を図り事業を実施す る。 - 新型コロナウイルス感染症に係る沖縄 県主催イベント等実施ガイドラインに準 じ事業を実施する。 - 那覇市新型インフルエンザ等対応業務 及び継続業務に基づき、適切な時期に事 業の縮小実施、または中止の判断を行う。 - 組織定数要求時に、平和交流 G の定数 増の要求書を提出する。	達成	- 平和事業案中、3事業（平和の大樹作成、平和の絵画コ ンクール、戦争体験者の証言）を実施。 - 市内小中学校へ児童生徒のメッセージ作成を依頼し、約 2,800 枚のメッセージが集まり、パネルと合わせて掲示し た。 - 戦争体験者の証言映像 DVD を制作したので、市内小中 学校へ配布し平和学習等で活用してもらう。 - 目標以外に、青少年ピ-スフォー-ムにて中学生を長崎に派遣し た。また少年平和と友情の翼として、長崎市の生徒との平 和学習を実施した。 4事業（平和の大樹作成、平和の絵画コンクール、ピ-ス フォー-ム、戦争体験者の証言映像）については、新型コロナウ イルス感染症の影響を考慮しながら継続する。 - 平和事業の充実の指標では、平和事業の数を増やすこと が求められており、そのためのマンパワーは不可欠である が、中間目標はクリアしており、当面は、現体制の中で、 可能な事業を検討し、実施していく。
総務部 平和交 流・男女 参画課	4	56	地権者との合意形成 活動の継続実施	- 次世代の会定例会を開 催する。 - 那覇軍港跡地利用計画 （案）たたき台の作成	- 次世代の会定例会を 5 回程度開催する。 - 庁内検討会議で那覇軍港跡地利用計画 （案）たたき台の検討を行う。	達成	- 次世代の会定例会を 7 回開催した。 - 情報誌（がじゃんびら通信）を 1 回発行した。 - 関係課との会議を 3 回開催し、那覇軍港跡地利用計画（案） 検討のためのたたき台を作成した。 - 那覇軍港跡地利用計画（案）の策定にあたっては、地主 会の協力が必要であるため、情報共有等を行い協働で作業 を行うための環境整備に努めていく。
総務部 人事課	1	56	那覇市人材育成基本 方針の次年度改訂に 向けての取組み	那覇市人材育成基本方針 の次年度改訂に向けて、 実施推進委員会（1 回）、 実施推進ワーキンググル ープの調整会議（3 回以 上）を開催する。	- 当該実施推進委員会（委員は各部局の 人事担当副部長等）を 7 月に開催。 - 実施推進ワーキンググループ（構成員 は各部局の職員）の調整会議を 7・10・ 12 月に行う。	達成	- ワーキング会議を 5 回開催し、人材育成基本方針実施推 進委員会を 3 回開催した。 - 次年度前半の策定を予定していたが、年度内に策定が完 了した。 - 職員への周知・浸透を図るための具体的な手法・取組に ついて検討し実施する。
総務部 人事課	2	56	職員の基礎力向上に 向けた研修実施	令和 4 年度職員研修実施 計画に基づく人事課主催 研修の年間修了率を 83%以上とする。（コロ ナ禍の影響がない H29 から H31 の平均： （80+84.3+83.1） /3=82.46%）	- 人事課主催研修として、基本研修（新 採用職員研修等）、実務研修（財務会計 研修等）、専門研修（法制執務研修等） - 今年度から新たに、選択式研修として、 オンデマンド研修を行う。	達成	- 人事課主催研修の年間修了率は 88.6%。 - 令和 4 年度職員研修実施計画に基づく研修をすべて実施 した。 - 選択式研修の受講率向上のため手法を検討し、実施する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 人事課	3	56	メンタルヘルス対策 と復職支援	メンタルヘルス疾患に係 る新規休職者数を 22 名 以内とする。（直近 3 年 の平均： $(26+17+24)/3=22.33$ 名）	・職場カウンセリング実施（早期発見に重視し、特に新規採用職員に注意） ・ストレスチェックの実施 ・体調不良者の人事配置調整 ・復職支援プログラムの活用による効果的な職場復帰の支援	達成	・メンタルヘルス疾患に係る新規休職者 17 人(前年度 23 人)で 6 人減少した。 ・①職場カウンセリング 10 課実施(前年度 9 課実施)、②ストレスチェック対象者 3,063 人中 2,376 人実施、受験率 77.6%で前年度比 12 ポイント減、③復職支援プログラムによる復職はメンタル 38 人(市長部局 37 人、教育 1 人)。 ・メンタルヘルス対策の 4 つのケアの重要性を研修等で啓発する。 ※①セルフケア、②ラインケア、③保健スタッフ等によるケア、④事業所外（リワーク等）によるケア。
総務部 人事課	4	56	定年引上げに伴う制 度改正	今年度末までに条例、規 則等の制度改正を行う。	・11 月定例会までに条例改正、その他の制度改正（規則改正等）は、年度末までに行う。 ・市職労への対応は 11 月まで勉強会、その後、要望に応じて団体交渉等を年度末までに行う。	達成	・条例は 9 月定例会で改正、規則等については年度末までに改正した。 ・市職労との勉強会及び団体交渉について、対応済み。 ・60 歳以降の職員について、適切な人事配置が行えるよう、必要に応じ関係部署と連携調整（定数管理等）を図る。
総務部 管財課	2	59	執務室内 LED 照明導 入について	執務室内 LED 照明導入 は、LED 照明導入によ る電気料金削減分で LED 賃貸料を賄える試算が あるが、より効果的な方 策が、他にあるかも含め 2～3 年の計画を立て、 早期導入を目指す。	◇予算化に向けた関係課調整 4 月 LED 照明設置工事及び LED 照明賃貸借の見積依頼 6 月 事業計画作成（事業手法比較検討等） 7 月 実施計画提出 10 月 令和 5 年度当初予算要求 令和 5 年 3 月 入札 （参考） ◇3 年目 （導入に向けた契約）・事業実施	達成	・達成手段のとおり順調に調整を重ね、LED 化の必要性や効果等を盛り込んだ実施計画を作成した結果、施工監理業務以外は要求通りの査定がされた。 ・計画通りに令和 5 年度当初予算要求を行い、2 月定例会にて令和 5 年度一般会計予算議決済である（令和 5 年 3 月 17 日付け）。 ・次年度施工に向けて、工事の内容調整（物品価格高騰による LED ランプの単価見積り取り直しや物品調達、工事等スケジュール、現場調整）及び起債の申請について関係課と調整する。 ・入札については、建築工事課へ施工依頼しての実施のため、令和 5 年 4 月～5 月に入札、業者選定、契約となる予定。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 管財課	3	59	普通財産貸付に係る 賃料の収納率向上	令和5年3月末の収納率 を以下の通り確保する。 ①現年度分 95% ②滞納繰越分 10%	随時、案件ごとに次のように対応する。 ①現年度分について、2か月滞納時点で 電話督促を行うなど、滞納月を増加させ ないようにする。 ②高額滞納者に関し連帯保証人を含めた 分納相談の継続 ③裁判所による調停など新たな対応を調 査・研究する。	達成	①一般貸付現年度分は、未納が判明した場合、速やかに督 促状を送付し未納解消となるよう行ったため、目標達成。 （令和5年3月31日現在：収納率 98.0%） ②滞納繰越分については、年度当初に借地権承継者と交渉 し長期末納分の納付や、職員による電話督促と催告書の送 付により、賃借人との納付相談の結果、未納分の一部納付 があったため目標達成できた。 （令和5年3月31日現在：収納率 10.8%） ・現年度分については、未納額の増額とならないようにす るため、速やかな督促対応を継続する。 ・滞納繰越分については、新たな対応策として、債権回収 専門業者へ外部委託を実施し、支払い困難者に対する継続 的な納付相談を実施し、未納解消を図る。
総務部 管財課	4	59	市有地の売却促進	令和5年3月までに市有 地売却に伴う収入を 2,800万円とする。	随時、案件ごとに次のように対応する。 ①賃貸借相談時に、貸付地の購入を促す。 ②必要に応じて売却予定地評価のため、 財産評価委員会を開催し、購入に向けた 手続きを進める。 ③貸付地以外の市有地については、公有 財産検討委員会に付議し、必要な手続き を経て公売を行う。	達成	・借地権の譲渡や承継の相談時に貸付地の購入を促したこ とや以前から賃借人との貸付地の売却交渉を進めた結果、 12月に目標を達成することができた。 売却数 7件 売却額 2億2,092万円 （令和5年3月31日現在） ・市有地売却は入札による公売を基本としつつ、貸付地に ついては、賃貸借契約の更新時や承継時に当該市有地の購 入を積極的に促す。
総務部 法制契 約課	1	56	条例及び規則中で直 接定める様式の廃止 提案	所管課から様式の改正案 の調整依頼があるもの について、法令で条例又は 規則で定めることとされ ている場合その他廃止 できない理由のある場合 を除き、100%の様式を 廃止する。	4～6月：新たに様式を要綱で定める場合 の見本を作成。※所管課の不安を払拭す るため。 4～3月：所管課から条例及び規則中の様 式の改正案が提出される都度、様式を削 る改正を案内。	達成	・要綱に様式を定める場合のテンプレート案を作成し、提 供している。 ・令和4年度、これまでに改正のあった規則のうち様式が 定められているものは6件で、その全てについて様式の削 除を案内した。 ・その結果、4件の規則の様式を削除した。 ・これまで様式を削除した規則(令和3年度11件、令和4 年度4件)について、削除したことによる不都合は報告され ていない。今後も、引き続き、取組を継続する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 法制契 約課	2	56	那覇市個人情報保護 条例その他の関係規 程の改正	令和4年12月中に以下 の条例及び規則を制定公 布し令和5年4月1日か ら施行する。 【改正例規】 ・那覇市個人情報保護条 例 ・那覇市個人情報保護条 例施行規則 ・那覇市情報公開条例 ・那覇市情報公開条例施 行規則 ・那覇市情報公開・個人 情報保護運営審議会規則 ・那覇市情報公開・個人 情報保護審査会規則	4月～6月：条例案作成 7月～10月：那覇市情報公開個人情報保 護運営審議会にて内容審議。審議期間中 1ヶ月の意見募集手続きをはさみ、同審 議会から答申を受ける。法規調整を経て 例規審議委員会にて審議。 11月～12月：庁議及び副部長会議に付 議。11月定例会に上程。議決後に公布。 1月～3月：市民及び職員に対する周知 期間。 令和5年4月：条例及び規則の施行。	達成	・2月議会における議決後、下記の条例を制定公布し、令 和5年4月1日施行した。 ・那覇市個人情報の保護に関する法律施行条例 ※那覇市個人情報保護条例は廃止 ・那覇市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関 する条例 ・那覇市情報公開・個人情報保護審査会条例 ・3月副部長会議における承認後、下記の規則を改正し、 令和5年4月1日施行した。 ・那覇市個人情報の保護に関する法律施行細則 ・那覇市情報公開条例施行規則改正 ・那覇市情報公開・個人情報保護審査会規則 ・那覇市情報公開・個人情報保護運営審議会規則改正 ・那覇市個人番号の利用等に関する規則改正 今後も、法改正に合わせて適切に対応する。
総務部 法制契 約課	3	57	物品調達に係る一般 競争入札の確立（電子 入札システムの本格 導入）	電子入札システムの7月から の本格実施に向け、様式 の見直し、運用基準等の 策定、運用方法等を確立 する。	・電子入札システムの本格導入（7月）に 向け、業者説明会、模擬入札を実施する。 ・電子入札運用基準の策定、物品要綱の 見直し及び一般競争入札要綱を策定す る。	達成	・4月に事業者向け説明会を開催。6月と7月に模擬入札 を実施し、8月から電子入札システムを利用した一般競争 入札を本格実施した。あわせて、電子入札運用基準及び物 品購入等入札取扱要綱を策定した。 ・電子入札システムを利用した一般競争入札に参加する事 業者が増えるように今後も周知及びフォローを行う。
総務部 法制契 約課	4	56	印刷物を物品購入契 約から製造の請負へ の変更検討（最低制限 価格設定含む）	他自治体の状況調査し、 今後の対応について方向 性を検討する。	5月～3月：他自治体の状況を調査し、 請負契約への変更の可否、課題等につい て整理する。	達成	・他自治体の印刷物の契約形態や積算方法等について調査 し、状況を確認した。あわせて、各課における契約状況を 調査し、実態を把握した。それらを踏まえて、引き続き請 負契約への変更の可否、課題等について検討する。 ・令和5年度は、県外で実施される講習会へ参加し、知識 を習得する。入札事務の流れの見直しや予算の算定、関連 法規の改正等、具体的な作業の洗い出しを行う。
総務部 法制契 約課	5	58	公契約条例に関する 事業者へのアンケート 調査を実施し、施策 の効果及び課題を検 証する。	アンケート結果の集計・ 分析及び施策・次回調査 の方針検討を行う。	・4月～6月頃：庁内アンケートの取り まとめ及び調査対象事業者等の抽出 ・7月～8月頃：調査対象事業者等への 調査票発送及び回答取りまとめ ・9月～10月頃：回答結果集計及び分析 等 ・11月頃：審議会への報告及び施策、次 回調査の方針検討	達成	・庁内アンケートの結果から調査対象とする事業者を抽出 し、アンケート調査を行った。 ・3月に公契約審議会を開催し、庁内及び事業者アンケー トの結果報告及び施策の検討を行った。 ・公契約条例の認知度向上に向けて、周知を行った。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
総務部 法制契 約課	6	58	令和 5・6 年度建設工 事等競争入札参加資 格者の資格認定及び 登録	令和 5 年度・6 年度の入 札参加資格審査願の受 付、審査を行い、令和 5 年 4 月 1 日に入札参加資 格者を公表する。	・4～10 月：申請要領案等の作成 ・11 月：市民の友、那覇市公報へ登録期 間等の掲載。ホームページへ申請要領等 の掲載。 ・12 月～2 月：登録の受付、審査の実施 ・令和 5 年 3 月：3 月中に建設業者格付 等審査委員会へ決定した格付を付議。 ・令和 5 年 4 月：4 月 1 日に入札参加資 格者を公表予定	達成	・全過程において予定どおり作業が進められ目標達成。3 月末には登録業者へ合格通知を送付し、4 月 1 日には入札 参加資格者をホームページで公表済み。
総務部 防災危 機管理 課	1	56	那覇市地域防災計画 の改定	国による災害基本法の改 定に伴い、年度内に那覇 市地域防災計画の一部を 改定する。	・沖縄県地域防災計画と整合性の確認を 行う。	未達成	・取り掛かっているが、当初の予定より完成までに時間を 要している。 ・沖縄県による「沖縄県地域防災計画」の今年度中の改正 予定はないとのことから、整合性を確認することが厳しい 状況である。 ・次年度に国の防災基本計画の修正があることから、同内 容を追加した改定に取り組んで行く。
総務部 防災危 機管理 課	3	56	那覇市防災訓練の実 施	コロナ禍で2年間、訓練 の開催が困難であったた め、今年度は、感染対策 を強化し実施する。	・関係機関及び団体などと調整し、防災 訓練を実施する。	達成	・今年度は各種訓練を実施した。 ①災害対策本部要員の夜間参集訓練 ・ブラインド形式で実施した。 ②総合防災訓練（地震・津波想定） ・自主防災組織や協定機関と連携した訓練 （津波フラッグを活用した津波避難訓練） （避難所運営訓練・炊き出し訓練・ペット避難・応急給 水・電気自動車からの給電） ③国民保護訓練（住民避難・初動対処訓練） ・内閣官房・消防庁・県と共同で実施した。 ・各種訓練を継続して実施する。
総務部 防災危 機管理 課	5	56	防災危機管理監の配 置	今年は、暫定的に配置す る。 ・元消防局長（島袋弘樹 氏）へアドバイザー要請 する）	・本格配置に向けて、先進自治体の調査・ 研究を実施するとともに、設置要綱等の 作成を行う。	達成	・今年度は、元消防局長を「防災アドバイザー」として委 嘱し暫定的に配置した。 ・次年度の人事については、配置先、業務内容について調 整中である。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	1	59	R5年度実施計画の策定	・5～6月：R5方針策定 ・7月：実計システム入力開始 ・7月：事業課ヒアリング ・8月：部長査定 ・10月：二役査定 ・R5実計査定後、第5次総計の施策別集計表の作成 ・HP公表	・外部環境変化を捉えつつ計画の要求が適切に行われるよう要領を策定。 ・第5次総計及び関係計画との整合を図る。 ・次年度以降の財政状況を勘案する。 ・要求事業における必要性、有効性、適時性等を精査できるようにする。 ・事業課の内部努力、事務改善に注視し事業査定を行う。 ・円滑な査定業務ができるように努める。	達成	・達成手段に基づき適切に業務を遂行した。一方、大幅な歳入の伸びが見込めない状況を認識しつつ、市民ニーズが高く必要性や有効性等のある新規事業等については、対応できるよう査定を行った。結果、要求需要にえつつ、一般財源(R5)を概ね例年程度に抑えた計画策定が達成できた。 ・コロナや物価高騰等の緊急的な対策に加えて、今般の社会情勢の変化に伴う政策実施が高まっている。 ・限られた財源の中、優先度を明確にした事業精選と将来を見据えた効率的・効果的な行政運営となる計画策定が求められる。
企画財務部 企画調整課	2	59	「沖縄振興特別推進交付金制度」の効果的な活用	・5月に正式決定予定の国の「沖縄振興基本方針」及び県の新たな振興計画等に基づき、庁内各部局との連絡調整を行う。 ・市財政担当と連携の上、本市交付金配当額の適正執行及び、交付決定額の不用額縮減に努める。	・厳しい財政状況の中、国・県との調整窓口として調整機能を高めるとともに、当該交付金の有効活用を図ることで、継続した市民サービスの提供と本市財政負担の軽減につなげる。	達成	・沖縄振興特別推進交付金の存続決定に伴い、本市交付金の適正執行を図るため、庁内関係部局、財政担当へ情報発信・共有をとおして連携に努めた。 ・庁内各部局と連携し、4回の変更交付により、本市予算の財源確保につながった。 ・今年度は例年と違い、年度中途開始の交付金事業が多く、事業執行が困難な状況もみられたことから、次年度は、庁内各部局と連携し、年度当初からの事業開始、本市配分額の効果的な活用及び不用額縮減に努める。
企画財務部 企画調整課	3	56	新定員管理方針（H30～R6）に伴う組織編制、定数管理	・7月：管理運営方針作成 ・9月：課内査定 ・10月：部長査定⇒二役査定 ・職員採用資料作成 ・組織・定員再配置計画庁議報告等 ・R6以降の定員管理の方向性の調整	・R5管理運営方針の庁議承認 ・実計査定との一体的な取組みで関係各部、各課の要求書を確認し、ヒアリングを行い査定する。 ・職員採用試験の実施（人事課） ・組織・定員再配置計画の庁議報告 ・R6以降の定員管理の方向性の調整会議開催	達成	・引き続きコロナ禍への対応やDX推進などの社会情勢の変動に留意しつつ、令和3年度において2年間延長とされた「定員管理方針」に基づき、定員再配置の決定に至ることができた。 ・令和5年度末の定年退職不発生に伴う、新規採用数や定員管理の具体化を次年度に早急に進める必要がある。 ・定年引上げの次年度開始に向けた庁内各部局との連携については、「定年引上げ会議」にて課題点の共有を行っている。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	4	56	指定管理者制度の活用支援	- 円滑な指定管理制度の導入・運用のための事業課への支援 - 指定管理制度の課題を洗い出し、その対応策及び指針改正有無を検討する。	指定管理者制度について、導入検討・運用をおこなっている事業課に必要な支援を行う。	達成	- 指定管理者制度を導入する場合の取扱いについて改正を行った。 - 指定管理料について、統一的な見解に基づき査定を行った。 - 新型コロナウイルス感染症や電気料金の高騰による影響を受けている指定管理者の負担軽減を目的として、指定管理者制度導入施設運営安定化支援金交付事業等を実施した。 - 引き続き、指定管理者制度導入課へのヒアリング等により課題点を分析し、課題の対応策及び指針改定の有無を検討する。
企画財務部 企画調整課	5	56	業務外部委託の推進（現業職配置の見直し含む）	委託 10 年計画のローリング調整後の R5 年度目標の策定	関係課へのヒアリングや協議、調整、会議等をとおして、実情に対応した確認・支援を行う。	達成	委託 10 年計画について、R4 年度目標を達成し、R5 年度以降の目標を策定した。
企画財務部 企画調整課	6	59	ファシリティマネジメント推進	ファシリティマネジメント審査の運営を通じて適正な施設総量となるよう取り組む。	- ファシリティマネジメント審査の実施（特に学校施設と市営住宅の総量縮減の定着を図る） - 年度の審査結果（総括）の庁内・HP 公表（年度末、又は年度明け） - 施設の長寿命化のための「個別施設計画」を踏まえた取り組みを、はじめさせる。	達成	- 現時点で、施設の更新が予定されている事業については、ファシリティマネジメントの審査済みである。 - 管財課において、本庁舎の執務室の照明改修事業を予定している。その際、今年度より、公共施設等適正管理推進事業債の活用が可能となったが、活用にあたっては、公共施設等総合管理計画において「脱炭素化に関する取組」を明示することが求められている。そのため、県に内容を確認の上、那覇市個別施設計画策定基本方針の改正を行った。 - 施設総量の縮減については、引き続きファシマネ審査を通じて行っていく。 - 次年度においても個別施設計画に基づき、実計要求・査定に留意するよう企画調整課に申し送る。
企画財務部 企画調整課	7	59	国の基幹調査の実施	就業構造基本調査の年にあたり、同調査を始め各種調査の実施を滞りなく行い期限内に調査を完了する。	基幹統計調査に従事する調査員・指導員を確保し、研修、指導を通して的確に調査が行えるようにする。	達成	- 令和 4 年就業構造基本調査は、定められた手法に従って実施し、期限内に提出した。同様に、令和 5 年住宅・土地統計調査単位区設定（次年度本調査実施）について、事務局実施調査及び指導員による現地調査は令和 5 年 1 月中旬から実施し、令和 5 年 3 月 9 日に沖縄県に提出した。 - 令和 5 年度の住宅・土地統計調査（本調査）を意識した準備を行っている。調査員の確保についても、毎基幹統計調査の終了時に声掛けを行うことで、少しずつではあるが増加傾向にあり、この取り組みを継続したいと考えている。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	8	58	新たな品質管理システムの試行	・年度前半に管理職・品質管理推進員を対象とした研修を開催する。 ・年度中に各課にリスク評価シートを作成させる。 ・内部監査の試行を実施する。 ・監査結果を取りまとめ、内部監査総括報告書を作成し、年度内に品質管理統括者へ報告を行う。	・年度当初に品質管理要綱、是正・改善措置要領を施行する。 ・不備等や要望を入力できるよう不備等の記録・閲覧システムの改修を行う。 ・年度当初に品質管理推進員の報告を依頼する。 ・年度前半に管理職・品質管理推進員を対象とした研修を開催する。 ・不備等管理表等を参考に、リスク把握のベースとなるものを事務局で整理し提供する。また各課が作成したリスク評価シートの確認を行い、適宜、修正を依頼する。 ・過去の不備等の事例や他市の不祥事等を参考に監査テーマを選定し、内部監査の試行を行い、監査結果を品質管理統括者に報告する。	達成	・4月に品質管理要綱、是正・改善措置要領を施行。施行にあわせて、不備等の記録・閲覧システムの改修も行った。 ・年度当初に品質管理推進員の報告を依頼し、5月に市長事務部局各課の所属長と品質管理推進員を対象とした研修を開催した。 ・リスク評価シート作成については、リスク把握の基となるデータの提供、説明会開催、Q&A作成、各課が提出したシートの確認・修正依頼など、丁寧な作成支援を行った。 ・内部監査については、監査委員事務局との意見交換等も踏まえて監査テーマを選定して内部監査を実施し、内部監査総括報告書により品質管理統括者に報告し、被監査部署及び関係課へ改善の勧告及び指示を行った。 ・組織目標と連動させて行政運営の効率化を図るため、次年度から、今回作成したリスク評価シートを基に、各部課においては組織目標に、職員個人においては人事評価シートの個人目標に、関連するリスクの内容や対応策を必要に応じて加味して設定する。 ・内部監査の実施方法等については、今回の試行結果を踏まえ改善していく。
企画財務部 企画調整課	9	59	（仮称）新真和志複合施設の建設推進	・年度前半までに県有地の購入を行う。 ・一括交付金等の各種補助の模索を行う。 ・建築工事課内の真和志複合施設建設準備室の支援を行い、年度内に実施方針の公表、要求水準書の作成等を行う。	・議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に規定する予定価格3,000万円以上の不動産を取得することとなるため、県と仮契約を交わし、議会の承認を受ける。 ・議会承認後は、登記や売買代金の支払いを行う。 ・年度当初に建築工事課内の真和志複合施設建設準備室において、アドバイザー契約の発注を行うことから、先進自治体の事例等を参考に、仕様書作成の支援を行う。 ・専門的なコンサルタントの支援をうけながら、那覇市真和志複合施設整備事業者選定委員会での審議、庁内検討委員会での審議を踏まえ、実施方針や公募資料の作成等を建設準備室で行うことから、必要な支援を行う。	達成	・土地購入については、県と仮契約を締結し、9月議会で議決を得た。 ・アドバイザー契約については、仕様書作成の支援を行い、4月末に建設技術研究所と契約を締結した。 ・実施方針や要求水準書案（公募資料のひとつ）についても、新真和志複合施設建設準備室を支援し11月に公表を行った。 ・12月には質問や事業者との個別対話を実施。 ・建築工事課に業務を移管 ・事業者からの質問や、個別対話を踏まえ、実施方針や要求水準書については見直しを行い、次年度には公募を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	10	57	（仮称）那覇市 DX 推進計画の策定	- 多様なステークホルダーからの有効な意見の取得に留意する。 9月下旬までに計画案骨子を決定し、2月下旬までに原案をとりまとめ令和4年度中を目途に策定を完了する。	- デジタル化推進本部等の庁内組織において議論を進め、各部局との連携を図る。 - 専門の民間事業者に支援業務を委託し、官民連携体制で業務を遂行する。	達成	- 事業計画策定時に課題やタスクを洗い出したうえで業務スケジュールを設定し、状況に応じて見直しを図り確実な実行に移していった。 - 委託事業者と綿密なコミュニケーションを図り、双方の考えを形にしていた。 - 意思決定を要するタイミングで、市長を本部長とする「デジタル化推進本部」や庁内検討部会で合意形成を重ねた。 - 計画に落とし込む「将来見通し」を、庁内公募による職員と一緒に検討した。（未来構想プログラムを実施） - 次年度移行は、計画で定めたアクションプランを着実に実行していくとともに、運用の過程で生じる改善点を見える化したうえで、後年度に活かしていく仕組みを整えていく。
企画財務部 企画調整課	11	58	第5次総合計画の検証と中間見直し	- 中間見直しに関する概要、方向性の作成 - 那覇市総合計画策定推進本部の設置 - 市議会への説明 - なは市民協働大学院との意見交換 - 中間見直しに関する素案の策定 - 那覇市総合計画審議会への諮問 - パブリックコメントの実施	- 他市事例について情報収集を行い、中間見直しに関する概要、方向性を作成する。 - 庁内体制として那覇市総合計画策定推進本部を立ち上げ、関係各課と調整しながら見直し作業を行う。 - なは市民協働大学院において意見交換を行う。 - 中間見直しに関する素案を策定し、パブリックコメントの実施、那覇市総合計画審議会への諮問及び市議会への説明を行う。	達成	7月に第1回那覇市総合計画策定推進本部会議を開催し、「第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針」について承認を得たあと、策定した。 9月に「第5次那覇市総合計画の取組の活動状況をみる指標」の令和3年度実績の報告と、中間見直しに向けた最終目標値の修正等について各課へ依頼し、とりまとめて素案へ反映した。 9月定例会の各会派勉強会において、「第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの方針」やスケジュール等について説明した。 10月及び1月に市民意見交換会を実施し、中間検証及び見直しの方針についての説明のほか、見直しを行う各施策をテーマにワークショップを行った。 1月に第1回那覇市総合計画策定推進本部会議幹事会を開催し、素案について説明した。 1月に那覇市総合計画審議会へ素案について諮問した。3月までに計3回の審議会を開催し、審議会からの意見等については、各課との調整等を行いながら、素案に反映している。 - 那覇市総合計画審議会からの答申を得たあと、那覇市総合計画策定推進本部会議を経て素案の策定を行い、パブリックコメントの実施や市議会への説明を行う。 - その後、那覇市総合計画策定推進本部会議を経て草案を策定し、市議会への付議を行う。 - 第5次那覇市総合計画の中間検証及び見直しの冊子を作成する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	12	59	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の活用	新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、「命を守る」、「経済をつなぐ」、「日常をつくる」、の方針のもと、医療・経済の支援を行うとともに、生活に困窮する方の支援を行う。	- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を有効に活用するため、各事業課からのニーズに対し有効性及び緊急性等を確認し、必要予算の査定を行う。 - 沖縄県へ実施計画、交付申請、概算払請求等の手続きを滞りなく行う。	達成	- 本市の基本方針を踏まえた上で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、コロナ禍や物価高騰等で苦しむ生活者や事業者への支援事業を幅広く実施した。また、当該臨時交付金事業実施に伴う県提出の実施計画策定や交付申請等手続きについても、ほぼ滞りなく実施した。 - 新型コロナウイルス感染者数は減少傾向にあるが、物価等の高騰が続いている状況であることから、次年度以降も地方創生臨時交付金を活用した適切な対策を講じていく。
企画財務部 企画調整課	13	56	デジタル人材の育成・機運醸成	- 全庁的なデジタル化機運醸成に向けたイベントの開催 - デジタル技術活用に向けた研修会の実施 - 庁内向け広報誌の発行 - DX 研修の開催	- 民間事業者の協力による開催 - 民間人材の知見・ノウハウを活かした取組の実施	達成	- 民間企業の協力を得て、市職員向けにデジタル化の機運醸成企画「わくわく DX コレクション」を開催。 - 民間企業の知見による DX 関連研修を開催。 - 庁内向け広報誌「NAHA DX MAGAZINE」を発行し、職員の DX に対する意識の向上を図った。 - 引き続き、那覇市 DX 推進計画に定めるアクションプラン（人材育成関連）を着実に実行していく。 1 年を通して運用し、改善点が見える化したうえで、後年度に活かしていく仕組みを整える。
企画財務部 企画調整課	14	57	デジタル技術を活用した市民サービスの向上	- 市民や事業者が使いやすいオンライン手続きのシステムを構築する。 - 各種手続きで取得した申請データが連携できる仕組みを整える。 - オンライン化する業務の優先度の考え方を整理する。	- 市場へ情報提供依頼（RFI）を実施する。 - オンライン化対象業務を所管する各課をサポートする。	達成	- 市民や事業者の皆様、職員双方にとって使いやすいシステムの導入に向け、手続を所管する職員からの意向も反映した仕様でプロポーザルを実施し、システム構築を進めた。 - オンライン化する業務の優先度については、DX 計画のアクションプランと整合をはかりつつ考え方を整理した。 - DX 計画で定めたアクションプランを着実に実行していく。 - 内部事務の効率的運用に向け、BPR 及びデジタル技術活用の視点から各課のサポートをおこなう。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 企画調整課	15	58	デジタル技術を活用した内部事務の効率化の推進	- 各課へのヒアリングを通して効果的な事業を選定する。 - 対象業務の事務に係る総時間数の40%～60%を削減する。 - 後年度以降の効果的・効率的な運用の仕組みを確立する。	- 他自治体の先進事例、民間人材の知見を活かす。 - 専門の民間事業者に業務委託することにより全体のマネジメントに注力する。 - 対象事業所管課同士の密なコミュニケーション体制を構築する。 - 成功事例を庁内で共有し、機運の醸成を図るとともに、他業務へ波及させる。	達成	- 事前に選定候補とした7課へヒアリングを実施し、その中で大きな効果が見込める6課16業務を選定し事業を実施した。 - 全体の効果測定の結果、一部の業務においては約80%を超える業務効率化を達成。 2022年度策定の「那覇市DX推進計画」との整合を図り、今年度の反省等を踏まえたKPIを設定し引き続き施策を推進していく。 - 最適なライセンス数を試算し効率的なライセンス管理を行う。 - 業務自動化にかかる職員の技術向上を目的に、継続した研修の開催、職員間で知識を共有するチーム等を組成する。 - 今年度の事業実施にあたっての反省点や運用時の注意点を洗い出し、後年度に向けた仕組みを確立する。
企画財務部 財政課	1	59	次年度当初予算及び補正予算の調製は、引き続きコロナ禍による財政上の様々な影響を最大限考慮しつつ、効率的かつ効果的な事業となるよう事業課と連携して予算を調製する。	【当初】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえ歳出の抑制を図り、予算編成方針に即した議案（予算案）を提出する。 【補正】コロナ禍による過去に例の無い厳しい財政状況を踏まえつつ、多方面にわたる感染症対策を網羅し、作業計画に即して議案（補正予算案）を提出する。	- 当初、補正予算とも、ヒアリングを通じて忌憚なく調整し、内部努力・事務改善することで市民サービスに影響が無い経費を抑制する。 - 企画調整課と連携し、コロナ対応に係る国からの財政支援の活用を図る。 【当初】 (1) 10月：予算編成方針等を各部局へ通知 (2) 11月：各部局から予算見積書の提出 (3) 12月～1月：ヒアリング、査定 (4) 2月：予算案を議会へ提出 【補正】 (1) 各部局へ予算見積書の提出通知 (2) (1)の1週間後：各部局から予算見積書の提出 (3) (2)の2週間後：ヒアリング、査定 (4) (3)の3週間後：補正予算案を議会へ提出	達成	- 当初予算及び補正予算の調製は、滞りなく行えた。特に財政調整基金、減債基金については、昨年同様、有効活用を図り、次年度以降の持続可能な財政運営に繋ぐことができた。 - アフターコロナを踏まえ、必要な施策を的確に展開できるよう、国の動向を注視しつつ取り組んでいく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 財政課	2	59	市債発行額及び残高の圧縮に努める。	・普通交付税算定時に算出される、臨時財政対策債の発行可能額の95%以内を借り入れる。 ・臨財債以外の起債は、償還額以内の借り入れとなるよう、起債計画書を策定する。	・今年度策定予定の「中期財政計画」との整合性に留意する。 ・臨財債を含む全ての市債について、借り入れ（現年度分は出納閉鎖期間、繰越分は3月）の前までに、償還時の償還年限、据置期間等も勘案し、残高圧縮の方策を検討する。	達成	・R2、R3の元金ベースのプライマリーバランス赤字化について、R3は、2月補正で繰上償還を行い市債残高の圧縮化を図った。本年度は、臨時財政対策債の限度額の1/2を借入することで、平準化を図り、R4年度の決算ベースを黒字化した。 ・中期財政シュミレーション【起債（償還）計画】に沿って進捗管理を行う。
企画財務部 財政課	3	59	統一的な基準による財務書類を作成する。（新公会計制度）	・「統一的な基準による地方公会計の整備促進について」（平成27年1月23日付総務大臣通知）に示された財務書類について、令和3年度決算分を作成、HP等で公表する。	・12月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3月までに、全体財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成 ・3月末までに、市HP等で公表	達成	・12月までに、一般会計等分財務書類を作成 ・1月までに、他会計担当者、一部事務組合等から資料を入手 ・3月までに、全体財務書類を作成 ・3月までに、連結財務書類を作成 ・3月末までに、市HP等で公表
企画財務部 財政課	4	59	中期財政計画の策定支援	「第5次総合計画」に沿った指標（実質公債費比率7.1%、将来負担比率64.9%）をクリアできる年度計画を策定する。	・第1四半期で、起債、償還含めた歳入・歳出予算の収支見込み（5年～10年）を算出する。 ・第2四半期で、指標達成に向けて、企画調整課課題整理を行い、取り組みを明確化する。	達成	・財政課作成の「中期財政シュミレーション」を基に企画調整課と課題整理を行い、「中期財政運営方針」を策定した。（3月1日市長調整済） ・5年先においても安定的な財政基盤を確立するため決算後、ローリングを行う。
企画財務部 財政課	5	59	コロナ禍に臨機応変に対応するため、予備費を効果的に活用する。	各部局からのコロナ対応に係る予備費充用相談に迅速に対応し、内容を精査の上、予備費充用を実行する。	・各部局からの予備費充用調整を迅速に行う。 ・スピード感を重視しつつも、予備費充用の効果等について充用先事業の精査を行う。 ・地方創生臨時交付金活用など、企画調整課と連携を図る。 ・予備費の充当状況を適宜把握し、必要に応じて補正を検討する。	達成	・臨時交付金を活用したコロナ対策など、早期に着手できたことから、必要最低限の執行となった。 ・アフターコロナ、原油価格高騰等、先行き不透明なことから、R5当初予算でも2億円を計上し、非常時に備える。
企画財務部 情報政策課	1	57	基幹系業務システムの安定運用	15分以上のシステム障害について、全庁規模発生年間2回以内、各業務システムの発生年間各5回以内にすることを目標とする。	・定例会や管理会議などの会議体を通して、主管課や業務システム委託先等との情報共有を適切に行う。 ・関係者間でシステムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を未然予防する。	達成	・基幹系業務システムについては、全庁的な障害もなく、安定的に稼働できている。業務システム障害や事故の発生回数は達成水準内である。 ・15分以上のシステム障害→全庁規模発生(0回)、各業務システムでの発生(5回)。 ・引き続きサーバ監視を行い、障害発生の防止に努め、システムに起因する事故を年間7回以内にすることを目標とする。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 情報政策課	2	57	オンラインで利用できる行政サービスの利用促進、拡大	オンラインで手続きを行った件数の割合を30%とする。	令和4年度において子育て及び介護関係等37行政手続きのオンライン申請システムを整備する。 証明書コンビニ交付サービスの可用性を高める。 サービス提供プラットフォームとの情報共有を適切に行い、システムの運用状態を検証することにより、システム異常の事前把握に努め、システム障害を予防する。	未達成	- オンライン手続きを行った件数の割合は21%であり目標未達成となった。 - 図書館システムの不具合によりR4年度のオンライン化率に図書館分は含まれていないが、R4年度の図書館関係オンライン件数がR3年度と同等と仮定した場合、R4年度の「オンラインで手続きを行った件数の割合」は約40%となる。 - 引き続き、行政手続きのオンライン申請システムの整備を推進する。証明書コンビニ交付サービスの可用性を高める。
企画財務部 情報政策課	3	57	情報セキュリティの強化	情報セキュリティを適切に理解している職員を80パーセント以上とする。	セキュリティ関係研修及び標的型攻撃対応訓練を実施する。 情報セキュリティに関するアンケートを実施し、職員のセキュリティ意識を把握する。 那覇市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき書面監査を実施する。	達成	- セキュリティ関係研修及び標的型攻撃対応訓練、セキュリティ書面監査を実施した。 ※よく理解できた（30%）+理解できた（63%）=93% - セキュリティ関係研修及び標的型攻撃対応訓練を実施する。情報セキュリティに関するアンケートを実施し、職員のセキュリティ意識を把握する。 - 那覇市情報セキュリティ監査実施要綱に基づき書面監査及び内部監査を実施する。
企画財務部 情報政策課	4	57	システム標準化への対応	システム標準化計画の策定	システム標準化に関するデジタル化推進会議を立上げ、全庁でシステム標準化を推進する体制を構築し、標準化計画を策定する。	未達成	- 全庁でシステム標準化を推進するため、デジタル化推進会議（システム標準化検討部会）を設置した。 - 国において行う標準化基本方針の策定遅れにより本市の推進体制構築に不測の日数を要したため標準化計画策定に遅れが生じた。 - 策定する標準化計画に則り、デジタル化推進会議等で標準化対応に向けた検討を進める。
企画財務部 市民税課	1	59	個人住民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	重複扶養確認リストや法定調書から適正な課税を行い、当初課税時より5,000万円以上の調定額アップを図る。	税務署で資料（法定調書等）収集し、重複扶養者や所得超過者などを確認し適正な課税を行う。 また、課税客体の掘り起こしの一環として、未申告者の縮減化に向け、7月以降に申告の推進文書の発送を行い、給与支払報告書の未提出事業者の抽出をはじめ、国税庁から提供される「源泉徴収義務者情報」をベースに捕捉する。	達成	2月末日時点で重複扶養に係る課税増19,645,200円、法定調書に係る課税増30,811,600円、合計50,456,800円調定額アップをおこなった。達成済 - 重複扶養及び法定調書の課税については、年度により増減額の幅が大きく、本年度は年度末までの達成で厳しいものがあった。
企画財務部 市民税課	2	59	法人市民税の課税客体の掘り起こしと適正課税の推進	未申告事業所を把握し、調査及び申告の推進を行い、800万円以上の調定額（決定・更正による課税処分）アップを図る。	eLTAXにおける課税標準通知より更正・決定対象の法人を把握し、税務署で資料（申告書等）収集を適宜行うほか、申告書発送リストより申告期限を1月以上経過した未申告法人に対し、申告推進通知を毎月発送する。	達成	2月末時点における調査課税（決定・更正）等による調定増額分が29,756,000円（現年・過年度含め2社で28百万円増があった。）、申告勧奨通知については3月末までに466件発送し99件の申告があり調定額は5,237,900円の増額となった。調査課税分と合わせて34,993,900円となっており、目標を達成した。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 市民税課	3	57	電子申告等の勧奨推進	（個人住民税） 給与支払報告書電子化率 62.1%を上回る。（対前 年度 3%増） （法人市民税） 電子申告件数比率 78.9%を上回る。（3 月 末実績 77.9%に 1.0% 増）	事業所への申告書送付時に電子申告のチ ラシ同封をはじめ、市税のしおり、ホー ムページ等で勧奨に努めるとともに、関 係団体(各税務関係協議会等)との協力・連 携により、電子申告の推進を働きかける。 また、法人市民税の電子申告義務化が令 和 2 年 4 月より開始されていることから、対象となる大法人（資本金 1 億円超） については、個別通知等により周知を図 る。	達成	【個人住民税】給与支払報告書の提出は 3 月 22 日現在、 申告総事業所数 193,333 件のうち、電子申告（光ディス ク含）は 114,238 件（59.08%）で目標未達成。コロナ 過の影響で中小企業及び個人事業主が 3,281 件減少して いるが、電子申告は、1,990 件の減少で減少率からすると 電子申告事態は伸びている。（想定外要因）新規事業所へ の周知が課題である。（前年度の 95.14%） 【法人市民税】3 月末現在 17,811 件申告件数のうち電子 申告は 14,066 件（79.0%）現時点では、目標の電子申 告件数比率を上回っているため達成とする。個人・法人の 目標値全体では、達成されている。 ・国、県との連携のもと、推進していくとともに、市独自 でも効果的な周知広報を行うことで、対前年度を上回る取 組を行っていく。
企画財務部 市民税課	4	59	軽自動車税の課税客 体の掘り起こしと適 正課税の推進	「課税保留」の全件調査 を行い、課税権の有無を 明確に区分し、累積課税 保留件数を 220 件以下 に減らす。	原因別の課税権有無の判断基準や効率 的・効果的な調査方法等、マニュアルの 一部見直し(整備)を図り、適正課税を推進 する。 課税保留にかかる事務については、3 月 の繁忙期前に達成できるようスケジュー リングを行う。	達成	・令和 4 年 8 月 16 日時点の課税保留件数 482 件を調査、 課税復活 182 件、抹消 282 件等で計 477 件を処理、繁 忙期前の 12 月末までに課税保留を残数 5 件までに圧縮し た。 ・市町村は軽自動車、など車検証登録の住所変更や軽自動 車協会及び陸運の車両情報を変更抹消する権限が無いこと から課税客体（車両）が無いと把握しても登録との齟齬調 整のため課税保留で管理する。 ・次年度も当初課税における保留件数 j を 500 件以下にし、 最終件数を 100 件以下に減らす。
企画財務部 市民税課	5	57	税務証明窓口業務に 係る市民サービスの 向上	（コンビニ交付推進） 市民サービスの向上 （利便性）及び窓口の事 務負担軽減に向け、コン ビニ等での交付を推進す る。 数値目標は、税務証明 のコンビニ交付率を 12.03%（対前年度 3.0%増）とする。	（コンビニ交付推進） 来庁者に対し、案内チラシを配布し、 コンビニ交付を推進していくとともに、 市民課と共同してマイナンバー取得への アナウンス強化を図る。	達成	（コンビニ交付推進） ・各種証明書を交付する際、窓口封筒にマイナンバーに関 するチラシを封入し配布している。 ・今年度は、庁舎 1 階案内板を利用した広告やテンプス館 に設置されている広告モニターを利用しマイナンバーを利用 したコンビニ交付の利用についても周知した。 ・年度末時点でコンビニ交付率 11.60%となっているが、 緊急小口申請者を除く（コンビニでは、過年度の証明が発 行できないため）交付率は、12.84%である。（緊急小口 償還免除申請による想定外要因で窓口交付が増加） ・次年度についても引き続きコンビニ交付率アップを目指 す

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 市民税課	6	56	賦課業務の効率化(RPA導入検証及び本格稼働)	現在稼働しているRPAを継続しつつ、新規でRPAを導入できる業務がないか確認し、導入可能であれば今年度中に実用化する。	現在稼働（国税連携システムにおける他市回送、特別徴収にかかる異動届、軽自税の当初納税通知書返戻処理）しているRPAについては、今後も職員の負担軽減を継続できるよう、安定稼働を維持する。RPA導入可能な業務について調査・検証を実施し、導入可能であると判断された場合は年度内の実用化を目指す。	達成	・国税連携システムにおいてRPAを導入している他市回送業務については安定的に稼働している。繁忙期にあたる当初申告時期においても、特別徴収にかかる異動届業務についてRPAを稼働できた。 ・また、軽自動車税における当初納税通知書の返戻処理を行った。 ・RPAの導入検討事項は、今年度をもって一旦、終了とする。（現在、導入可能な業務については、検討済）
企画財務部 資産税課	1	59	土地に係る課税客体の適正課税の実施	市内の土地のうち、全体（非課税団体所有の土地、公道、墓地等を除く）の概ね7～10%程度を目途に調査を実施する。	年次毎の調査計画を作成し、調査を実施する。課税台帳、地理情報システムを活用して、調査対象筆の絞り込みや進捗管理を行うなど効率的に調査するよう努め、決裁処理についても簡易にできるよう検討する。 課内他グループとの情報共有、関係課との連携を強化する。	達成	・市内全域の全筆調査対象全体 76,000 筆 ・組織目標＝全体の7～10% 76,000 筆×7%＝5,320 筆 ・3/15 現在調査済み 5,400 筆 全体の7%の調査完了 ・今年度は目標値の下限で達成したが、次年度以降は、目標値の見直しや、処理手順等の改善が必要。
企画財務部 資産税課	2	59	家屋に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	12月までに 非課税家屋等の把握 減失家屋の把握 増築家屋の把握 をし、1月までにその調査を終えシステムへ入力する。	地理情報システムを活用し、減失や増築家屋を早期発見する。課内他Gとの情報共有及び連携を図る。また、他課の情報を活用する。 非課税家屋等の現況を確認し、適宜対応する。 課内及びG内研修等を行い、G員の力量アップを図る。	達成	・家屋の新増築及び減失、非課税について、12月までに概ね確認しており評価システムに入力できている。また、家屋Gと土地Gでそれぞれの異動処理について情報共有を行い適正課税に繋げている。 ・研修については、副参事による新人研修を実施し担当業務の遂行に成果をあげている。 ・次年度は、評価替え年度に当たるため、優先事項を整理したうえで、スケジュールを組んでいきたい。 ・内部の新人研修は成果があったことから継続していきたい。
企画財務部 資産税課	3	59	償却資産に係る課税客体の掘り起こしと適正課税の実施	調査の実施により、未申告及び申告漏れとなっている課税客体について、申告勧奨を350件以上行い、課税（税額更正）を50件以上行う。	・税務署調査：税務署に臨場し、課税資料の閲覧及び複写を実施、その後内容精査の上申告勧奨する。 ・共同住宅の実地調査を実施した上で申告勧奨をする。 - 各調査に基づく申告に基づき課税（税額更正）を行う。	達成	・申告勧奨を479件(e-TAX240件、税務署臨場49件、共同住宅190件)行い、課税・税額更正を75件（税務署調査59件、共同住宅14件、太陽光発電他2件）を行い、目標達成した。 ・税務署臨場調査については、申告勧奨に至る件数が49件と少なく、コロナ禍の影響と、e-TAX申告への移行が増えていると思われる。 ・税務署調査については、e-TAX調査を中心に行う。 ・共同住宅調査は早期調査着手を目指し、家屋の課税完了を待たず、家屋Gにて建築確認データより抽出した家屋調査の対象リストを提供してもらい、調査を行うことを検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 資産税課	4	59	事業所税に係る新規事業所の掘り起こしと適正課税の実施	新設事業所について、2件以上の調査を行い、申告勧奨を実施する。 適正課税のため、疑義のあるものについては、既存申告内容を3件以上精査する。	・新聞、インターネット、固定資産税データ等にて情報収集を行い、新設事業所の把握・申告義務の有無確認を行い、申告勧奨を行う。 ・システムからの情報活用の他、既存申告をランダムに抽出し、精査・進捗確認を行って、修正申告等を促す。	達成	・新設事業所については、申告勧奨を実施し5件の申告があった。うち3件は過年度遡及も含めての申告に繋がった。 ・既存申告については、精査の結果、7件の修正申告（または更正の請求）の提出があった。複数の過年度遡及にまで及び申告等がほとんどであった。 ・引き続き新設事業所への申告勧奨と既存申告の精査を行っていく。 ・今年度初実施した広報（なは市民の友）への掲載を引き続き行い、周知・申告勧奨を図る。
企画財務部 資産税課	5	59	納税通知書返戻処理の強化と死亡者課税の適正化	差し戻し（返戻）となった納税通知書のうち、送付先が特定できず、課税を保留する件数を100件以下に抑える。 相続人への課税替えを適宜実施する。	差し戻し（返戻）の原因を確認し、納税者の新住所、所在について親族等への電話調査、土地家屋の現地調査、戸籍謄本や住民票による調査、相続人調査を行い、新たな送付先を把握し、送達を行う。 死亡者課税については、随時、納税課からの賦課連絡票等により、課税替えを実施する。	達成	・返戻について調査を行い、新たな送付先を確認のうえ納税通知書を再送付した。 ・おくやみコーナーと連携して「現所有者申告書」の提出を促進した。 ・死亡者課税を長期化させないように、死亡した所有者の相続人調査を早期に行い、適正課税への円滑な推進を行った。 ・毎月の死亡者リストを元に、所有者の相続人調査を早期に着手するようにし、現所有者申告書を提出してもらうことにより適正課税推進指導を行い返戻件数を減らした。 ・現施策が功を奏していることから、現状形態を継続して行う。
企画財務部 納税課	1	59	収納率の向上と徴収猶予への対応	令和4年度の全体収納率を98.0%以上とし、516億円（当初予算額）以上の市税収入を目指す。	令和4年度滞納整理基本方針及び執行計画を作成し、それに基づき徴税業務を遂行するとともに、進行管理を的確に行う。	達成	・適切な徴収業務遂行により、令和4年度の全体収納率は98.5%で、収入額は540億円を超え、目標を達成できた。 ・令和5年度においてもコロナ禍の長期化、物価高騰による先行き不安は否めないため、全体の収納率を98.1%以上とする。
企画財務部 納税課	2	59	市税の賦課徴収の根拠となる市税条例等の整備	税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。	税条例及び規則に関する法律等の改正の情報を早期に収集し、担当課と課題の有無を確認・検討・調整を行いながら条例等の改正を行う。	達成	・担当課、法制契約課など関係課と調整を進め、令和4年度の改正は全て完了できた。 ・税法改正に合わせ、適宜・適正に条例改正及び規則の改正を行う。
企画財務部 納税課	3	59	移管分国民健康保険税の滞納額圧縮	国民健康保険課より移管予告書を送付された滞納繰越分国民健康保険税調定額に対し、収納率33%以上、執行停止10%以上を目標とし、滞納額の圧縮を目指す。	市税の令和4年度滞納整理基本方針及び執行計画に準じて徴税業務の遂行と進行管理を行う。 早期着手と財産調査を徹底し、滞納処分重視により年間200件以上の差押を実施、財産無し滞納者の執行停止処理を推進する。	達成	・令和4年度は、3月末時点で収納率47.17%を達成した（対前年比+9.39%）。執行停止額も2,340万円余、調定額1割超えを達成している。 ・保険料の移管も始まることから、国保税については、国民健康保険課より移管された滞納繰越分国民健康保険税から、収入額4,300万円以上と執行停止額2,000万円以上の総額6,300万円以上の滞納額圧縮を目指す。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
企画財務部 納税課	4	56	徴収に関する職員研修の充実・強化	徴収に関する高い知識を有する人材を育成するため、納税課内研修を実施（3回）すると共に、5種類以上の外部研修を受講させる。また、県税事務所等の研修開催がある場合は、積極的に参加させる。	研修計画書を作成し、職員の参加人数を記録する。	達成	- 年間研修計画に沿った研修会を実施し記録を行った。 - 徴収に関し高い知識を有する人材を育成するため、次年度も外部研修の確保や効果的な内部研修の実施を進めていく。
企画財務部 納税課	5	58	ペイジー口座振替受付サービスの推進	ペイジー口座振替受付システムを利用した新規受付件数を年間130件以上とする。	ペイジー口座振替受付実績表と広報スケジュールを作成し、それに基づき進捗管理対策を徹底する。	達成	令和4年度は、ペイジーで249件の新規受付を行った。
企画財務部 納税課	6	57	デジタル化の推進	・R5年4月の共通納税システム税目拡大に対応する。 ・RPAにより業務の自動化ができるか検証を行い、導入可能か判断する。	（共通納税システム税目拡大） 関係課及び金融機関と調整を行い、R5年度の固定資産税及び軽自動車税の当初納税通知書分から共通納税システムに対応できるようにする。 （RPA） 非OCR納付書の書替業務、ゆうちょ振替納付書の書替業務、還付請求書のシステムへの入力業務について、RPA化の検討及び検証を行い、導入可能と判断した場合は、次年度の運用化を進め業務効率化を図る。	達成	（共通納税システム税目拡大） ・令和5年4月から、固定資産税及び軽自動車税種別割については、当初納税通知書分だけではなく、再発行納付書及び督促状、催告書兼納付書等も共通納税システム対応できるよう滞納管理システム改修業務委託契約の締結、基幹システムと共通納税システムとの連動テスト等を実施し円滑な運用を行っている。 （RPA） ・非OCR納付書の書替業務については、令和4年12月からRPA化し本格運用している。 ・ゆうちょ振替納付書書換業務及び還付請求書の入力業務の適正について引き続き検証していく。 （共通納税システム税目拡大） ・今後の税目拡大に注視し滞りなく事業を進めていく。 ・市県民税普通徴収分について、再発行納付書及び督促状、催告書兼納付書等も共通納税システム対応できるよう滞納管理システム改修業務委託契約の締結や基幹システムと共通納税システムとの連動テスト等に向けて取り組んでいる。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 市民生活安全課	1	58	犯罪のない安全安心なまちづくり活動の推進	市内で保安灯を維持管理している団体に交付される保安灯電気料補助事業の申請団体数を243団体とし、保安灯の新設数40基を目標とする。	自治会定例会における説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、過去に補助を受けていた団体への申請の呼びかけを行うとともに、保安灯の新設を行った団体で補助金の利用を行っていない団体に対し、事業の周知を図る。	達成	・那覇市自治会等保安灯電気料補助金交付要綱第4条第1項に基づき245団体へ交付。 ①電気料補助申請団体数 245 団体 ②新設数：47 灯交付決定済 ・自治会定例会における案内のほか市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。 ※コロナの影響で定例会が開かれなかったことから、周知や申請期限については柔軟に対応する。
市民文化 市民生活安全課	2	58	交通事故防止運動の推進	交通指導員が2名以上配置されている小学校区数を26校区とする。	学校長会、自治会定例会における活動内容や各校区の配置状況の説明をはじめ、自治会等へのチラシの配布、市の広報紙やホームページへの掲載、交通指導員一人一人への声掛け等を通じ事業の周知を図る。	未達成	・2名以上配置は25校区（R5年3月23日現在） - コロナの影響により、交通安全関連行事が開けなかったことや、自治会定例会の開催が度々中止となったり、交通指導員や学校関係者、自治会含め地域の方々との交流機会が少ないため、声掛けができていない状況だったことなど。 ・交通指導員や学校関係者、自治会定例会における案内のほか、市の広報紙やホームページへの掲載等を通じ、事業の周知を図る。次年度は、民生委員・児童委員連合会等の団体に協力を呼びかけていく。
市民文化 市民生活安全課	3	56	消費者教育の充実	①消費者教育に関する講演・研修会の開催回数を11回実施する。 ②消費生活センター斡旋によって解決した案件の割合19.0%とする。	例年、出前講座等で国民生活センターからの情報を積極的に発信し消費者への啓発を実施しており、近年コロナ禍においては開催が困難となっているが、感染状況等をみながら、11回実施を達成水準とする。また、ホームページやリーフレット、パネル展を実施しながら消費者教育のための情報を発信する。また、関係機関との連携により相談体制の充実・強化に努める。	達成	①13回実施（達成）…地域見守り隊、地域包括、民児協、認知症カフェ、社協、障がい者支援団体、自治会長定例会等 ②解決率23.1%（1639件中379件） ・取り組みを維持していくことで、消費者被害の未然・拡大防止を図る。 ・出前講座のテーマ等については、社会情勢等に即した講座内容になるよう計画を立てる。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 市民生 活安全 課	4	56	外国人一元的相談窓 口事業の推進	①事業の周知 本事業（窓口等）の周知 に向け、年4回の庁内向 けの広報紙を発行する。 ②外国人対応の多い庁内 関係課との庁内連絡会議 を12月末までに実施 し、意見交換を行う。 ③沖縄県の委託事業に協 力し、事業スケジュール に沿って実施する。	①本事業（窓口等）の周知のため、市民 及び庁内向け、HP、Facebook 等により 情報を発信する。また、庁内向けには事 業の周知や情報共有のため、年4回広報 紙を発行する。 ②庁内連絡会議においては、各課で把握 している外国人住民ニーズや課題等につ いて情報収集を行い、庁内関係課に情報 共有を行う。 ③県及び委託事業、庁内関係課との連絡 調整等を行い、円滑に事業を進める。ま た、今後の連携体制の幅を広げる。	達成	①事業周知については、HP や Facebook など情報発信 しており、庁内広報誌については R5.2 月までに 4 回発行 済み。 ②6/28 庁内関係課と調整会議を実施。 ウクライナ避難民の状況やニーズ把握を行うため会議を開 催し情報共有を図った。また、避難民に対し、自治会や支 援団体と連携しながら物資提供等の支援に繋げた。 ③沖縄県の委託を受け「外国人相談窓口」を運営している 国際交流・人材育成財団と、避難民関連の諸問題に関し、 情報共有及び連絡調整を行った。 次年度の取り組みとしては、 ・HP や LINE・Facebook 等で、在住外国人に必要な情報 を英語とやさしい日本語で発信していく。 ・一般財団法人自治体国際化協会（クレア）の事業を活用 して、職員向けの「やさしい日本語講座」を実施する。
市民文 化部 ハイサ イ市民 課	1	58	【全体共通】さわやか 窓口対応、市民満足度 93%以上の維持	・行財政運営が多面的に 厳しくなることが想定さ れるが、市民満足度の目 標は、最低限、93%以上 を維持する。	[全体共通] ・アンケート調査により、市民満足度を 測定する。 ・アンケート調査の時期やコロナ対策を 踏まえながら実施方法について工夫す る。 ・コロナの状況を踏まえながら、総合窓 口研修、支所窓口業務体験研修等の実施 に向けて取り組む。 ・窓口業務委託事業者との月一回の定例 会等の開催により市民課業務運営方の協 議を充実させる。	達成	・9月アンケート調査実施 真和志：97.2%、小禄：96.8% 首里：98.5%、本庁：97.4% ・総合窓口研修5/19,26に実施 ・定例会開催（予定通り全月実施） ・年々対応項目の増加等厳しい状況であるが、工夫を凝ら し高水準の満足度を維持していく。
市民文 化部 ハイサ イ市民 課	2	58	【本庁】マイナンバー カードの申請件数を 上げ、適正・迅速な交 付に努める	・マイナンバーカードの 申請件数（目標） 174,352 件（累計） 54.4 %（人口比） ・前年度末実績 申請件数（累計）142,505 件 44.5 %	・市民及び職員への周知・広報活動の実 施 ・国やJ-L I S、先進都市等からの情報 収集 ・関係部署との連携・調整 ・課内勉強会及び支所職員の研修等の実 施 ・予約システム等の活用により待ち時間 の短縮。 ・申請補助や申請時来庁方式の実施。 ・真和志、首里、小禄の地区において休 日出張申請補助の実施。	達成	◎申請件数（累計）R5 年 3 月 31 現在 232,988 件 73.2% ・予約システム活用中 ・休日出張申請補助（主に申請時来庁方式で実施） ○7/30 小禄支所(97 件) ○8/20 真和志支所(85 件) ○8/28 首里支所（118 件） ○8/13,14 パレットくもじ au 合同イベント（96 件）等 ・那覇市マイナンバーカード出張申請受付等関連業務委託 を実施。市内商業施設等において申請窓口を 31 回設置し、 2, 074 件の申請を受付。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 ハイサ イ市民 課	3	58	【本庁・小禄支所】小 禄支所建設整備事業	・年度内に工事を完了し、 新支所を開所する。	・南側擁壁工事と建築工事の連携を図る。 ・工事関係者へコロナ対策を徹底してもら う。 ・関係各所と引越しに関する契約準備の スケジュールを確認し、業務を進める。 ・仮支所賃貸人（イオン琉球㈱）と引越 しの時期や搬出ルートを確認する。	達成	・竣工後引渡済 12/16 ・引越完了（イオン琉球調整どおり 12/26 月） ・休止期間（12/26 月～1/9 月）※平日 6 日 ・開所済み（1/10 火） ・事業完了により終了
市民文 化部 ハイサ イ市民 課	4	58	【全体共通】システム を活用し市民サービ ス等支援の充実を図 る	・令和 4 年 1 2 月までに 住記システムへ RPA を 導入し、令和 5 年 1 月よ り本格稼働をする。 ・令和 4 年 4 月に市の公 式 LINE や HP 上で窓口 混雑状況を確認できるよ うにし、窓口の混雑回避 を図れるようにする。 ・令和 5 年 3 月までに転 出転入ワンストップサー ビスを開始し、マイナン バーカードの利便性向上 や電子申請による市民サ ービスの向上を図る。	住記システムへ RPA を導入する。 ＜スケジュール概要＞ ・令和 4 年 5 月 選定準備（委員会の開 催等） ・7 月 公募開始・業者決定 ・12 月 RPA シナリオ構築 ・令和 5 年 1 月 稼働 ・各住民異動届の待ち人数をリアルタイ ムで表示し、混雑状況を表示する。 サービス開始：令和 4 年 4 月 ・住記システムを改修し、転出届及び転 入予約の電子申請を可能にする。 ＜スケジュール概要＞ ・令和 4 年 5 月 住記システム改修業務 委託契約 ・令和 5 年 3 月 改修完了 ・令和 5 年 3 月 サービス開始	達成	・RPA 導入契約済 シナリオ構築～1 月 本稼働 R5.1 月 ・窓口混雑状況確認（LINE 等） R4.4 月から実施済み ・転出届・転入（転居）予約ワンストップサービス 住記システム改修業務委託契約 12 月契約済 ※（R5 年 2 月 6 日 全国サービス開始）
市民文 化部 ハイサ イ市民 課	5	58	【本庁】窓口等の民間 委託の検証継続及び 次回契約見直しに向 けて検討	・8 月、新たに窓口業務 委託契約を締結し、11 月 から運営を開始する。 ・仕様書記載のサービス 水準（4 項目）を達成して いるか検証する。 ・審査返却率 4 % 未満 ・市民満足度 93 % 以上 の維持 ・職員満足度 70 % 以上 ・改善提案件数年間 12 件以上	・仕様書を作成 ・プロポーザルによる業者を選定 ・8 月までに契約を締結 ・11 月運営開始 ・委託業者との定例会議（月 1 回）の中 で、月間の実績報告を受けるとともに、 業務課題・提案について協議し、業務改 善を図る。 ・昨年の戸籍法・住民基本台帳法の一部 改正や、市民課業務 IT 化などの状況や見 通しを確認し、課内会議において協議し、 見直しすべき業務を確定する。	達成	・プロポーザル方式により業者選定 ・8/16 に契約 ・11 月運営開始 【サービス水準の検証】 ○定例会議 12 回実施 （令和 5 年 3 月末現在） ○審査返却率 平均 4.5 % 最小 3.8 %～最大 4.8 % ○市民満足度 97.4 % ○職員満足度 81.5 % ○改善提案件数 30 件

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 ハイサイ市民 課	6	58	【本庁】戸籍法改正に伴う戸籍訂正処理	・マイナンバー制度の導入にむけた複本籍解消作業を行う。 ・令和4年5月20日までに法務局から指示のある戸籍訂正を終了させ、全データを法務省へ送信する。 ・送信後、情報提供用個人識別符号の取得を行う。 ・全データ送信後にはじかれたデータの確認作業を行う。	令和5年度法改正に伴う、戸籍情報システムへの対応作業を戸籍訂正4人のチームを中心（会計年度職員含む）に行う。 令和5年度法改正対応（戸籍事務内連携・広域交付） 1) 戸籍副本データ全件送信作業 ＜R4.4.14～5.20＞ 2) 情報提供用個人識別符号の取得 ＜R4.4.14～8.10＞ 3) 戸籍情報システム改修 ＜R4 年度末予定＞	達成	○複本籍解消作業実施済 1) 戸籍副本データ全件送信作業[令和4年5月6日完了] 2) 情報提供用個人識別符号の取得[令和4年7月19日完了] 3) 戸籍情報システム改修[令和5年2月17日完了]
市民文化 部 ハイサイ市民 課	8	58	【支所共通】支所への広告付き窓口案内表示機の導入及び運用	・令和5年1月中に広告付き窓口案内表示機を導入する。 ・窓口案内表示機を運用する。	・事業期間、事業手法の決定 ・事業者選定手法（公募型プロポーザル方式）の決定 ・導入スケジュールの決定 ・事業者の選定 ・協定書の締結 ・広告審査	達成	・8/30 公募型プロポーザルにより業者決定 ・令和5年1月10日全支所導入完了 ・完了により終了
市民文化 部 文化振興課	1	58	「なはーと文化芸術事業」を実施し、市民の文化芸術活動を支援する	昨年度開館した那覇文化芸術劇場なはーとを文化芸術の発信拠点施設として周知し、市民の参加・鑑賞のために26事業を実施する。	・伝統芸能、演劇、現代美術、クラシック音楽など多様な文化芸術分野を取り上げる。 ・市民参加型の事業やロビーでの鑑賞事業を展開する。 ・年間を通してバランスのよい事業の配分に留意した工程表を基に各事業の進捗管理を徹底し、開催日に事業を実施する。	達成	・26事業中23事業が計画通りに実施され、3事業についてはコロナ禍の影響等により実施されないこととなったが、新たに3事業を実施できた。なお、26事業のうちの一つが本シート②の「伝統芸能ワークショップ」であり、項目が重複しているため、本項目で報告するのは25事業となる。 ・なはーと文化芸術事業として24事業（催事）を実施予定。年間を通したバランスのよい催事配分に留意しながら、工程表を元に今年度以上に計画的に実施する。
市民文化 部 文化振興課	2	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る（地域伝統芸能ワークショップ）	コロナ禍で変更・中止が生じかねないリスクを踏まえて、コロナ禍でも可能な事業を実施する。10団体程度の地域伝統芸能のワークショップを開催する。	工程表を作成し、事業者と参加者の3密を避けながら安全を確保しつつ、各事業の進捗管理を行いワークショップを実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染状況を考慮し、事業者と参加者が密にならない形式での開催を検討したことにより、当初のワークショップというアイデアからシンポジウムの実施へと実施形式を切り替え3月5日に開催した。 ・なはーと文化芸術事業における「なはーとワークショップシリーズ」の一部として継続予定。次年度は旗頭のことを中心にヒアリング等を進める計画である。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 文化振 興課	3	58	市民の文化活動を支援し、文化の振興を図る（うちなーぐち講座）	提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、多くの市民が芸能文化に触れられる成果公演等を行う。	- 提案型プロポーザル方式により受注者を選定し、魅力的な事業内容にするため受注団体と綿密な調整を行うとともに、事前周知、広報等を徹底する等し、多くの市民に芸能文化に触れる機会を提供できる工夫を行う。 - 各イベント等ではアンケートを取り、満足度を調査する。	達成	- 提案型プロポーザルにより選定された事業者により、10月から講座が開講。学習の集大成として、令和5年1月15日に成果発表を実施。成果発表では、うちなーぐちにのせて「かぐや姫」を披露した。 - うちなーぐちの普及啓発の目的に沿って、事業者の振り返りヒアリングを踏まえて、より効果的な実施を目指す。
市民文化 部 文化振 興課	4	58	国民文化祭の実施事業に関すること	次のとおり事業を実施する。 ①大正琴事業が11月6日開催。②かるた事業が11月5、6日開催。③茶道事業が10月23日開催。各事業が円滑に実施できるように関係団体と調整を行う。④史劇「首里城明け渡し」が10月30日公演。	工程表を基に、毎月の各事業の進捗管理を徹底し、開催日に実施できるように万全を期する。	達成	- 沖縄県や関係団体と密に調整を行い、事業実施に向けて取り組んだ結果、無事に①～④の事業を実施したほか、本市他部署や関連団体主催の事業についても国民文化祭の冠事業として実施することができた。 - 事業終了
市民文化 部 文化振 興課	5	58	パレット市民劇場及び市民ギャラリーの管理調整	パレット市民劇場客席天井の耐震診断の実施及び基本設計を完成する。	指定管理者や基本設計を請け負う建築工事課と情報を共有し、今年度事業であるパレット市民劇場客席天井の耐震診断の実施及び基本設計の完成を目指し、毎月の進捗管理を徹底する。	未達成	- パレット市民劇場客席天井の耐震化事業を円滑に実施するために、基本設計の前に基本計画の策定が必要となったことから当初計画の耐震診断と基本設計から基本計画へ業務委託の内容を変更した。なお、変更後の業務委託期間を令和5年8月31日までとし、繰越を行った。 - 基本設計及び実施設計を発注する予定である。
市民文化 部 文化振 興課	6	58	「那覇文化芸術劇場 なはーと」の管理運営	市民が利用しやすい施設となる手続き等を行うとともに、利用者の安全管理を徹底する。	劇場などの利用方法と利用上のルールの遵守について分かりやすく周知し、安全管理を徹底するとともに利用者への丁寧な対応を行い、利用者の満足度50%以上を目指す。	達成	- 施設利用の際の打合せ表や客席図面、駐車場利用届、劇場を利用する際のQ&Aをホームページに掲載した。また、共用ロビーの使用方法など運用が定まっていなかった事項を決定してきた。安全管理については、なはーとの全職員（委託含む）が救命講習を受講するなど有事に向けた危機管理の徹底を行った。更に、案内表示を増やす等、利用者に分かり易い劇場運営を行ってきた。アンケートの結果、利用者の満足度は67%であった。 - バリアフリー表示を増やす等、より分かり易く、より丁寧に親切な対応を継続する。また、引き続きホームページに必要な情報を掲載していき、利用者の利便性を高めていくことを継続する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 文化財 課	3	58	崇元寺跡保存整備事業の実施	年度末までに、事業用地を取得するとともに、崇元寺に関するAR・VRコンテンツを構築する。	●他の用地取得事業の事例を参考にしつつ、調整を行っている地権者との交渉を丁寧に進める。 ●AR・VRコンテンツの構築についてノウハウのある事業者へ委託業務等についてヒヤリングを行うとともに、プロポーザル方式等で事業者の選定を行い、受託者決定後は密に執行管理し、年度末完成を目指す。	未達成	●用地購入については、令和4年7月28日付で市の購入予定額を示し、権利者側担当者が組織内での承認手続きに遅れが生じていたが、令和5年1月23日に本部で直接交渉を行ったところ年度内契約に向けての意思が確認され、R5年3月に売渡承諾書の提示を得、同月に契約を締結し、支払いを完了した。 ●用地取得費の増額変更に伴い、AR・VRは事業計画見直しにより次年度事業へ変更した。代わりに解体設計と遺構展示の制作設置を行っているが、仕様を見直したことにより次年度に繰越をしている。 ・改善策としては、より細かな状況把握と執行管理を行うことで、早めに相手方との交渉を進めることができることから、より詳細な執行管理に努めたい。
市民文化 部 文化財 課	4	58	壺屋焼物博物館展示室環境整備の実施	映像解説及び映像シアターの制作	映像解説及び映像シアターの制作について課題整理など仕様をかため、プロポーザルを行う等の実施手法を検討し、発注する。 作業工程などスケジュール管理や発注業者と調整を密に行う。	達成	・10月に公募型プロポーザル実施 契約期間：令和4年10月19日～令和5年3月15日 映像解説及び映像シアターの制作、機械設備の設置などの業務を令和5年3月15日完了した。 ・R5年度は多言語の音声ガイダンスを製作する。
市民文化 部 文化財 課	5	58	収蔵庫の確保及びあり方の検討	年度内に南納骨堂の改修及び移転を終了する。	改修工事の設計を8月末を目途に行う。（7～8月・2か月） 改修工事を2月末を目途に行う。（工期約3カ月） 移転作業を3月末までに終了。	達成	・改修工事の設計：8月末完了 改修工事：2月末完了 移転業務委託：1月31日～3月31日 移転を完了した ・ワーキンググループ会議で収蔵庫の在り方について検討を続ける。
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	6	58	新型コロナウイルス感染症対応市民活動チャレンジ助成事業の実施	新型コロナウイルス感染症の影響により様々な困難に直面する市民や団体に対して支援に取り組む市民活動を支えるため、助成金を交付する。 ・助成団体 10 団体以上 ・助成金 8,000 千円	・募集要項等の策定及び審査会の設置 ・公募開始 ・書類審査、プレゼンの実施 ・審査会による交付団体の決定 ・助成金の交付 ・事業報告会の実施	達成	・5月に公募を開始、6月にプレゼンテーション審査会を実施し、13 団体（応募団体 33 団体）に助成金を交付決定した。 ・助成金確定額は7,786,612 円であった。 ・「国のコロナ交付金」の有無によりませんが、仮に同交付金を活用できるなら積極的に活用し、本事業を推進していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
市民文化 部 まちづくり協 働推進課	7	56	課内研修、定例課内会議（主査以上）、事業振返会議の実施	・4月異動職員に対しての課内研修 ・通年で、G 会議、主査以上での課内会議を実施する。 ※情報共有の機会を多く設けることにより、事務分担の平準化を図る体制が構築される。 ・主要事業の終了後には、振り返り会議を実施する。	・人事異動職員を対象に、課内業務研修を開催し、当課の主要事業の概要や課題等の共通認識を図る。 ・定期的に課内会議を開催することにより、重点業務や課題等の共通認識を図る。 ・各種事業終了後に振返会議を実施することで、課題や改善点等の共有を図れる。	達成	・人事異動職員（新規職員含め）に対する課内会議等を実施した。 ・各種事業終了後の振り返り会議等を実施した。 ・当課職員は比較的若い職員が配属されている。担当業務だけではなく、公務員（社会人）としてのスキルアップも必要との考えから、引き続き、課内研修等を充実させていく。
経済観 光部 商工農 水課	5	59	テンプス館及び伝統工芸館の一体的活用に関する基本方針を踏まえた施策の推進	・令和6年度からの指定管理者の指定を行う（令和5年1月） ・入居する各関係団体等と改装等に関する合意形成を図る（令和5年3月迄）	○両施設条例を廃止し新たに「てんぶす那覇」条例案を上程、議決を経る（令和4年6月） ○令和6年度からの指定管理者公募開始、予定候補者選定を行う（令和4年10月） ○指定管理予定候補者の指定議案の議決を経て、基本協定書の締結を行う（令和5年1月） ○施設整備・改築に向け、関係者間の合意形成を図る（令和5年3月迄）	未達成	・新規の施設条例制定及び債務負担行為設定について議決済（6月）。指定管理及び魅力向上事業等の実施事業者の公募を8月より実施、12月には審議会へ諮問するも予定候補者選定には至らなかった。 ・1月に再度サウンディング調査を実施。募集要領・仕様等を見直した上で令和5年度に再公募を実施する。 ・早急に再公募を実施、改めて審議会を経て予定候補者選定（10月）を行い、令和5年11月定例会での指定管理者議案の議決を得る。 ・令和6年4月には新指定管理者のもと、新たな管理運営が出来るよう目指す。
経済観 光部 商工農 水課	8	56	課題解決能力を持ち、まちづくりに貢献する人材育成	・勉強会等の実施	○知識向上のための勉強会の実施、人事課の研修資料と活用した自主学習を促し、企画立案能力・課題解決能力等の育成に努める（随時）。	達成	・OJT 等による知識向上に向けた自己研鑽や、人事課研修等の受講などを通じ課題解決能力等の育成に努めた。 ・対応能力の向上に資するため、継続して人事課研修資料や各種業務マニュアル等の活用による自己研鑽、勉強会等を実施する。
経済観 光部 なはまち振興 課	1	58	第一牧志公設市場再整備及び適切な管理運営の実施	①年度内の完成及び供用開始 ②管理運営方針を定める	①各種請負・委託契約の執行と管理を行い、必要な場合、予算案を上程する。 ②現状の課題を整理し、新市場供用開始にあわせ、新たな方針のもと運営を行う。 ③新市場の指定管理制度導入に着手する。	達成	・那覇市公設市場管理条例及び規則の改正を行い、3/19に新市場を供用開始した。管理運営については、しばらくは直営で行い、将来的な手法については、市場事業者の意見も伺いながら、指定管理者制度の導入も含め検討していく。 ・新第一牧志公設市場内に、新たに整備した調理体験室・多目的室を活用するとともに、中心市街地への回遊性の促進を図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
経済観光部 なはまち振興課	4	59	にぎわい広場の跡利用方針の確立	年度内の活用方針の決定	①二役の意向を確認し、案を作成。議会及び地域等の意見を確認する。 ②中心市街地活性化推進本部において決定する。	達成	・利活用方針案については、中心市街地活性化推進本部にて、承認を得た。 1/17・20には地域説明会を終え、1/24には外部委員からなる審議会である「那覇市中心市街地活性化推進委員会」へ報告を行った。 ・3/22の庁議で承認を得る予定だったが、法規確認を要する事項がでたため、確認出来次第、改めて庁議等に諮ることとしている。 ・仮設市場撤去後には、短期的な利活用についてのプロポーザルを予定しており、審査会を経たのちに、中心市街地に資する活用を行う。 （参考）R5年度の取り組み ・関係各課と調整の後、7/18の庁議で承認を得た。 ・10/13のプロポーザル審査会で優先交渉権者を決定し、11/1にイベント広場として使用可能なコインパーキング駐車場として契約完了した。
経済観光部 観光課	5	56	読売巨人軍春季那覇キャンプの受入	読売巨人軍春季那覇キャンプの継続実施	7月「那覇デー」実施。次期キャンプに向けた球団と読売野球事業部との調整 10月～1月キャンプ受け入れ整備 2月13回目の春季キャンプ実施	達成	・キャンプ誘致において重要な受け入れ環境の整備について、前年度の課題や球団からの要望に適切な対応を行うことで信頼関係を構築し、継続誘致へと繋がる。今年度も昨年の課題となったサブグラウンドの水捌け改善の整備を進めており、また、WBC開催に伴う、シーズン開幕が遅れることで、キャンプ期間延長（当初2月末⇒3月5日まで）の要望に応えて延長開催。 ・キャンプ継続誘致は確約されておらず、各年度において課題や要望に対して適切な対応を行う。
経済観光部 観光課	6	56	那覇市観光危機管理計画の取組	「那覇市観光危機管理対策検討会（仮称）」の設置	・課内の役割分担を明確に定める。 ・他自治体等の事例を参考に要綱等を策定する。	未達成	・審議会より戦略に基づく優先的に実施が必要な観光施策の提言（那覇への誘客や滞在を伸ばす取組・都市型MICE受入への取組）を優先したため。 ・庁内検討会を設置し、庁内関係部署との横断的な連携を図る体制の構築する必要がある。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境政 策課	1	56	温室効果ガスの削減	①庁内の達成水準 ・対 H28 年度比－ 5.2% （第 5 期エコオフィス計 画の目標値） ②市域の達成水準 ・対 R2 年度比－1 % 市地球温暖化対策実行計 画（区域施策編）の目標 値 2023 年度までに対 H12 比－5%	★第 5 期エコオフィス計画及び那覇市地 球温暖化対策実行計画（区域施策編）に 掲げる各施策の確実な取り組み ・環境保全対策会議（幹事会含む）に おいて前年度の総括を行い、各部局の取 り組み状況の確認を行う。 ・数値目標等の評価は「那覇市の環境 令和 3 年度年次報告書」としてHPなど で公表する。	達成	①対 H28 年度比 △10.3%（達成） ②対 R 2 年度比 △ 9.4%（達成） ①②ともに 両計画の取り組み推進について、関係機関とも連携
環境部 環境政 策課	2	56	地球温暖化に関する 社会情勢や国内外の 動向の変化への対応	★クールチョイス事業 ・補助事業採択 ・環境配慮行動の変容 ※補助事業申請時 の成果目標を採用 ★那覇市環境基本計画及 び那覇市地球温暖化対策 実行計画（区域施策編） の見直しを令和4、5年 度に実施する。	★クールチョイス事業の推進 【6 月】業者選定のための公募開始 ・コロナ禍に考慮した事業提案を重視 【9～1 月】食品ロスの啓発を中心とした 事業実施予定 ★令和 5 年度に終期を迎える那覇市環境 基本計画及び那覇市地球温暖化対策実行 計画（区域施策編）の前倒しでの改訂に 次のスケジュールで取り組む ①環境保全対策会議幹事会（12 月） ②環境保全対策会議への進捗報告（1 月） ③那覇市地球温暖化対策協議会審議（3 月）	達成	①クールチョイス事業は、上映会（2 回）実施。また、Z EHオンライン講座を配信予定 ★補助金事業は、補助実施内容の発表時期が7月に遅延し たため実施期間が確保できないと判断。今年度は実施せず ②環境基本計画と地球温暖化対策実行計画の改訂統合は順 調に進展 ①補助事業の実施要領発表に留意しながら実施 ②令和5年度末の両計画改訂統合にあわせ、 「ゼロカーボンシティ宣言」を表明予定
環境部 環境政 策課	3	56	再生可能エネルギー 導入に向けた基本方 針の策定	★基本方針案の策定 ・公共施設のLED化 の導入	【基本方針の承認】 ★環境保全会議幹事会 12 月 ★環境保全会議 1 月 ・「環境基本計画」及び「地球温暖化 対策実行計画」の見直し含む ・公共施設のLED照明の導入に向け た関係機関との調整を進める	達成	①本庁舎（全照明）、道路街灯（約 1500 本） 公園街灯（約 1300 本）のLED化について、 順調に進展。令和5年度に実施 ②本市施設へのLED照明や太陽光パネル導入にむけ、関 係部署と連携会議を実施。 今後、環境部から補助金や実施方法等の情報提供を行い、 全部署で共有していく ①②ともに左記の施策を推進
環境部 環境政 策課	4	58	ごみの減量化の推進	①事業系ごみの指導を増 やす ②家庭系ごみの啓発周知 を推進する	①ホテルやスーパー、病院等に対するご みの分別・減量化指導を推進する ②市HP等での周知を効果的に行う	達成	①コロナ状況もふまえながら、可能な範囲で対象施設を訪 問し、ごみの分別・減量化指導を実施した ・コロナ禍が落ち着きつつあり経済活動の回復に比例して ごみ量も増加が予想される。いっそうの分別・減量化につ いて指導等を強化したい

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境政 策課	5	58	ごみの資源化の促進	①事業系ごみの資源化を 推進する ②家庭系ごみの資源化周 知を図る	①事業所指導に際し、4Rを意識させた 分別と資源化の徹底を推進させる ②市HP等での周知を行いながら、小学 校4年生を対象に「体験型プログラム（買 い物ゲーム）」を提供し、資源化の啓発 を図る	達成	①コロナ状況もふまえながら、可能な範囲で事業所等を訪 問し4Rを意識した資源化推進を実施した ②資源化・減量の体験型プログラムとして「買い物ゲーム」 を50回（小学校4年生のクラス単位）で実施した ・コロナ禍が落ち着きつつあり経済活動の回復に比例して ごみ量も増加が予想される。今後ごみの分別・再資源化・ 減量化について企業・家庭の双方に働きかけていく
環境部 クリー ン推進 課	1	58	資源化物収集運搬禁 止行為指導の推進	・市内の一般家庭から出 されるアルミ缶等の資源 化物の搬入量を令和元年 度以上にする。 令和元年度実績 アルミ缶 174,740kg	・悪質な持ち去り者に対しては、指導・ 勧告を経て、過料処分等の処置を行う。 ・早朝パトロールを実施し、効果的な指 導を行う。	達成	・定期的かつ効果的なパトロールを行うとともに、持ち去 り者への指導の強化と勧告書の交付等を行うことで目標を 達成したと考えられる。 令和4年4月～令和5年3月までの実績 204,375 kg ・持ち去り行為の抑止効果の高い早朝パトロールを継続し ていく。
環境部 クリー ン推進 課	2	58	資源化物拠点回収の 継続	・総合計画の中間目標値 に示された45か所程度 の登録団体数を目標とす る。	・不安定な取引市場が続いているが、関 係団体と連携しながら登録団体数の増加 を目指す。 ・収集時の分別指導により、ごみ減量及 び資源化の推進を意識付けていく。	未達成	・コロナ禍により、地域活動など人と人とが集まる活動が 活発でなく、団体登録が伸び悩んでいる。 令和5年2月末現在 36団体 ・資源化物の持ち去り行為の抑止とごみ減量・資源化の意 識向上のため、引き続き行う。
環境部 クリー ン推進 課	3	58	アシスト収集事業の 充実	・新規申込時の声掛け率 （ごみ無し時を含む）を 70%以上にする。	・アシスト収集における声掛けは、コミ ュニケーションの広がりや対象者の状況 変化の把握、安否確認にも有効である。 ・高齢者の見守り支援にも繋がる本事業 の声掛けを推奨するために、新規申込時 に関係者も含め分かりやすく説明してい く。	達成	・新規申請時の説明等において、関係者も含めて丁寧な説 明を行うことにより、事業の趣旨等を理解してもらい目標 を達成したと考える。 ・新規申請 104件中83件が声掛けあり。 令和5年3月末現在 79.8% ・引き続き丁寧な説明を行いながら、事業を継続していく。
環境部 クリー ン推進 課	4	56	事故発生防止の徹底	・車両事故を減らすため、 安全運転講習会や実技研 修を年2回以上開催す る。	①毎朝の朝礼、班ミーティングによる安 全確認 ②安全作業マニュアルの徹底 ③班長・主査主任会議等での情報共有、 協議及び周知 ④安全運転講習会、適正作業演習の開催 ⑤車両の点検及び整備が必要な場合は迅 速な対応 ⑥事故の事例集を作成し、注意箇所や注 意点の情報を共有する	達成	・年間5回の講習会等を予定していたが、与那原警察署及 び東部消防本部は未だコロナ禍なので、講習会は控えてい るとのこと。残り熱中症対策講習会、腰痛予防講習会及び 職場内安全作業マニュアル勉強会は終了した。 ・コロナ禍等社会情勢によるが、安全運転講習の専門家で ある警察署等からの講習会を開催していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 クリーン推進課	5	58	不法投棄陳情・要請への即対応	市民の声を早急に対応できるよう、陳情受付から6日以内には内容確認を含め現場調整を行う。	- 陳情受付と同時に受付システムへ登録を行い、グループ内で情報を共有する。 - 他の部署へ引継ぐ必要がある案件や未処理案件を定期的にチェックして、迅速な処理対応を徹底する。	達成	- 陳情を受け付けた職員は、直ぐシステムに入力することにより、情報の共有を迅速に行い、担当者は適宜確認することにより概ね3日以内には現地調査を行い対応している。 - 当課に寄せる陳情は早急に対応が必要な案件が多く、受付システムを活用しながら、引き続き行っていく。
環境部 クリーン推進課	6	58	収集業務の一部委託化	令和5年度からの一部収集業務委託化に向けて、R5.3までに業者選定及び契約内容を確立する。	人材確保が難しい状況にあるが、ワーキンググループ（現場職員で構成）で選定した譲渡予定コースの委託料を算定し、適正事業者の選定と業務内容を精査していく。	達成	- ワーキンググループでの委託予定コースの選定は終了しており、委託料の積算についても考え方の整理はまとまっている。 - 委託コースと委託料の精査を行いながら、委託業者の意向を確認し委託実施に向けて整理する。
環境部 環境保全課	1	58	自然観察会や環境啓発事業の継続	自然観察会や環境啓発イベントに参加する市民にアンケートを実施し、市民の事業内容に対する満足度が75%以上とする。	- アンケート実施 主催事業（ホタル観察会、湧水めぐり等） 委託事業（環境啓発講座等） 共催事業の開催 漫湖チュラカーギ作戦、国場川水あしび - 外来生物の防除啓発活動	達成	- 湧水めぐり及び国場川水あしびが雨天中止、ひやみかなはウォーク漫湖観察会はコロナ禍で中止となり、ホタル観察会、漫湖チュラカーギ作戦、湿地の生き物観察会及び大嶺海岸観察会を開催。 - 開催代替日を設定するも悪天のため中止。
環境部 環境保全課	2	56	担当業務に係る人材育成	各種研修を受講した職員による報告会を開催する等、研修の成果を課内で共有する。	- 環境省環境調査研修所が実施する「水環境研修」に職員1名を派遣する。 - 県（南部保健所等）の研修や会議、現地調査等に参加する。 - 関係機関によるオンライン研修、講座の受講。	達成	- 環境省派遣研修はコロナ禍のため開催無し。 - 県の研修や関係機関による各種研修には参加。 - オンライン研修等への参加を増やす。
環境部 環境衛生課	1	58	動物愛護思想の普及啓発	犬猫の収容数の減少（対前年度比） R3は135頭（犬82頭・猫53匹） 市民の友に動物愛護思想の普及啓発に関することを掲載	- 広報誌等を活用した終生飼養の普及啓発 - 小学生を対象とした見学会やイベント等を通じた普及啓発 - 飼い主への返還及び譲渡事業の推進 - コロナウイルス感染者のペット預かり等の相談への適切な対応	達成	- R4年度の収容数92頭（犬58頭、猫34匹） - 本庁でのパネル展を含め見学会やHPを通して啓発活動を実施。 - 収容動物についても、HPの活用やチラシ配布により早期返還を行っている。引取りのない収容動物については、愛護団体と連携をとって譲渡を実施。 - 今年度同様の普及啓発活動の実施と収容動物の譲渡を継続していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
環境部 環境衛生課	2	58	犬猫の正しい飼養の推進	犬猫の飼養による周辺環境の悪化等、市民からの苦情・相談に対して適切に対応する。 相談を受けて3日以内に現地確認を行う。 R3 相談件数 1,627 件（犬 408 件・猫 1,219 件）	・広報誌等を活用した適正飼養（繁殖制限措置、所有者明示、係留義務など）の普及啓発 ・飼い主のいない猫への不妊去勢手術の実施（TNR 事業の実施） ・苦情・相談に伴う適正飼養の助言・指導内容を整理し活用する。 ・那覇市動物愛護及び管理に関する条例のガイドラインの策定	達成	・R4 年度の相談件数 1,345 件（犬 359 件・986 件） ・市民からの相談を受けて概ね 3 日以内には現地確認を行い、改善に向けて調整をおこなう。 ・R4 年度で市 314 匹、無料チケット 59 匹の TNR を実施。TNR 現地調査を通して地域へも適正飼養を啓発。 ・関係者を招いた検討委員会（5 回）を開催して、条例に基づく「人と猫との共生に関するガイドライン（なはねこガイドライン）」を策定。 ・市独自の TNR 事業の継続、新規 TNR 事業の拡大により相談件数の減少。 ・ガイドラインの普及、サポーターの育成を行いながら、生活環境を改善していく。
福祉部 福祉政策課	4	58	社会福祉法人・社会福祉施設に対する指導監査の実施	52 法人、178 施設に対し指導監査を実施する。	①指導監査実施予定案を作成する。 ②4 月 28 日に指導監査連絡会議にて指導監査方針を決定する。 ③5 月中旬に対象法人・施設に対し監査実施について送付する。 ④6 月より指導監査実施する。 ⑤6 月下旬より当月実施した監査報告をとりまとめて復命会を実施する。 ⑦令和 5 年 2 月までに対象の指導監査を終了する。	達成	・新型コロナ禍の影響で、監査日程の変更もあったが、順番を組み替えするなどしながら、予定どおり実地での指導監査が実施できるよう取り組んでいる。 ・52 法人、178 施設の指導監査を全て実施。 ・指導監査の実施方法について、感染対策に注意しながら、重点項目に絞った監査計画を立てることで、実地監査が可能となるよう検討する。
福祉部 福祉政策課	5	56	重層的支援体制整備事業の方向性の決定	重層的支援体制整備事業を推進する上での組織体制などの方向性を決定する。	①当該事業への理解を深めるため、課内で勉強会を定期的に開催する。 ②昨年度までにとりまとめた情報を関係部署で共有し、同事業の必要性について認識を深める。	達成	・事業への理解を深めるため、定期的に課内勉強会を開催した。また、11 月に関係部署を集めての重層的支援体制整備事業研修会を、12 月には意見交換会を実施した。 ・2 月～3 月にかけて関係部署から最終的な意見集約等を行い、事業実施に向けた方向性をまとめる。 ・重層的支援体制整備事業（移行準備事業）実施に向け、事業内容と実施体制の検討を行う。 ・組織体制の見直し、予算要求を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 チャージ がんじ ゅう課	3	59	第1号被保険者保険 料の未収金対策	介護保険料について、現 年度分収納率 98%以上、 滞納繰越分収納率 20% 以上をそれぞれ確保す る。	・給付制限等による納付喚起 ・滞納処分の実施 ・CALS のワークフローを活用した効率的な電話督促（納付約束日経過後に納付が確認できない場合等） ・新たに最終催告書等の発送を行い、通知による督促を強化する。 ・収納推進員と調整する機会を増やし、より効果的な納付督促を指導する。	達成	【達成状況】 ・介護保険料について、令和 5 年度決算において現年度分収納率は、目標が 98%に対し実績 98.4%と目標を達成しているが、滞納繰越分については、目標 20%に対し実績 18.1%となり未達成となった。 ・令和5年度より、納付約束不履行を繰り返す方や納付がなく滞納が累積している方等について、滞納処分業務の一部を滞納整理を専門に行う納税課に移管する。今後、移管業務をスムーズに行い、また窓口及び電話、通知等による納付相談、納付督促等も継続することで、より一層の収納率向上を目指していく。 【移管対処目安】 滞納繰越金額が5万円以上（841 件）
福祉部 チャージ がんじ ゅう課	5	57	行政手続きのオンラ イン化の推進	令和 5 年 2 月の稼働に向 け、チャージがんじゅう課 担当業務分として、18 の手続きをオンライン化 する	ぴったりサービス登録作業（9 月まで） RPA 作成（12 月まで）	達成	【達成状況】 ・オンライン申請システム「ぴったりサービス」については、18 手続き中 13 手続きについては登録作業を完了し、3 月に公開。残りの 5 手続きについては、次年度以降引き続き作業を行う。 ・「ぴったりサービス」から業務システムにデータを転記する RPA の作成については、担当職員がシナリオ作成研修を修了し、今後、順次作成していく予定である。（RPA 作成については完了せずとも、オンライン申請は開始可能。） ・達成水準にあるオンライン化については 18 事業中 13 事業のオンライン化（達成度 72%）とに取り組んだことから、達成とした。 ・現時点でどのくらいオンライン申請で申請されるのか、わからないため、数値の目標設定はできないが、徐々にオンラインでの申請率を上げるような取り組みを行う必要がある。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 チャーム がんじ ゆう課	6	57	地域密着型サービス 事業者の公募及び選 定	公募要項に規定する公募事業者数等の選定を完了する。 ・地域密着型特別養護老人ホーム（5 事業所） ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護（2 事業所） ・認知症高齢者グループホーム（4 ユニット） ・看護小規模多機能型居宅介護（3 事業所） ・地域密着型特定施設入居者生活介護（1 事業所） ・特定施設入居者生活介護（1 事業所）	事業者からの応募を5月末とし、地域密着型サービス委員会による評価を経て、7月末までに選定を完了する。なお、目標達成水準に満たない場合は、再公募等を行い、目標達成に取り組む。	未達成	【達成状況】 ・前年度に公募に係る意向調査を実施した上で、当該年度において再公募を含め2回公募を実施したが、一部サービスにおいては計画数に対し応募が少なく、計画に達しなかった。 （選定結果） ○地域密着型特別養護老人ホーム（1 事業所/目標5 事業所、20%） ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護（2 事業所/目標2 事業所、100%） ○認知症高齢者グループホーム（3 ユニット/目標4 ユニット、75%） ○看護小規模多機能型居宅介護（0 事業所/目標3 事業所、0%） ○地域密着型特定施設入居者生活介護（1 事業所/目標1 事業所、100%） ○特定施設入居者生活介護（1 事業所/目標1 事業所、100%） ・達成水準に掲げた施設整備のうち、未充足が、地域密着型特養（4 事業所）、認知症高齢者グループホーム（1 ユニット）、看護小規模多機能（3 事業所）と、達成度50%となることから、未達成とした。 ・不足したサービス事業所については、事業者からヒアリングした課題を踏まえ、第9次なは高齢者プランに反映させる。 ・看護小規模多機能居宅介護については、真地市営住宅の併設施設として1 事業所を建設中。
福祉部 障がい 福祉課	3	58	身体障害者手帳の安 定給付（給付1G）	障害者手帳の申請受付（審議会諮問除く）から交付決定までに要する期間を、2ヶ月以内の決定率85%以上とする。	1 医学に関する専門知識や認定基準の知識の向上及び診断書内容の疑義判定のためのグループ内判定会議を週2（火・木）実施する。 2 2週間に一度のグループ会議を通して、担当職員間での業務の見直しや事務の効率化及び職員のスキルアップを図る。	達成	・身体障害者手帳の認定交付担当に休職者が生じたこともあり、病院問い合わせ等の事務処理作業を優先する必要があったため、判定会議は定例開催ではなく、必要に応じ適宜開催して障害の程度や方針等を決定した。 ・また、担当外の職員へ一部事務を割振るなど、事務分担を見直すことで交付まで遅滞の無いように努めた。 ・R5.3.7 現在決定率 90.7%で目標達成したが、担当職員には大きな負担となった。 ・今年度は休職者が生じたことから事務処理を優先し、判定会議は適宜開催とした。 ・来年度は、必要に応じて適宜会議を開催し、業務改善、職員のスキル強化を推進する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 障がい 福祉課	5	58	障害福祉サービス及び児童通所支援の支給決定における標準処理期間の厳守(支援審査G)	障害福祉サービス及び児童通所支援の新規申請受付から支給決定までに要する期間について、2か月以内の決定率を85%以上とする。	1 年10回程度勉強会を開催し申請から認定調査、審査会、支給決定までの事務改善及び時間外勤務が多いことの解消など、課題の整理に取り組む。 2 障害福祉サービス等の実施については、計画相談支援事業所との連携が重要となることから、事務効率化や運用改善を随時検討していくため、相談ワーキングや特定相談支援事業所連絡会等に参加するなど情報収集に努める。	未達成	・R4年度の決定率は82.4%。 ・計画相談事業所が決まらず、計画案の提出に時間を要していることなどが要因にあると考えられる。 ・達成手段については、勉強会は3月時点で10回実施し、起案書類の記載方法等の統一化などを説明し、業務の効率化を図った。 ・2については11月に開催された特定相談事業所連絡会に参加し、情報収集及び業務に関する周知等を行った。 ・市民サービスの向上のため、今後も業務改善に取り組むを行う。 ・連絡会への参加についても現場の声を聞く重要な機会だと認識しているため、今後も積極的に参加をする。
福祉部 障がい 福祉課	7	56	高額療養費返還金発生時の対応マニュアルの作成（給付2G）	年度末までに返還金発生時の対応事務マニュアルを作成する。	・4月～8月 障害者研究部会を活用し、他市の返還金事務についての調査研究する。 ・9月～3月 毎月1回勉強会（G長＋職員1名＋会任職員1名指名）を開催し、年度末までに対応事務マニュアルを作成する。	達成	・障害者部会へ議題を提供し、12月他市から回答を得た。 ・12月下旬から勉強会を開催し、他市や他課の返還金の管理状況を参考にしながらマニュアルを3月に完成させた。 ・マニュアルを活用し、複数の職員で返還事務に取り組む。
福祉部 保護管 理課	1	58	（自立促進）生活困窮者自立相談支援事業の推進	厚生労働省が示す生活困窮者自立支援制度のKPI（目安値（新規相談受付件数615件、プラン作成件数308件））を達成する。	①平成28年度に立ち上げた庁内連携推進会議（関係課25課との）への情報提供を通して、更なる生活困窮者の掘り起こし及び相談窓口への誘導を行う。 ②沖縄県、ハローワーク及び那覇社協等の他機関と連携し、生活困窮者自立支援制度の周知や公報、相談者への包括的な支援に取り組む。	達成	・令和4年度は、新規相談件数が1,643件、プラン作成件数が623件で、KPI目安値を達成。 ・コロナ禍の令和2年度、3年度に比べ、生活困窮者自立相談支援事業及び住居確保給付金事業等の利用者数が、経済活動再開の影響などを受け、落ち着きを取り戻してきた。 ・生活困窮者自立相談支援機関（那覇市就職・生活支援パーソナルサポートセンター）は、これら事業の申請・相談窓口であり、利用者数がコロナ禍前の水準に戻りつつあることから、本来の生活困窮者への伴走型支援が実施できるようになった。 ・今後とも必要に応じた支援体制の強化及び予算の確保など、生活困窮者にとって必要な支援が確実に行き届くよう取り組みを進める。
福祉部 保護管 理課	2	59	（返還金業務）返還金徴収の実施	①現年度分の徴収率50% ②滞納繰越分の徴収率55%	保護世帯への訪問調査や保護者との窓口面談等の際に、確実に返還するよう指導を継続して行うとともに、口座振替による納付を推進していく。 法第78条の徴収金については、法第78条の2に基づく保護費との相殺（別途送金）を進める。 相続人の調査を実施し、徴収強化を図る。	未達成	・令和4年度の現年度徴収率は49.4%、滞納分は6.1%であった。過年度分は目標達成となったが、現年度分については調定の時期が3月に集中したことにより未達成となっている。 ・債権の検討時点で収納方法を調整する等、効率的で収納の機会を逃さない取り組みを行い、口座振替の拡充や保護費からの相殺（別途送金）による徴収強化に努める。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護管 理課	6	56	（職員育成）職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（4回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を踏まえ、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護支援員を活用し、業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・職員研修や勉強会を年間研修計画に沿って実施した。 ・コロナ禍の影響により、大規模となる「全体会議」の開催はできなかったが、実施方針・統一方針を用いて各班単位での研修を行った。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施することを目指す。 ・市民への説明責任を求められる場面が増えているため、適切な対応を学ぶためクレーム対応研修、危機管理研修等の実施も検討して行く。
福祉部 保護第一課	1	58	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率30%以上を目標とする。 2 全体の未接触世帯数（訪問や電話等で生活状況等の聴取ができていない世帯）を「0」件とする。	・訪問活動や電話での状況確認はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修等を通じてCWに理解させる。 ・5・6・7月を未接触世帯を対象とした訪問強化月間とし、9月末までには未接触世帯件数を「0」件とすることを目標とする。担当班長は各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また、各班長は目標達成までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 ・今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向け努力していく。	未達成	・3月末時点での訪問実施率（実地）は25.1%で、目標達成には至らなかった。また、訪問に加えて電話連絡等での状況把握の実施率に関しても52.5%と低調である。 ・未接触世帯数についても3月末時点で4世帯と目標達成には至らなかった。 ・訪問実施率については、福祉事務所における新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点や病院・施設側の面会謝絶、会計年度職員の欠員、職員の育休・療養休暇もあり、職員一人当たりの持ち件数が増えていることからやむを得ない数字だと思う。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。 ・また、他福祉事務所の訪問活動方法を調査する等、効率良い訪問活動に向けた方策を検討する。
福祉部 保護第一課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	・3月末時点で継続ケース・廃止ケースとも全て終了し、目標達成した。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第一課	3	58	生活保護法第 24 条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が 14 日を超えない割合を 50%以上とし、30 日を超えない割合を 97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は 3 か月に 1 回班長会議にて、30 日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	・法第 24 条の遵守については、3 月末時点で 14 日を超えない割合が 68.6%、30 日を超えない割合が 98.1%と達成している。 ・生活保護法第 24 条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各 CW に周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第一課	4	56	（職員育成）職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8 回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用し、ケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策のため、「保護課全体会議」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については実施することができた。 ・なお、「保護課全体会議」の主な目的である実施方針の共有については、各班単位で実施方針の読み合わせを行うことで達成できた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CW の立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第一課	5	59	老齢年金受給資格取得者への裁定請求指導	新たに老齢年金受給資格を得た保護受給者に対し、裁定請求指導を行い、年金受給率 77%以上を目標とする。	・新たに老齢年金受給資格を得る保護受給者の把握を早期に行い、資格を得た受給者へは年金指導員も活用し、早めに申請指導を行う。 ・担当班長は、毎月、班長会議で進捗状況の報告を行い、目標達成に向け努力していく。	未達成	・3 月末時点での年金受給率は 73.7%で目標達成には至らなかった。 ・これについては、会計年度職員の欠員、療養休暇もあり、職員一人当たりの持ち件数が増えていることが原因と考える。 ・老齢年金受給資格を得た保護受給者に対しての裁定請求指導は、他法他施策の活用の面から重要な業務であること、また、裁定請求に支援が必要な場合の同行支援員の活用等を研修等を通じて CW に認識を図っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第二課	1	58	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率30%以上を目標とする。 2 全体の未接触世帯数（訪問や電話等で生活状況等の聴取ができていない世帯）を「0」件とする。	- 訪問活動や電話での状況確認はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修等を通じてCWに理解させる。 5・6・7月を未接触世帯を対象とした訪問強化月間とし、9月末までには未接触世帯件数を「0」件とすることを目標とする。担当班長は各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また、各班長は目標達成までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 - 今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向け努力していく。	未達成	3月31日時点の訪問実施率は16.8%で、目標達成に至らなかった。また、訪問に加えて電話連絡等での状況把握の実施率に関しても44%と低調であった。 - 未接触世帯数についても3月31日時点で10世帯と目標達成に至らなかった。 - 訪問実施率については、福祉事務所における新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点や病院、施設側の面会謝絶、会計年度職員の欠員、療養休暇もあり、職員一人当たりの持ち件数が増えていることからやむを得ない数字である。 - 訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。 - また、他福祉事務所の訪問活動方法を調査する等、効率良い訪問活動に向けた方策を検討する。
福祉部 保護第二課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	3月31日時点で継続ケース・廃止ケースとも全て終了し、目標達成した。 - 例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第二課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を50%以上とし、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は3か月に1回班長会議にて、30日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	- 法第24条の遵守については、3月31日時点で14日を超えない割合が61.6%、30日を超えない割合が98%と達成している。 - 生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第 二課	4	56	（職員育成）職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用し、ケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策のため、「保護課全体会議」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については実施することができた。 ・なお、「保護課全体会議」の主な目的である実施方針の共有については、各班単位で実施方針の読み合わせを行うことで達成できた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第 二課	5	59	老齢年金受給資格取得者への裁定請求指導	新たに老齢年金受給資格を得た保護受給者に対し、裁定請求指導を行い、年金受給率77%以上を目標とする。	・新たに老齢年金受給資格を得る保護受給者の把握を早期に行い、資格を得た受給者へは年金指導員も活用し、早めに申請指導を行う。 ・担当班長は、毎月、班長会議で進捗状況の報告を行い、目標達成に向け努力していく。	達成	・3月31日時点で年金受給率は80.3%で目標達成した。 ・なお、現状では年金裁定請求を行った件数の把握を行わず、情報連携システムで取得した年金受給決定数で把握していることから、目標数値の把握にはかなりの時差が生じている。 ・老齢年金受給資格を得た保護受給者に対する裁定請求指導は、他法他施策の活用から重要な業務であること、また、裁定請求に支援が必要な場合の同行支援員の活用等を研修等を通じてCWに認識を図っていく。
福祉部 保護第 三課	1	58	訪問活動の確実な実施	1 全体の訪問実施率30%以上を目標とする。 2 全体の未接触世帯数（訪問や電話等で生活状況等の聴取ができていない世帯）を「0」件とする。	・訪問活動や電話での状況確認はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修等を通じてCWに理解させる。 ・5・6・7月を未接触世帯を対象とした訪問強化月間とし、9月末までには未接触世帯件数を「0」件とすることを目標とする。担当班長は各CWの訪問履行状況を班長会議で報告し、計画に沿った訪問を推進する。また、各班長は目標達成までの進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。 ・今年度も新型コロナウイルス感染症の影響により、訪問活動が限定的となっているところもあるが、目標達成に向け努力していく。	未達成	・3月末での訪問実施率（実地）は29.8%で、目標達成には至らなかった。また、訪問に加えて電話連絡等での状況把握の実施率に関しても50.8%と低調である。 ・3月末での未接触世帯数は9件あり、目標達成には至らなかった。 ・訪問実施率については、福祉事務所における新型コロナウイルス感染防止のための訪問自粛の観点や病院、施設側の面会謝絶、会計年度職員の欠員、職員の育休、療養取得もあり、職員一人当たりの持ち件数が増えていることから、やむを得ない数字と思われる。 ・訪問活動や電話連絡での状況把握はケースワーク業務の根幹をなす重要な業務であることを研修などを通じてCWに認識させると共に、煩雑化しているCW業務の整理を行い、訪問活動に集中できる体制の整備を図る。 ・また、他福祉事務所の訪問活動方法を調査する等、効率良い訪問活動に向けた方策を検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
福祉部 保護第三課	2	59	課税調査の適正実施	調査の結果、保護費の返還金が生じたケースについては、年度内（6月から3月まで）に返還決定までの処理を100%実施する。	担当班長は、班長会議で6月以降、毎月班ごとの処理状況を報告し、定められた期限内での事務処理の履行を推進する。各班長は、CWの処理状況を確認し、進捗管理を適切に行い、目標達成に努める。	達成	・3月末時点で継続ケース・廃止ケースとも全て終了し、目標達成した。 ・例年、調査困難なケース、事業所等の協力が得られないケース等については、処理完了までに多くの時間を要するため、年度末までかかってしまう結果となっている。迅速に処理を実施するためには初期調査の段階で、処理困難なケースの選別を適切に行い、優先的に処理ができるような方策を検討する。
福祉部 保護第三課	3	58	生活保護法第24条に定められた生活保護開始時期の遵守	申請から決定通知までの期間が14日を超えない割合を50%以上とし、30日を超えない割合を97%以上とする。	課長及び査察指導員は、査察指導票及び申請経過日数チェック表により適切に進捗管理を行う。また、担当班長は3か月に1回班長会議にて、30日を超えた事例の報告及び各現業員ごとの進捗状況の報告を行う。	達成	・法第24条の遵守については、3月末で14日を超えない割合が68.9%、30日を超えない割合が98.0%と達成している。 ・生活保護法第24条で定められた新規開始決定までの期間の遵守を、継続して各CWに周知徹底すると共に、新規申請の経過確認表により、事務処理の進捗管理を適切に実施し、処理の更なる迅速化を目指す。
福祉部 保護第三課	4	56	（職員育成）職員の人材育成と組織体制の強化	業務に必要な知識や能力の習得を目的に、課内実務研修・他法他施策研修等を年間計画に従い実施する（8回程度）。	・事業の実施方針・統一方針等について、職員全体で共有しその内容を理解する。 ・診断会議や稼働能力判定会議等を活用することで、生活保護行政の適正実施及び組織的な統一性を図る。 ・クレーム対応、リスク管理マネジメントについて、適正保護推進員を活用し、ケースワーク業務の強化を図る。 ・職員研修所や県等主催の研修について、職員の積極的参加を推進する。 ・年間研修計画に沿って、適宜・適切な時期に必要な研修を実施する。	達成	・新型コロナウイルスの感染予防対策のため、「保護課全体会議」は中止せざるを得なかったが、その他の研修については実施することができた。 ・なお、「保護課全体会議」の主な目的である実施方針の共有については、各班単位で実施方針の読み合わせを行うことで達成できた。 ・次年度においても新採用職員、異動職員の早期のスキル向上を実現させるために、年度当初の時期に業務研修を集中的に実施するを目標とする。また処遇困難なケースの増加に伴い、トラブルが増えていることから、CWの立場、安全を守るためのクレーム対応研修、危機管理研修等の充実を目指す。
福祉部 保護第三課	5	59	老齢年金受給資格取得者への裁定請求指導	新たに老齢年金受給資格を得た保護受給者に対し、裁定請求指導を行い、年金受給率77%以上を目標とする。	・新たに老齢年金受給資格を得る保護受給者の把握を早期に行い、資格を得た受給者へは年金指導員も活用し、早めに申請指導を行う。 ・担当班長は、毎月、班長会議で進捗状況の報告を行い、目標達成に向け努力していく。	未達成	・3月31日時点での年金受給率は70.2%で目標達成には至らなかった。 ・これについては、会計年度職員の欠員、療養休暇もあり、職員一人当たりの持ち件数が増えていることが原因と考える。 ・老齢年金受給資格を得た保護受給者に対しての裁定請求指導は、他法他施策の活用から重要な業務であること、また、裁定請求に支援が必要な場合の同行支援員の活用等を研修等を通じてCWに認識を図っていく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 健康増 進課	1	58	新型コロナウイルス ワクチン接種を円滑 に実施	令和4年9月30日まで に、3回目接種を滞りな く完了する。また、4回 目接種をファイザー社製 ワクチンの供給量が十分 にある前提で、接種率を 対象者の75%を目指す。	・那覇市医師会、関係医療機関と連携し、ワクチン接種が円滑に進められるよう体制を整える。 ・会場やスタッフの確保、接種券等の準備を早めに行う。	達成	・3回目集団接種は無事に9月18日で終了。60歳以上の対象者の4回目接種率は、1月30日時点で82%と達成しています。オミクロン株対応ワクチン接種を実施中。 ・令和5年3月31日期限の特例臨時接種が令和6年3月31日まで延長された。今後の国の動向に注意し、適切に対応する。
健康部 健康増 進課	2	58	特定健診受診率の向 上（受診者及び未受 診者対策）	・特定健診受診率をコロ ナ以前を上回ることを目 標値とする。（R元年度 2月末：26%、最終 36.4%）	・受診機会、受診環境の整備拡充(集団健診・まちかど健診実施) ・過去の健診や治療のデータを分析し、対象者の特性に応じたはがきやWeb・SNS・SMS等を活用した受診勧奨を実施し、効率的な各種健診の情報提供 ・未受診者への特性に応じた受診勧奨の実施 ・医療機関と連携した治療中未受診者への受診勧奨の実施 ・治療中未受診者対策事業(トライアングル事業)定着に向けた国保連及び医療機関との連携	未達成	・新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、対象者の受診控えや医療機関の健診の制限等の影響により、3月末時点の受診率は17.5%、法定報告値で30.2%となり目標には至らなかった。 ・通常の受診勧奨タイミングの見直しに加え、動画活用した勧奨等の新たな手法を取り入れながら受診勧奨を実施し、リピート率の向上を目指す。健診受診歴のない被保険者に対し、市医師会や各医療機関と協力しながらアプローチし、受診勧奨を行う。
健康部 健康増 進課	3	58	特定保健指導受診率 の向上（生活習慣病 発症予防の支援）	・特定保健指導実施率に ついて、2月末現在で前 年度を上回ることを目標 値とする。（R3年度： 12.9%）	・受持地区の個別状況を詳しく把握し、地域の特性や状況に応じた保健指導を実施する。 ・指導に関する勉強会を開催し、指導員間の情報共有及び指導員の能力向上を図る。	達成	・2月末時点の保健指導実施率は14.7%と目標達成となった（法定報告値で47.5%）。 ・引き続き、保健指導実施率の向上に取り組む。令和6年度から始まる次期データヘルス計画に向け、現行計画の最終評価及び次期計画を滞りなく実施、策定する。
健康部 健康増 進課	4	58	歯周病検診受診者の 増加	対象者(40・50・60・ 70歳)に受診券を4月 に送付し、2月末時点の 検診受診者をR3年度 (74人)の2倍(148人) 以上とする。	・「歯と口の健康週間」がある6月に市民の友に広報を掲載 ・受診勧奨はがきを10月に送付する。	達成	・初めての試みとして、未受診者に勧奨はがきを送付、583人の受診者で目標を達成した。4月に全対象者に受診券は送付済だが、認識していなかったとの反響が多く、勧奨による効果が大いにあった。 ・口腔保健支援センターにて全ライフステージに対して切れ目のない歯科保健を推進し、成人における歯周病予防のため普及啓発や定期的な歯科健診への受診行動を促すことを目指す。
健康部 健康増 進課	5	58	女性特有のがん検診 の推進	女性特有のがん検診の周 知及び未受診者対策を強 化し、乳がん・子宮がん の検診受診率をコロナ以 前の令和元年度（1月時 点：乳11%子宮13%） 以上に向上させる	・若年層対策として、健康増進課インス タグラムの活用をはかる。 ・受診勧奨はがきの1回目送付を例年の 10月から前倒しで9月に送付し、反応 を検証する。	未達成	・インスタグラム・LINEで情報発信し、受診勧奨はがきを2回にわたり送付したが、1月末時点で(乳7%、子宮10%)と目標には至っていない。コロナ禍で生じた受診控えから回復していない。 ・未受診者のうち、特に受診率の低い若年層にインタビューを実施し、効果的な受診勧奨の手法を検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 国民健康保険課	2	56	職場研修・職場外研修の推進	新型コロナウイルス感染拡大防止を図りながら、職場内研修または県や国保連合会等が主催する各種研修へ延べ19名（新任職員）以上参加させる。	- 職場内において、新任職員向け、スキル習得を目指した研修を実施する。 - 県や国保連合会等が主催する各種研修会については、感染拡大防止を図りながら、必要に応じて参加させる。	達成	- 課内研修においては、転入職員全員に対する新任研修や、国保財政に関する研修を後期Gを除く全職員対象に7回に分け実施。各G研修を必要時期に随時開催した他、保険税Gでは外部講師を招き、会計任用職員も含め税G職員全員を対象に専門的な研修の実施も行った。 - その他にも、国保連合会主催の新任研修では庶務グループ及び給付グループの新任職員が参加。職務ごとの他市町村との研修については書面開催を実施した。 - コロナ感染を行いながら、積極的な研修設定と参加を促し、職員の資質向上を図った。 - 課内新任研修は新型コロナウイルスの感染対策を行い、可能な限り、質疑応答により知識定着が図られる対面開催での実施を行った。その他の関係団体の研修も感染防止対策を徹底した上で、新任職員の受講を促し、職員の資質向上を図った。
健康部 国民健康保険課	3	59	国保税（現年度・滞納繰越分）の収納対策の強化	国保税の2023年3月末時点での現年度収納率を88%以上確保し、また、滞納繰越分収納率については17%以上を確保する。	- 滞納者への早期接触 - 電話督促の着実な実施 - 差押等の滞納処分強化 - 電話催告業務の民間企業への委託 - 未申告者への申告案内 - 被用者保険加入者への実態調査の実施	達成	- 国保税の収納率は、2023(R5)年3月末時点の目標を達成し、出納閉鎖時点における令和3年度の目標収納率も達成した。 ※2023(R5)年3月末時点収納率 現年度分 89.24% 滞納繰越分 19.96%
健康部 国民健康保険課	4	59	後期高齢者医療保険料（現年度・滞納繰越分）の収納対策の強化	後期高齢者医療保険料の2023年3月末での収納率を現年度分97%、滞納繰越分59%以上を確保する。	- 電話督促、催告書送付等を通じて収納率の向上に努める - 悪質な滞納者については年金等の差し押さえを実施する	達成	- 後期高齢者医療保険料の2023年5月末時点収納率 現年度分 99.27%、滞納繰越分 56.28% - 現年度分は達成できたが、滞納繰越分が未達成となった。未達成の理由は、新型コロナウイルス感染拡大に伴う営業収入などの減少で、保険料の支払いが困難となっていると考えられる。 - 令和5年度からは納税課移管による差押等の滞納処分の強化を図るとともに、引き続き滞納者への早期接触や電話督促等、滞納整理を行い収納率達成を目指す。
健康部 国民健康保険課	5	59	ペイジー口座振替受付サービスの推進	月平均60件以上の新規登録者を確保する。	- 国保加入者への口座振替勧奨の徹底 - 市民への周知強化	達成	- ペイジーによる口座振替の新規登録者数は、4月～11月の8ヶ月で1,946件、目標の月平均60件以上を大きく上回っている。 - ペイジー口座振替実績（R4.4月～11月） 受付件数 1,946件（前年928件） 対伸び率 109.6% - 口座振替率は95%と高く、ペイジーによる口座振替勧奨が収納率向上に大きく寄与している。今後も口座振替を積極的に進め、現年度優先納付を徹底していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 国民健康保険課	6	58	新型コロナウイルス感染症の影響を受けた市民に対する、国の財政支援を活用した国民健康保険税の減免、国民健康保険傷病手当金の支給推進	国保税のコロナ減免については、継続した支援が必要なため令和4年度も条例改正を議会へ上程する。また、国民健康保険傷病手当金については、給与補償の観点から、申請受付後、1ヶ月以内に支給を行う。	- 市民への周知徹底 - 申請受付からの迅速な処理	達成	- 国保税の減免については、6月議会での条例改正を経て継続した支援に取り組んでいる。国保傷病手当金については、申請受付後、全件1ヶ月以内に支給を行い、市民への経済的支援を図っている。 - 国保税減免 244件 44,525,000円（R5.5末現在） - 傷病手当金 395件 9,894,407円 - 保険税の減免については国の財政支援終了に伴い、令和4年度で終了。
健康部 地域保健課	1	58	コロナ禍における乳幼児健診受診率の向上	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ受診率の向上に努める。 - 乳児健診(前期)91.4% - 乳児健診(後期)80.4% 1歳6か月児健診84.2% 3歳児健診84.0%	1)新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて、乳幼児健診を実施する。 2)乳児健診(前期)に関しては年間を通して個別健診が受けられるようにする。 3)令和3年度実施できなかった保育所等への受診勧奨のポスター配布を行う。 4)3歳児健診においてR4.4月より導入の屈折検査機器についての周知チラシを健診案内通知に追加及び、保育所向けに配布し、受診勧奨を行う。 5)新型コロナウイルス感染症の影響により再中止していた母子保健推進員による未受診者訪問をコロナの動向を踏まえ早めに再開する。	未達成	- 集団健診方式である乳児健診(後期)は89.2%、1歳6か月児健診は87.8%、3歳児健診84.0%で目標達成。個別健診である乳児健診(前期)は、89.3%で未達成。 【未達成理由】新型コロナウイルス感染症やインフルエンザウイルスの影響により、受診控えがあったためと考える。 【達成手段詳細】・・・すべて実施 - 保育園や園長会へポスター配布及び受診勧奨の周知は、12月末に実施。本庁舎の広告モニターへ掲載も行った。 - 母子保健推進員による未受診者訪問は、6月より再開。 - 引き続き、 1)感染症防止対策を講じて乳幼児健診(集団健診)を実施する 2)乳児前期健診は年間を通して、個別健診として受診できるようにする。 3)保育所等へ受診勧奨ポスターを配布する。 4)親子健康手帳アプリの導入により情報発信の強化、受診勧奨できるように予約システムの導入や電子化に向けての調整を行う。 5)未受診者訪問の体制検討をする。
健康部 地域保健課	2	58	2歳児歯科健康診査事業の受診率の向上	受診率64.8%を目指す	1)新型コロナウイルス感染症防止対策を講じて、2歳児歯科健診を実施する。 2)令和3年度実施できなかった保育所等への受診勧奨のポスター配布を実施する。	達成	- 達成手段はすべて実施し、受診率66.2%と達成。 【達成手段詳細】・・・すべて実施 - 保育園や園長会へポスター配布及び受診勧奨の周知は、12月末に実施。、本庁舎の広告モニターへ掲載を行った。 - 引き続き、 1)感染症防止対策を講じて集団健診を実施する。 2)未受診者に対し、再通知ハガキの送付や、保育所等へ受診勧奨のポスター配布をする。 3)親子健康手帳アプリの導入により情報発信の強化、受診勧奨できるように予約システムの導入や電子化に向けての調整を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 地域保健課	3	58	産後ケア事業の充実	産後ケア事業の利用実績の増加 ・利用実績(延)40件→50件 ・訪問型に加え、通所型・宿泊型を実施する。	1)新型コロナウイルス感染症の予防対策を講じて事業を実施する。 2) 通所型と宿泊型の実施について、周知啓発を行う。 ・4月中旬に課内職員に周知。 ・5月中旬に親子手帳交付窓口とHPのチラシを差し替える。 ・5月中旬に関係機関(庁内関係課や在宅助産師)、産科医療機関へ事業の周知をする。	達成	令和4年度より、通所型と宿泊型も実施したことにより、利用実績は増加しており、目標達成。 ・達成手段はすべて実施した。 ・チラシについても、市民がわかりやすい表現に修正も随時実施した。 ＜R5.2月末＞ 利用実績(延) 105件 ・委託先を増やして、市民が利用しやすいように整備する。
健康部 地域保健課	4	58	那覇市自殺予防対策の推進	1) 周知啓発 2) 自殺対策関係機関連絡会議（庁内、外部）の開催（各々1回） 3) 相談窓口の充実	1) -①チラシ配布：8月までに、庁内関係課（生活保護課、市民生活安全課等）及び外部関係機関（那覇市社会福祉協議会、那覇市パーソナルサポートセンター、女性センター、那覇市地域包括支援センター等）に配布する。 1) -②ゲートキーパー養成研修会の開催（3月までに） 1) -③HPや市民の友掲載 2) 庁内会議、外部委員会議の実施により自殺対策の推進及び進捗確認を行う。（3月までに） 3) 相談を通して市民及び関係機関への専門的ケアに努める。	達成	達成手段はすべて実施。 1) チラシ及びSOSカードを庁内外に配布、ゲートキーパー養成研修も4回実施、HPにおいてストレスサインや相談窓口の掲載、市民の友は3月号に掲載。 2) 自殺対策関係機関連絡会議は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、庁内会議は庁内健康危機管理対策連絡会議（書面開催）にて庁内20課へ現状報告を行うことで代替実施。外部委員会議は、医療機関や労働部門等に対し精神科医師の講話・提言や市の現状報告を実施し今後の連携体制強化について推進を図った。併せて、会議の意見交換より、学校教育部門からのニーズが把握できたため、年度内の支援者向け研修会の開催に至り、自殺予防に係る人材育成へつながった。 3) 随時相談助言を実施した。 ・こころの健康の保持増進、早期発見、自殺予防に向け、引き続き、左記の事業を継続実施していく
健康部 生活衛生課	1	58	「那覇市 HACCP 制度実施検証事業」の実施	当該制度の定着を検証するための施設検査を120件実施する	・事業実施に係る委託契約を関係機関と6月までに締結し、事業実施に係る要領等を整備する ・食品等事業者に対して、「那覇市 HACCP 制度確認店」の登録に関する申請等について、ホームページ等により周知する	未達成	・事業実施に係る委託契約は、（一社）沖縄県食品衛生協会と4月に締結した。施設検査については、新型コロナウイルス感染症による影響により、食品等事業者から申請が無かったため、施設検査が出来なかった。 ・本年度の実績を踏まえ、食品等事業者の状況を考慮しながら自主衛生管理の実施を確認する業務を推進していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 生活衛生課	2	58	「那覇市生活衛生監視指導計画」の策定及び実施	生活衛生営業関係施設の業種別年間目標監視件数 理容所 20 件、美容所 70 件、クリーニング所 20 件、興行場 5 件、旅館業 100 件、公衆浴場 20 件、水道施設他 40 件、ビル管法関連 30 件、住宅宿泊事業法関連 100 件 総計:405 件	・年間目標の達成に向け、四半期毎の目標を定め、各期毎に目標達成できるよう監視を実施する ・職員の指導力を高めるため、県内外の研修会等に出席し、研鑽を積む	達成	・理容所 11 件、美容所 84 件、クリーニング所 418 件、興行場 1 件、旅館業 88 件、公衆浴場 18 件、水道施設他 10 件、ビル管法関連 14 件、住宅宿泊事業法関連 500 件 総計:1144 件 ・業種別監視目標において、概ね達成しているが、業種によっては新型コロナウイルス感染症の影響により、未達成となっている。 ・研修会等については、オンライン等を活用し、可能な範囲で出席した。 ・引き続き、同感染症の感染状況に伴う県及び本市の危機管理対策の方針等を考慮しながら、関連施設の監視指導を実施していく。
健康部 生活衛生課	3	56	食品収去検査における業務管理体制の維持	業務管理体制を維持するため、外部精度管理調査を実施する機関が行う調査に参加し、正しい判定を受ける	・精度管理に係る実施検証を踏まえた GLP（試験検査業務の適正管理運用基準）に基づき実施する ・職員の検査技術の習得及び練度向上を図るため、県内外の研修会等に出席し、研鑽を積む	達成	・外部精度管理調査を実施し、結果も良好との報告を受けている。 ・研修会等については、オンライン等を活用し、可能な範囲で出席した。 ・検査技術の維持向上を図るため、積極的に研修会等に出席する。
健康部 保健総務課	1	56	新型コロナウイルス感染症対応（現地対策本部の適正な運営）	・現地対策本部の人員の確保及び検査体制の整備	・支援部会等への応援調整 ・応援職員（事務職等含む）向けの研修会（積極的疫学調査）の開催 ・人材派遣や報償費等を活用し人材確保 ・企画財務部と調整 ・PCR 検査の業務委託（複数確保） ・検体採取センターの運営委託 ・高齢者施設等への出張採取の委託 ・変異株検査の業務委託	達成	・感染の波に応じて、①保健所内職員の協力による応援、②兼務発令による陽性者の段階に応じた職員の応援体制の整備、③5時以降や土日等の時間外での応援職員の確保、④市役所 OG、感染研、看護大学、他市保健師等の応援で対応。 ・会計年度職員、人材派遣等で人材の確保も概ねできた。 ・時間外手当等の確保。 ・医療機関、高齢者施設又はクラスター発生事業所以外の職場調査の重点化や疫学調査等の簡略化を行った。 ・厚労省の通知等に対応した就業制限等のマニュアルの整備を行った。 ・左記の業務委託契約のほか、学校保育 PCR 検査から RADECO への変更等新たな業務にも対応している。 ・新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけが令和 5 年 5 月 8 日から 2 類感染症から 5 類感染症に位置づける方針が示されたことから廃止になる業務や引き続き残る業務を確認し、現地対策本部の縮小及び閉鎖のタイミングを検討。 ・4 月以降も業務は継続されることから引継ぎ及び見直しがきちんとできることが必要。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
健康部 保健総 務課	4	58	那覇市立病院による 地域医療の充実	・ 建替え事業の財源（起 債・ハード交付金等）の 確保	・ 起債協議、実施計画、議会対応等、新 病院建設財源確保に向け、市立病院を支 援するとともに、次年度以降の沖縄振興 予算確保に向け、国や県への働きかけを 行う。	達成	・ 次年度以降の沖縄振興予算確保に向け、国や県への働き かけを行った。 ・ 毎週月曜日に市立病院と定例調整会議を行っている。 ・ 市立病院との間で細かな情報共有・連絡体制を引き続き 確保することで、病院の経営状況の共有に務める。 ・ 起債協議、実施計画、議会対応等、新病院建設財源確保 等の支援を行う。
こども みらい 部 こ ども政 策課	1	58	21-1 就学前の教 育・保育の量の確保と 質の向上 ①第2期那覇市子ど も子育て支援事業計 画の中間見直しの検 討 ②保育士確保に向け た取組の強化	21-1 就学前の教育・保 育の量の確保と質の向上 ①第2期那覇市子ども 子育て支援事業計画の中間 見直しの検討 ②保育士確保に向けた取 組の強化	①計画における量の見込みを検証し、こ ども子育て支援事業計画の見直しを検討 し、年度末のこども政策審議会承認す る。 ②県外の保育士の就職活動を支援する補 助制度を継続して実施する。事業者団体、 育成団体、マッチング団体等と意見交換 を行いつつ事業の実施に努める。	達成	①設定したスケジュール通りに業務を遂行できており、概 ね達成できた。 ②補助金交付などの業務プロセスについては、円滑に遂行 できている。年度末までに、要綱の見直しを行う。 ・ 第3期の計画策定に向けた準備を進め、保育士確保に向 けては国や県、部内の組織とも連携し業務を進める。
こども みらい 部 こ ども政 策課	2	59	21-2 教育・保育施 設の維持管理支援 ①大道保育所跡地の 処分方法の検討	①応札の無かった大道保 育所跡地について処分方 法を決定する。	①大道保育所跡地について応札の無かつ た理由を検証し、売却の必要性等を改め て検討する。	達成	・ 大道保育所跡地については業界関係者へのヒアリング等 により、コロナ禍の影響等から現時点の売却は困難との検 証結果となった。公有財産検討委員会に諮り当面の間の売 却保留の方向性を決めて行きたい。 ・ 売却保留後どのように活用するかも含め検討を行う。
こども みらい 部 こ ども政 策課	3	57	21-3 放課後子ど も総合プランの推進 と地域における居場 所づくりの推進 ①放課後児童クラブ に対する補助事業の 業務改善	①児童クラブに対する補 助事業実施業務について 業務量が膨大なため、デ ジタル化を推進し業務の 効率化を図る。	①包括外部監査において指摘のあった事 務処理にかかる事項を改善するため事務 の効率化、デジタル化を推進する。	未達成	・ 業務の自動化（RPA）について DX 推進室と調整してい るが、導入効果が見込める対象業務の選定や導入計画まで の段階に至っていない。通常業務を行いながらデジタル化 に向けた情報収集やグループ内協議の時間を捻出すること ができず、人員確保等の課題がある。 ・ 次年度は、適時組織要求を行い、導入効果が見込める支 出事務を選定、DX 推進室と調整しながらシナリオ作成 及び実証実験（デモ）を行い、事務処理の自動化を推進す る。
こども みらい 部 こ どもみ らい課	4	56	保育所等入所調整及 び給付業務を一貫し て担当することによ り、市民の多様な要望 や要求に的確に対応 し、市民サービスのよ り一層の向上を図る。	入所調整及び給付業務に 関する職員研修を年5回 以上実施し、制度に対す る理解を深める。	4 月 入所業務研修 給付業務研修 無償化に関する研修 5 月 加算等研修 6 月 処遇改善加算等研修 7 月 保育料研修 12 月 入所申込に関する研修 1 月 利用定員に関する研修	達成	・ 計画どおり職員研修を実施することができた。 ・ 入所調整に関するケアレスミス等が発生する場合もある ため、引き続き電子化や業務委託を推進する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こ どもみ らい課	5	57	保育・教育に関する手 続きについて電子化 を図り、市民の利便性 を高める。	R4 年 8 月までに、現況 届をオンライン化する。 R4 年 12 月までに、R5 年 4 月に向けた入所申込 をオンライン化する。	現況届 7 月 様式策定 8 月 ぴったりサービスに様式をアップ 現況届の提出を保護者へ告知 9 月 保護者はオンラインで現況届提出 R5 年 4 月入所申込 11 月 様式策定、ぴったりサービスヘ アップ 12 月 オンラインによる入所申込受付 開始	達成	・現況届及び R5 年 4 月入所申込について、オンライン化 完了。 ・現況届については 86%、入所申込は 50%オンラインで 申請。 ・窓口申込の入所申込について、OCR で読み取り RPA で 入力する方法を導入。
こども みらい 部 子 育て応 援課	1	58	低所得の子育て世帯 に対する子育て世帯 生活支援特別給付金 の円滑な支給	低所得の子育て世帯に対 する子育て世帯生活支援 特別給付金、市独自給付 金の支給	6 月：新規事業化 7 月：ひとり親世帯に対する特別給付金 の児童扶養手当受給世帯へのプッシュ支 給 ～8 月：ひとり親以外の世帯に対する特 別給付金のプッシュ支給 ～3 月：申請を要する世帯の申請受付及 び給付金の支給	達成	・6 月補正で事業化した低所得の子育て世帯に対する子育 て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)は、6 月 30 日にプッシュ型支給を実施した。 ・ひとり親以外の世帯に対する特別給付金は、7 月 29 日 にプッシュ型支給を実施した。 ・市独自給付金を含め申請を要する世帯への支給を実施し た。
こども みらい 部 子 育て応 援課	2	58	ひとり親家庭支援の 拡充	・各種相談件数の前年度 比で増加 ・関係団体の支援に関す る事業整理等の調整 ・養育費確保事業等の検 討	・周知、各種相談への対応 ・状況整理のため関係課等調整 ・公正証書の作成支援事業等の調査及び 事業化の検討	達成	・各種相談件数は、各事業の周知を通じ、前年度より増加 傾向にあり達成している。 (令和 3 年度 2,234 件⇒令和 4 年度 3/24 時点 2,430 件) ・関係団体に対して、予算等を含めた調整後一部支援する ことができた。他の支援に関し、引き続き、調整が必要で ある。 ・養育費確保事業の実施を調査、検討し、今年度より沖縄 県が実施していること等から、事業化は行わないこととし た。 ・支援が必要なひとり親世帯に必要な支援が届くよう、関 係団体との協力を継続しつつ、情報の周知や相談窓口の機 能充実を図り、国の補助金等を活用した支援事業の検討し た。
こども みらい 部 子 育て応 援課	3	58	児童手当制度改正(現 況届・所得制限)への 対応	・制度改正通知又は現況 届発送 ・全受給者の審査実施	～5 月：データ整備、市民向け通知書の 発注及び送付 ～9 月中旬：全受給者の審査実施	達成	・当初のスケジュールどおり実施することができた。(通 知発送は 5 月 27 日)

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 子 育て応 援課	4	58	こども医療費・母子父 子家庭等医療費助成 の充実	・こども医療費の制度拡充に係る事業実施 ・母子父子等医療費制度変更に係る事業実施 ・こども医療費制度拡充後の状況分析	通年：新規、再交付申請等。 市民向けに制度周知の再実施、医療機関等との調整対応 ～2月：実施状況の把握、分析、シミュレーション作成等	達成	・こども医療費の制度拡充については、スムーズに実施できた。就学児童向けにも夏期休暇前に市立学校の協力を得て、全児童ヘチラシの配布を再度実施した。 - こども医療費の新規・変更等のオンライン申請を9月より稼働することで、市民の利便性の向上を図った。 - 年齢・現物給付拡充により返還金等の請求事務が2倍以上になっているため請求事務の遅れが生じている。 ・母子父子家庭等医療費助成については、こども医療費に移行した児童について、今年度の現況更新等も無事に行い、スケジュール通り遂行している。 ・次年度5月に令和5年3月分の請求が届くため、1年間の数値が確定した後に状況分析、シミュレーション作成等に着手する予定。 ・こども医療費は現物給付方式での制度利用が大半となっており、今後も助成金の過払による返還金請求や高額療養費等の請求事務の増加が見込まれることから、事務遅延を生じさせないために組織体制を強化する。
こども みらい 部 子 育て応 援課	5	56	コロナ禍における要 支援世帯への支援の 充実	・要支援世帯の定期的な見守り体制を構築する ・関係機関への説明会及び研修の実施（通年）	・学校や保育園、保護管理課や教育相談課の支援員など日常的に子どもの見守り等を行っている関係機関と見守り・報告などの役割りや手法等の協議 ・校長会等を通じた説明、子ども教育保育科主催の保育所・こども園職員向けの研修等実施	達成	・適宜、要対協個別支援会議を開催し、個別の事案について課題を共有し、見守り支援体制の状況を共有した。また、支援員間の連携を深めるため、支援員合同の意見交換会を開催し、支援のあり方・課題等について共有を図った。 ・子ども教育保育課主催の保育園・こども園園長を対象とした研修会、小中学校校長会、教育研究所主催の中堅教員を対象にした研修、ファミリーサポートセンター協力会員養成講座研修、児童デイサービス事業所の連絡会等に参加し、虐待対応の見守り・通報義務について講義し、見守り体制の一層の構築を図った。 ・5年度新規事業として、「支援対象児童等見守り強化事業」と「ヤングケアラー支援体制強化事業」を実施予定である。それらの事業により、支援を要する子育て世帯を把握し、早期に支援に繋ぐ体制を構築していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こども みらい 部 こども 教育保育 課	1	56	就学前教育・保育の量 の確保と質の向上	a) 保育施設等の感染症対策に係るガイドラインを策定する。 b) 保育施設等へ確認監査や立入調査等を実施する。	a) 国県通知や保健所と連携し、適宜保育施設等に係る感染症ガイドラインの改定を行う。 b) 関係課と連携し、関係法令や実施要綱等に基づき、年度内に実施する。なお、実施方法は、施設訪問の他、感染状況に応じて、書面調査等も検討する。	達成	a) 令和5年1月時点において、国において、新型コロナウイルス感染症については、今春に感染症法上の位置付けを5類に移行する方向で検討していることから、これらの動向を踏まえて、本市のガイドラインについては、同感染症が予定通り5類移行の場合、廃止とする旨、決定した。 b) 感染対策を実施しながら、原則訪問調査とし、計画通り実施あり。 ・次年度以降も国県等の動向を踏まえて、感染症対策を実施しながら、就学前教育・保育の質の確保と質の向上に取り組む。また、確認監査や立入調査については、指導グループ担当職員を増員し、体制強化を図る。
こども みらい 部 こども 教育保育 課	2	56	安全・安心な給食の提供	a) 給食提供業務に係るマニュアルを改定する。 b) 給食提供業務の効率化を図る。 c) 公立こども園の給食提供施設に関し、中長期的な方向性等を検討する。	a) 国や県等の通知及び運用の中で発見された課題の整理を行い、年度内に各種マニュアルの改定を行う。 b) 給食提供業務に係るシステム改修を年度内に行う。 c) 給食提供施設の老朽化等を踏まえて、関係課と連携し、今後の給食提供体制等、中長期的な業務の方向性等を検討し、次年度の具体的実施に向け取り組む。	未達成	a) については、食物アレルギーに係るマニュアルの様式の改定を行った。 b)～c) については、主に栄養士職員の欠員（4人中、2人の欠員）や関係課における臨時的対応業務の発生等により、未達成となった。 ・次年度以降も引き続き各種マニュアルの改定を適宜行う。また、システム改修や給食施設の中長期的な方向性等については、欠員職員の確保を図るとともに、関係課との連携を行い、次年度速やかに取り組む。（次年度から給食提供施設の整備については、こども政策課に業務が統合されることから業務の効率化により、業務のさらなる進展が期待される。）
こども みらい 部 こども 教育保育 課	3	56	地域子育て支援拠点の再編・強化	a) 地域子育て支援拠点の実施個所の拡充の検討を行う。 b) 公立分の地域子育て支援センターのICT化を図る。	a) 令和4年度末までに実施個所の検証を行い、令和5年度から実施個所の拡充を行う。 b) 親子向け講座や職員研修について、オンライン化を図るため、国県補助金を活用し、パソコン等を年度内に各センター（計5か所）に1台ずつ設置する。	達成	a) 令和4年度実施のアンケート結果等を行い、市民ニーズの捕捉を行った。 b) 国庫補助金を活用の上、計画のとおり環境整備を行った。 ・次年度においては、アンケート結果の実証を行い、令和6年度以降の事業実施場所等の検討を進める。
こども みらい 部 こども 教育保育 課	4	56	就学前教育・保育施設におけるインクルーシブ教育・保育の推進	a) 全公立こども園に主任ヘルパー及び特別支援教育ヘルパーを配置し、特別支援教育を行う。 b) 保育施設等における医療的ケア児の受入に係るガイドラン策定等を行う。	a) 組織定数査定に基づき、主任ヘルパー19人、特別支援教育ヘルパー75人を支援の程度等を勘案の上、配置する。 b) 国県通知や関係機関との連携により、年度内に医療的ケア児受入に係るガイドライン策定等を行う。	未達成	a) 令和4年度において、採用人数は、主任ヘルパー19人（定数19人）、特別支援教育ヘルパー74人（定数75人）となり、欠員が生じた。 b) 令和5年1月にガイドラインの策定を行った。 ・次年度以降も業務負担の軽減や養成校への勧誘等を行い、人材確保に努める。また、医療的ケアに係るガイドラインについては、必要に応じて、適宜見直しを検討する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
こどもみらい部 こども教育保育課	5	56	こども発達支援センター機能の拡充	a)（仮称）新真和志複合施設への移転に係る要求水準書を策定する。 b)同センターと課内他グループで実施の保育施設等への巡回相談の一元化の検討を図る。 c)感染拡大期における業務実施方法を検討する。	a)新真和志支所建設準備室の示す移転業務スケジュールに基づき、要求水準書を策定する。 b)課内調整を行い、令和5年度から同センターで巡回相談業務を一元化する。なお、令和4年度に関連予算等の要求を行う。 c)感染拡大期も必要な支援を行うため、年度内に業務実施方法の見直しを行う。	達成	a)計画のとおり策定した。 b)指導グループとこども発達支援センターで行っていた発達保育に係る巡回相談について、計画のとおり次年度から同センターで一元化することとし、令和5年度当初予算の要求を行った。 c)今後の業務のDX化に向けて、タブレットを試験的に導入した。 ・次年度以降は、児童福祉法の改正に伴う業務内容の変更も念頭に、引き続き庁舎移転、巡回相談の実施、市民サービスの向上に向けた業務のDX化に取り組む。
都市みらい部 都市計画課	5	58	景観形成地域における助成金の交付	景観形成地域の建築物等の助成金の交付を景観形成基準の審査及び助成金交付要綱に従い交付する。	景観形成地域において助成金の交付申請のあった建築物を景観形成基準に適合するよう指導・誘導する。景観形成地域の概要や助成金の内容を周知するためのチラシ等を作成し地域への配布を行う。	達成	・交付申請のあった建築物について、景観形成基準適合するよう調整し、2件の交付決定を行った。 また、景観形成地域の概要や助成金の内容を記載したチラシ等の配布を12月に行った。 ・引き続き景観形成基準に沿った指導・調整を行い景観形成地域内の景観向上を図る。
都市みらい部 都市計画課	10	57	DXの推進	屋外広告物の許可申請及び景観届出審査業務において、申請に関する手続き等のオンライン化について情報共有を図る。	屋外広告物の許可申請及び景観計画に基づく届出行為について、国・県・他自治体の情報収集を行い、申請に関する手続き等のオンライン化について、DX推進室と連携を図りながら検討を行う。	達成	・情報収集やDX推進室との調整を行い、届出行為については、ロゴフォームを活用しての手続きを開始した。そのほか、許可申請の手続きのオンライン化についての検討・調整を行った。 ・引き続きDX推進室との調整を行い、許可申請手続きのオンライン化についての検討を行う。
都市みらい部 道路建設課	2	58	沖縄振興特別推進事業の円滑な執行	歴史散歩道整備事業について、年度内に整備工事に着手する。 整備内容と位置図について、今年度の実績に合わせて、市ホームページを更新する。	工事発注スケジュールを作成し管理する。工事発注後は請負業者と定期に進捗確認を行い課題整理を行う。 今年度の整備実績について、位置図などのデータを更新し、完成写真を掲載するなど、市ホームページを更新する。	達成	・議会での補正対応や資材価格調査などにより、工事発注スケジュールに遅れがあったものの、年度内(10月)に工事着手できた。 ・また、市ホームページを更新した。 ・予算確保に努め、事業の進捗を図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 道路建設課	5	58	用地補償業務の課題整理	物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、その都度、調査研究を行い、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した課内マニュアルを更新する。	補償基準等で明確にされていない移転補償等の課題について、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と調整し、その都度改善を図り、課内マニュアルを更新する。	達成	- 物件補償費算定や土地評価等において課題となっている事項について、関係部署や関係機関と連絡調整を図りながら、課内会議等で整理を行い、全担当職員が容易に活用できるようシステム化した課内マニュアル更新、算定テンプレート一部改正及び廃材算定テンプレート並びに内規規定に2規定の追加を行った。 1.廃材算定テンプレート 7月12日 2.補償算定テンプレート 7月19日 3.標準家賃の改正 8月8日 4.同一事業地内の転居 11月7日 - 補償基準等で明確にされていない移転補償等の課題について、補償コンサルタントや沖縄地区用地対策連絡会などの関係機関と調整し、その都度改善を図り、課内マニュアルを更新する。
都市みらい部 道路建設課	10	56	用地補償業務の研修	物件補償の算定方法、土地評価の方法、交渉のノウハウ等をテーマに年2回の研修を実施する。	補償の基礎的な知識を習得させるためのG内研修を実施することによりスキルアップを図る。	達成	- 用地補償担当者の継続的な育成（独立ち）及びスキル向上を目的として、補償関連規定、事務・意識（認識）改善及び物件補償・土地評価・交渉のノウハウ等をテーマに年2回の研修を実施する予定。 - 補償グループ研修（1回目/年2回） ・1回目：令和5年2月10日実施。 ・2回目：令和5年3月7日実施。 - 引き続き補償の基礎的な知識を習得させるための課内研修を実施することによりスキルアップをはかる。
都市みらい部 道路管理課	4	59	道路照明灯のLED化	那覇市道の道路照明灯をLED化するため、ESCO事業の検証を9月末までに行い、年内に事業実施に向けた方向性を示す。	ESCO事業について、事業者のヒアリングを実施し、契約内容や時期等について検証を行い、事業の方向性を示す。	達成	- 初めて実施する事業であり、募集要領等の作成には苦慮したが、事業実施の方向性は早めに示すことが出来た。 - その後、11月末には公募要領の配布、また、1月には業者の応募者資格確認結果通知を行うことが出来た。 - 市内全域の道路照明灯を更新し、LED化を推進する。
都市みらい部 道路管理課	5	56	課内業務報告会の実施	職員個々の業務について、1年1回グループ長会議にて報告会を実施する。	毎週グループ長会議にて、各G持ち回りで職員担当業務や抱えている課題等の報告を行うと共に、DXを活用した課題解決方法につながるのか課内で共有し検討する。	達成	- 各職員の担当業務報告を1年1回以上実施することができ、各職員の業務への自覚と課題整理が行えた。また、DXを活用した課題解決方法の検討については、R5年度に道路占用管理システムを導入することとなった。 - 引き続き、今年度同様にグループ長会議において、業務報告会及びDX活用した課題解決方法の意見交換を実施していく。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 道路管理課	6	57	スマートフォン等を活用した市民サービスの向上	本格稼働した道路投稿情報システムについて広く周知を図るため、今年度内に自治会長定例会等でチラシ配布を行い、また、本市 SNS への掲載を行う。	本格稼働した道路投稿情報システムについて、利用方法などを分かりやすく説明するためのチラシの作成を行う。また、本市 SNS（LINE など）への掲載について関係課と調整を行う。	達成	- 道路投稿システムの利用方法などを SNS 等により周知を行ったことで、投稿数が前年度の約 2.5 倍となった。 - より効率的、効果的に投稿ができるよう、引き続き取り組む。
都市みらい部 花とみどり課	1	58	計画的な公園・緑地整備の推進（事業及び用地・補償業務の執行率の向上）	整備工事及び用地・補償業務の執行率（契約ベース）を 90%以上とする。	執行会議を適宜開催し、実施状況の課題等の早期検討・改善を図るなど、執行体制を強化する。	未達成	- 執行会議を適宜開催し、進捗管理を行ってきたが、R5 年 3 月末時点の執行率（契約ベース）が 83.3%となり、未達成となった。主な要因としては、下半期発注の末吉公園整備工事（その 2）の入札が不調（技術者不足）となったことによるものである。 - 交付金の交付決定手続きを早める等、工事の早期発注を行い確実な事業進捗を図る。
都市みらい部 花とみどり課	3	56	工事現場等の安全管理の向上	安全管理・点検等の徹底により災害・事故をゼロにする。	工事安全パトロールチェックリストを活用したパトロール及び対策会議を定期的実施する。	達成	- 工事安全チェックリストを活用して安全パトロールを実施するなど、適時、工事現場の安全管理について指導を行い、今年度の災害・事故ゼロを継続中である。 9 件の工事を発注し、各現場の安全パトロールを実施した。R4 年 12 月には課内で、全工事箇所の一斉安全パトロールを実施した。 - 今年度同様にチェックリストを活用し、災害・事故ゼロを目標に取り組む。
都市みらい部 花とみどり課	4	58	識名公園の整備促進	令和 4 年度識名公園整備工事（土木）を発注し、工事を完成させる。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内に工事を完成させる。 R4 年 7 月：工事発注 R5 年 2 月：工事完了	未達成	- 識名公園整備工事（土木 1）は R4.9 月に工事契約し、R5.1 月に工事は完成した。 - 識名公園整備工事（土木 2）は R4.10 月に工事契約し、工事進捗や現場管理の徹底を図りながら R5 年 3 月末までに完成する見込みであったが、雨天等の影響で工程に遅れが生じ、R5 年度に繰越しとなった。 - 次年度も引き続き、整備を進めていくが、早期着手の手続きを活用するなど、確実に執行できるよう進捗管理を徹底する。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 花とみどり課	5	58	末吉公園の整備促進	令和4年度末吉公園整備工事（土木）を発注し、工事を完成させる。	工事進捗や現場管理の徹底を図り、年度内に工事を完成させる。 R4年7月：工事発注 R5年2月：工事完了	未達成	・末吉公園整備工事（土木1）はR4年10月に工事契約し、工事進捗や現場管理の徹底を図りながら、年度内に工事は完成した。 ・末吉公園整備工事（土木2）はR4年10月に工事発注を行ったが、入札不調となった。随意契約や再度発注の検討も行ったが、受託者の選定や工期の確保ができなくなったため、年度内での完了が困難となり、R5年度へ繰越しとなった。 ・次年度も引き続き、整備を進めていくが、早期着手の手続きを活用するなど、確実に執行できるよう進捗管理を徹底する。
都市みらい部 花とみどり課	6	58	デジタル化推進についての課内研修	デジタル化推進に関する課内会議を3回以上行い、課内で情報共有を図る。	デジタル化推進計画についての概要や各業務への取り組み可能性について、課内で議論を行う。 目安：第1四半期、第2四半期、第4四半期	達成	・各業務へのデジタル化推進への取り組み可能性について、R4年4月、9月、10月に課内会議を行った。 ・工事や業務委託等の提出書類の押印を廃止し、電子メールによる提出を可能とした。 ・引き続き、その他各業務におけるデジタル化への可能性について、議論を続ける。 ・次年度も引き続き、取り組み可能性について議論を進めていく。
都市みらい部 公園管理課	3	56	協働によるまちづくりの推進	公園ボランティアとして市民及び企業の2団体以上と締結を行う。	愛護会、自治会及び企業ボランティアの活動状況の紹介など啓発活動を行いボランティアへの加入を働きかける。	達成	・ボランティア募集の掲示などの周知を行い、愛護会を157団体から165団体に増やした（8団体増）。 ・引き続き、愛護会、自治会、企業ボランティアを増やすよう努める。
都市みらい部 公園管理課	4	58	民間活力を活かした公園活性化	漫湖公園について、公園利用者や地域等の利便性向上が期待できる民間事業者などの公募に向けた公募案を作成する。また、新都心公園は、公園全体の管理運営手法等の実施方針案を作成する。	総務省のアドバイザー制度を活用し、講師の意見を伺いながら、関係部署と調整を図り、漫湖公園は公募条件（案）を整理する。また、新都心公園は管理運営手法等の実施方針案を整理するものとする。	達成	・総務省のアドバイザー制度を活用し、民間活力の運営手法（指定管理、P-PFIなど）などの意見をいただきながら、漫湖公園については、公園利用者や地域等の利便性向上が期待できる民間事業者などの公募に向けた公募案を作成し、新都心公園については、公園全体の管理運営手法等の実施方針案を作成した。 ・新都心公園においては事業方針に基づいて事業者公募に向けて取り組む。また漫湖公園においては、カフェ事業などの公募の実施に向けて取り組む。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
都市みらい部 公園管理課	6	56	職員の育成と組織づくり	業務効率化を進めるため、最新のデジタル技術活用についての勉強会・研修等を6回行う。	職員による勉強会をグループ毎、又は情報を入手した職員主催等により開催する。また、研修等の内容については、行為許可等など、デジタル化が可能か議論していくこととする。	達成	・会計年度任用職員（2名）に対し、初任者研修を行った（2回）。 ・また、職員に対しては、新システムについての「利用者のID登録」などの研修を実施した（2回）。 ・行為許可等など、デジタル化が可能か他課の事例を参考に勉強会を実施した（2回）。 ・課内研修の実施や庁内外の各種研修へ参加し職員力の向上及び最新のデジタル技術情報収集に努める。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	1	59	真嘉比古島第二土地 区画整理事業の清算 業務	令和4年度清算徴収予定金額の、70%以上の徴収を目指す。	・地権者の相続が発生している場合もあり、関係課と連携しながら各地権者毎の相続人を慎重に調査する。 ・コロナの感染状況等を踏まえ、地権者に対して真摯に説明を行うとともに、地権者などの生活に大きな負担を与えないよう支払い可能な範囲で清算金を徴収する。 ・資金力があるにも関わらず清算金を支払わない地権者に対しては、差し押さえの手続きを検討する。	達成	・令和4年度の清算金の納付率については、98.8%となっており、70%以上の徴収率の目標を達成した。 ・各地権者の資力に応じた対応（少額の分割納付や差し押さえ等）を適宜行う。
まちなみ共創部 まちなみ整備課	6	56	職員人材育成と組織づくりを進める	職員の業務遂行能力の向上を図るため、課内業務に関連する勉強会や報告会等を3回以上開催する。	・課内における各グループの役割や職務分担について、課内の勉強会を行う。 ・コロナの感染拡大状況を踏まえつつ庁内及び県内外の研修等を受講する。 ・研修等の内容について報告会を行い、業務に関連した知識の情報を共有する。	達成	・4月に各グループの業務内容などについて、新任を含め課内全体による勉強会を開催した。 ・国土交通大学の空家等の県外研修に業務担当が参加し、9月には課内での報告会を実施するなど、情報共有を図り各職員の業務遂行能力の向上に努めた。 ・課内業務において個人情報扱うことから、12月に担当者を含め個人情報の取り扱いについての勉強会を実施し、業務遂行能力の向上に努めた。 ・再開発に係る県外研修についても、3月に課内で報告会を実施し、情報共有を図り業務遂行能力の向上に努めた。 ・新型コロナウイルス感染症の予防対策に努めながら課内勉強会や各種研修を受講することで、職員の業務遂行能力の向上を図る。
まちなみ共創部 建築工事課	4	56	技術職員の育成	調査員又は現場監督員として経験が浅い職員（3年以内）を中心に各種研修等を受講させる。	・日々の業務を通しての技術指導 ・技術研修等への参加 ・優れた建築物等の視察	達成	・技術職員は計画どおり研修会・講習会を受講した。 ・経験の浅い職員に研修等を受講させる。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 建築工事課	5	59	新真和志複合施設の建設	- PPP 事業者選定の公募資料を年度内に作成する。 - 土質調査及び測量業務を年度内に完了する。	- PPP 事業の発注者支援業務を上半期に契約し、専門的なコンサルタントの支援を得ながら、PPP 事業者選定の公募に向けた資料を作成する。 - 関係部課と綿密に連携しながら、工程管理を行う。	達成	- 関連業務は計画どおり年度内に執行した。 - 関係部課と連携しながらPPP事業者を選定する。
まちなみ共創部 市営住宅課	1	58	市営住宅の計画的建替え推進	市営住宅建替事業において、今年度は石嶺市営住宅第6期建替工事を完成させる。（更新戸数141戸）。	建築工事課との連携を図り、債務負担行為、国庫請求など適正な事務処理を行う。	達成	- 令和4年9月に石嶺市営住宅第6期建替工事で141戸を完成させた。また、旧石嶺市営住宅からの直接移転による入居世帯45世帯及び新規入居世帯96世帯に使用許可を交付した。 - 石嶺7期（集会所）、宇栄原5期（104戸）、大名4期（103戸）、真地1期（131戸）の本体工事を行う。
まちなみ共創部 市営住宅課	2	59	家賃の徴収率維持	家賃徴収率 99%以上を維持する。	指定管理者、債権回収会社との連携を密に行い、滞納への早期対応を行う。	達成	- 令和5年2月末時点の住宅使用料の調定額に対する徴収率は88.4%である。目標値の徴収率99%以上を達成している令和元年度から令和3年度の2月末時点における徴収率の平均は85.0%であり、今年度も同程度の徴収率を維持していることから目標達成見込みである。 - 指定管理者、債権回収会社との連携を強化し、徴収率の維持に努める。
まちなみ共創部 市営住宅課	3	59	市営住宅周辺地域の活性化と建替え資金の確保	石嶺市営住宅活用用地（第4期分）の処分等の方針を決定する。	石嶺市営住宅活用用地（第4期分）について、関係者調整等を行い、処分等の方針を決定する。	達成	- 令和4年11月の住宅政策等審議会において、石嶺市営住宅活用用地（第4期分）の処分等の方針を決定した。 - 引き続き宇栄原活用用地の処分に向けた検討を進める。
まちなみ共創部 市営住宅課	4	59	予防保全的な維持管理による市営住宅ストックの長寿命化	市営住宅ストックの適切な維持管理のため、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づき、若狭市営住宅外3団地において計画的な改善を行い、長寿命化を図る。	施設を使用しながらの工事となるため、入居者に対する周知等を徹底し、円滑な事業執行を図る。	達成	- 若狭及び銘苅市営住宅については耐震補強工事、壺川市営住宅については外壁等改善工事、壺川東市営住宅についてはエレベーター改善工事に着手している。 - それぞれの工事に関する説明会等により入居者への周知を図りながら工事を進めており、那覇市市営住宅ストック総合活用計画に基づく長寿命化が図られた。 - 国費の配分状況を踏まえながら、次年度も引き続き長寿命化を推進する。
まちなみ共創部 建築指導課	1	58	建築物等の耐震化の促進	年度内に大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画を作成する。	6月までに委託業者と契約を行い、2月末までには、委託業務を完了させ大規模盛土造成地の第二次スクリーニング計画を作成する。	達成	6月に委託業務を契約し、履行期間内で業務を完了させ、第二次スクリーニング計画を策定した。 - 次年度は、国への予算要望、第二次スクリーニング実施地区の地権者等への説明等を行い、令和6年度での第二次スクリーニング実施の準備を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 建築指導課	3	58	狭あい道路の整備促進	・2項道路後退済表示板を、年度内に75件以上交付する。	・狭あい道路沿いに建築する建築物全てについて事前協議を行う。 ・助成金制度を活用して事業の促進を図る。	達成	・令和5年3月31日時点で90件の2項道路表示板を交付した。 ・引続き、狭あい道路の整備促進を図る。
まちなみ共創部 建築指導課	5	56	職員の職務遂行能力の向上	・課内全職員は、1回以上、指定研修等を受講する。	・課内全職員は、課長が定める指定研修又は課内研修を1つ以上受講する。 ・リモート又はコロナ対策が図られた研修を受講する。 ・当該研修等を受講した職員は、各G長に研修報告を行う。 ・建築物及び宅地危険度判定講習の受講を促す。	達成	・課内全職員が研修を受講した。各職員は研修受講後に、「建築指導課職員研修報告シート」へ研修内容や成果・感想等を記入し課内での情報共有を図った。 ・4名の職員が被災建築物応急危険度判定コーディネーター養成講習会を受講した。 ・受講した研修の内容によっては、課内での報告会の実施等、さらなる共有を図る必要がある。
まちなみ共創部 技術総務課	1	56	職員対象の各種研修会の開催	職員の技術向上を推進するため研修会等を年間5回以上開催する。	・各種研修会の業務スケジュールに則り、女性及び若年層の技術職員を支援する勉強会の開催や国・県等が行う研修会への職員参加を支援する。 ・研修会開催にあたっては、コロナウィルス感染拡大防止対策を十分に行うほか庁内オンラインシステム等の活用を検討する。	達成	○那覇市主催研修会 ①R4.5.10⇒土木積算システム研修 市参加者 11名 ②R4.5.12&13 技術向上研修会 市参加者 21名（会議室 12名、Web9名） ③R4.11.21⇒「インフラ分野のDX 推進及び技術話題について」末常技術士（大阪技術振興協会）による講習会 市参加者 36名（会議室 9名、Web27名） ④R5.1.13⇒電子納品 CAD 操作研修 市参加者 9名 ⑤R5.1.17⇒電子納品保守管理システム研修 市参加者 17名 ○沖縄県主催研修会 ①R4.6.15⇒総合評価講習会（Web 会議） 市参加者 11名 ②R4.7.14⇒R4 設計積算等説明会（Web 会議） 市参加者 21名 ③R4.8.2⇒沖縄県コンクリート耐久性に関する研修会（Web 会議 県技術センター） 市参加者 1名 ・建設工事に関する基礎的な研修を引き続き行うとともに、女性技術職員の支援やR6年度から法律化される週休2日制の導入に関する研修や今後ICT化される最先端技術の活用など、必要な研修に関しては積極的に情報を取得し、参加することにより、職員の技術向上に繋げていく。 ・また参加人数の少ない研修については各課に若年層技術者の参加を呼びかける。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	2	58	那覇市優秀建設工事表彰	那覇市優秀建設工事表彰要綱に基づき、優秀な工事を施工した建設業者を表彰する。	・要綱に基づく表彰の対象案件を、関係各課へ推薦書の提出を依頼する。 ・提出された案件の現場及びその推薦内容などの確認や調整を行ったうえで、表彰に該当するか選考委員会に諮り、表彰を行う。また、パネル展を開催する。 ・表彰式にあたっては、コロナウィルス感染拡大防止対策も講じながら行う。	達成	・各課からの推薦案件をもとに、選考委員会を7月12日に開催、土木3件、建築6件、機械6件、電気4件の計19件の工事を選定し、8月5日に那覇文化芸術劇場なはーとにおいて那覇市優秀建設工事業者表彰式を開催し、コロナウィルス感染対策を講じながら表彰状の授与を行なった。 ・また、8月8日から12日までの約1週間、優秀工事を紹介するためのパネル展示を1階ロビーで行ったり、那覇市HPにおいても公表を行ったりすることで多くの市民への周知を図った。 ・建設業者の技術力アップだけでなくモチベーションアップにも繋がると想定されることから今後も引き続き継続していきたい。
まちなみ共創部 技術総務課	3	56	那覇市建設技術向上発表会の開催	那覇市建設技術向上発表会実施要綱に基づき、那覇市建設技術向上発表会審査委員会を経て、最優秀賞1点と優秀賞2点を決定する。	・要綱に基づき推薦依頼を行い、論文提出の依頼、市長副市長日程調整を行う。 ・提出された論文の製本、発表会のリハ－サル等おこなう。 ・発表会を開催し、速やかに副市長主宰の委員会に諮り、最優秀賞1点、優秀賞2点を決定・表彰を行う。 ・論文については、庁内部で共有を図る。 ・コロナ感染拡大防止対策を講じながら行うほか庁内オンラインシステム等の活用を検討し、技術の向上を図る。	達成	・庁内の各事業課及び上下水道局から出された研究課題、今年度は9件を10月26日に那覇市建設技術向上発表会をコロナウィルス感染対策を講じながら、会議室による対面とLiveOnによるWEBのハイブリッド開催で、3年ぶりに行なった。 ・各課長で構成する審査委員により点数をつけてもらい、最優秀賞1名、優秀賞2名を選定し市長から表彰状及び副賞の授与を行った。 - 最後に市長から今後も続けてほしい取り組みであるという高評価を頂いた。 ・職員の技術力向上に繋がる事業であるが、研究レポートの作成等に時間を要し、業務時間が割かれるため積極的な参加はほとんど無い。各課に協力をお願いしているが、今後はモチベーションアップにつながる策が必要。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	4	58	地籍の明確化（認証請求・取得など）	・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」地区については、地籍調査事業の成果に係る認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目」地区については、地籍調査の成果の認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区については、地籍調査の成果の認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「港町 4 丁目」及び「西 3 丁目」については、図根点測量及び一筆地測量を行う。	・「字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目」は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進め、県から認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「字宇栄原・宇栄原 4,5,6 丁目」は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進め、県から認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」は、認証請求添付書類作成要領等に基づき手続きを進め、県から認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・「港町 4 丁目」及び「西 3 丁目」は、地籍調査費負担金交付要綱や関連法令、要領などに基づき、委託業務を発注し、一筆地調査に基づき、図根点測量及び一筆地測量を行う。	未達成	【未達成】 ・字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目地区 未達成の理由としては、筆界未定が多く、その解消に時間を要したなど認証請求事務処理の遅れによるものである。認証請求を R5.2.15 に県へ行う目処が立ち、その後県から認証を取得し法務局へ図書を送付をする。 【達成】 ・字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目地区 認証請求を R4.11.29 に県へ行った。 県から認証取得を待っている状況。 認証取得後、法務局へ図書を送付する。 ・「港町 2（北）、3 丁目・曙 3 丁目」地区 認証請求を R4.3.18 に県へ行った。 県から R4.7.29 認証取得し法務局へ図書を送付した。 R4.1.13 法務局による図書の確認が済み正式に送付する。 ・港町 4 丁目地区 R4.7.26 業務委託契約 ・西 3 丁目地区 R4.7.11 業務委託契約 両地区とも図根点測量（C,D）及び一筆地調査（E2）に基づき、図根点測量（F1）及び一筆地測量（FⅡ-1）を行った。 ・字寄宮・長田 1 丁目・識名 1 丁目地区については、県から認証を取得し、法務局へ図書を送付する。 ・字宇栄原・宇栄原 4、5、6 丁目地区については、法務局が図書を受理することにより業務は完了する。 ・港町 4 丁目、西 3 丁目地区については、地籍測定を行い、地籍図等の作成により成果の閲覧を経て、地籍図及び地籍簿を作成する。 ・古波蔵 3 丁目地区については、土地所有者の立会により境界等を確認する一筆地調査を行う。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
まちなみ共創部 技術総務課	6	56	職員の業務遂行能力の向上	窓口業務等を習得する。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定交付について受付の翌日から概ね 10 日で交付 ・地籍調査の成果等の閲覧及び写しの交付 ・建設工事の合格通知書について工事完成の通知を受けてから 14 日以内の交付	・OJTを実施する。 ・業務マニュアルに沿って業務を行う。 ・課題等について、情報の共有を図り、改善を行う。	達成	・住居表示や地籍調査実施に伴う窓口業務対応の確認を行った。 ・グループ間の情報共有を図ることで、担当職員不在時であっても適切に窓口業務対応を行った。 ・住居表示に関する証明書発行 ・住居表示新規設定の受付及び交付（R4.11.10 実施） ・町界町名に関する問い合わせ ・地籍調査の成果等の閲覧及び写しの交付窓口業務の研修（R4.11.10 実施） ・建設工事の合格通知書については、発注者へ完成通知を受けてから余裕をもって全ての工事 11 日以内の交付を実施している。 ・人事異動等もあることから、課内で引き続き OJT を実施し、窓口や電話の市民対応が出来るよう情報共有を行う。 ・業務の際にちょっとした疑問点や統一したい事項等がある場合はすぐに室・グループ 会議を実施するとともに必要があれば、マニュアルの見直しを行う。
会計管理者 出納室	1	58	適正で円滑な出納事務の遂行	工事請負費等の負担行為の確認及び支払は最優先で行い、支払遅延を防止する。	・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は、受付日から 3 日以内（休日を除く）に確認・確定処理をし、担当課へ返却する。 ・返却の際は、支出命令書へ支払期限を記載するようメモを添付する。 ・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある工事請負費や委託料等の前金払の支出命令書は最優先で審査・支払処理をする。	達成	・「請求書受理から 14 日以内」の支払期限がある前金払を約定している工事請負費や委託料等の負担行為書は、特に意識して取り扱い、受付日から 3 日以内で確認・確定処理ができています。 ・支払いについても最優先で審査・支払処理をしている。 ・今年度と同様な取り組みを実施し、スムーズな支払処理につなげる。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
会計管 理者 出納室	2	56	公金危機管理マニ ュアル等の整備	【R4 年度】 ・マニュアルを点検し、見直しが必要な事項を洗い出し、3 月末までに改正の可否を判断する。 【R5 年度】 ・必要に応じて、3 月末までにマニュアルを改正する。	【R4 年度】 ・マニュアル等の内容の点検 ・見直し事項の検討 ・改正の可否の判断 【R5 年度】 ・マニュアル等の改正案の作成 ・公金管理委員会での協議 ・マニュアル等の改正	未達成	・1 年度間で最も業務が落ち着く決算後（7 月～8 月）にマニュアル等の総点検や他自治体の情報を収集する等を行うべきであったが、その時期を逸したために、本目標達成に向け集中的に取り組む時間の確保が難しくなった。今年度末までに他自治体が公表している同様のマニュアル等の情報を収集し、次年度以降、速やかにマニュアルの点検・課題の洗い出しを行えるよう備える。 ・R4 年度に収集した他自治体の情報を元に、R5 年度上半期中に見直し事項の洗い出し並びに改正の可否を判断する。改正を要すると判断された事項については、R5 年度末までに改正を行う。
会計管 理者 出納室	3	56	金融機関等窓口にお ける歳入金収納に関 する本市の課題の整 理及び情報共有	・7 月～8 月にかけて他自治体等の情報を収集し、課題等の洗い出しを行う。 ・9 月以降、課題の解決に向けて、関係課と情報を共有し、スケジュールや役割等の調整を行い対応する。	・県内及び県外自治体等の情報を収集 ・対応策検討を要する課題の洗い出し ・関係課への情報共有	達成	・各金融機関の窓口収納業務に対する手数料増額要求等の課題に対し、デジタル化推進室と連携し、情報を収集しながら、収納方法のデジタル化等による対応の検討を進めている。 ・その他、県内他自治体でも課題となっているゆうちょ銀行で収納された市税等の資金移動に関し、現行の小切手による方法の事務負担等を解消するため、デジタル化推進室、指定金融機関（琉銀）及びゆうちょ銀行と調整を進めており、今年度末までに収納関係課へ情報連携を図り、今後の方針を固める。 ・引き続き、デジタル化推進室、収納関係課、関係金融機関との調整を進め、金融機関の窓口負担の軽減に向け、対応を検討していく。 ・また、ゆうちょ銀行についても、小切手利用による事務負担等の軽減に向け、運用方法変更の検討を進めていく。
消防局 救急課	1	56	感染防止対策の強化 に向けた勉強会の実 施	救急活動における感染防止対策を強化することを目的に、8 月までに資料を作成し各隊（警防隊・救急隊）年 1 回の勉強会を実施する。	救急救命九州研修所での「感染防止対策強化研修」の講義資料を基に、感染防止対策勉強会の資料を作成し、3 月までに勉強会を各隊年 1 回行う。	達成	・救急隊員の安全及び活動の質を向上するべく、教育・訓練が行えた。今後も各種訓練・教育に取り組み、隊員の知識・技術の向上をは図る。
消防局 救急課	2	56	救急隊員教育訓練「第 5 次那覇市総合計画 の取組」	救急隊教育訓練を通して、救命士の特定行為、MC におけるプロトコルの再確認を行い救急活動における技術・知識の向上を図る。3 月までに各隊年 1 回実施する。	救急課担当と指導救命士が連携を取り、9 月までに訓練実施要領を作成し各隊 3 月までに年 1 回実施する。	達成	・救急隊員の安全及び活動の質を向上するべく、教育・訓練が行えた。今後も各種訓練・教育に取り組み、隊員の知識・技術の向上をは図る。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
消防局 予防課	1	56	火災原因調査体制の 構築・強化	年3回の研修（座学・実習）を実施し、現場調査から調査書類作成までの標準化を図る。 また、火災調査書記入要領チェック表を活用し、各署所・分署職員に対しての研修を行う。	1 回目は、各署所職員を対象に座学、2 回目及び3 回目は署長に推薦を受けた職員を対象とした座学及び見分実習を実施する。	達成	・6 月から 7 月にかけて、各出張所及び神原分署（各警備）において、座学を実施、また、両署長からの推薦職員に対して 10 月に電気火災の実習（対象職員 9 名）、2 月に模擬家屋による発掘実習（対象職員 18 名）を実施した。
生涯学 習部 総務課	1	58	第3次那覇市教育振 興基本計画の進捗管 理	計画の進捗管理における PDCA サイクルを効率的、効果的に回せるよう、教育行政マネジメントシステムと教育事務点検評価を連動し実施する。	マネジメントシートと教育事務点検評価シートを一体化させた帳票を作成し、両評価で活用する。	達成	・教育行政マネジメントシステムと教育事務点検評価の両方で活用できるよう、両評価シートを一体化させた帳票を作成した。 ・今後も、計画の進捗管理における PDCA サイクルを効率的、効果的に回せるよう、両評価を連動して実施する。
生涯学 習部 中央公 民館	1	58	家庭教育力の向上	①乳幼児学級、家庭教育学級、親子ふれあい教室の受講生アンケートによる満足度を 98% ②男性(父親等)の受講者延べ人数を講座受講者延べ人数の 15%	家庭教育学級などへ男性（父親等）の参加を促すために、親子で楽しみつつ家庭教育力を向上できるような学習プログラムを工夫することや土日開催やオンライン講座の開催を進める	未達成	・令和 4 年度受講生の満足度は 97%、男性（父親等）の参加率は 13.7%で目標達成はできなかったが、家庭教育の様々な課題に対していろいろな視点で講座を開設し、学習機会を提供することができた。 ①講座満足度（R3 実績：96.3%、R4 目標値：98%） ②男性参加率（R3 実績：13.9%、R4 目標値：15%） ・今後もいろいろな視点で講座を開設することで、家庭教育の課題解決に向けた機会を提供していく。 ・今後も講座内容等を工夫して父親の参加を促していきたい。 ・対面講座を主としつつ、講座内容がオンライン形式に有効な場合には活用していきたい。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
学校教育 部 教育相 談課	1	58	子どもの貧困対策の 推進	各小中学校に子ども寄添 支援員（SSW）を配置し、 必要な支援につなげる。 年間目標 380 人 （R2 年度実績_年間 441 人支援_R3.3.31）	子ども寄添支援員により、貧困家庭（準 要保護世帯等）で不登校等の児童生徒の 置かれた環境を確認し、学校・行政・家 庭・地域等と連携して、就学援助や生活 保護などの各種支援制度の案内、不登校 等などの児童生徒については、居場所の 提供等、必要な支援ができるよう関係機 関へつなぐ。	達成	達成水準に対する実績 ・支援した世帯数 506 世帯・人数 744 人（児童生徒支援 数 623 人） その他事業成果 ・子ども寄添支援員が居場所等へつないだ人数（213 人） うち放課後児童デイサービス 30 人、むぎほ学級 27 人、 きら星学級 35 人、ていんぱう 7 人、子ども食堂 7 人 ・子ども寄添支援員が、行政支援につないだ件数（229 世 帯・380 人） うち生活保護 7 世帯、児童手当・児童扶養手当等 16 世 帯、就学援助 116 世帯、入学準備金等 46 世帯。 ・その他機関につないだ人数（265 人） うち児童相談所 11 人、子育て支援室 39 人、パーソナル サポートセンター 8 人、医療機関 50 人、社会福祉協議会 43 人
学校教育 部 教育相 談課	2	58	不登校対策の推進	不登校児童生徒が抱える 要因を分析し、関係機関 との連携等により、児童 生徒の社会的自立に向け た支援を行う。 目標水準：相談機関につ ながっていない不登校児 童生徒の割合：小 21%、 中 18%（R2 実績小 34.9%、中 23.4%）	学校の現状把握のための訪問や登校支援 リーフレットの活用、不登校対策委員会 や不登校対策研修会の開催、相談室はり ゆんや自立支援教室（あけもどろ・きら 星・むぎほ学級）の実施及び運営、教育 相談支援員の配置等を行う。	達成	達成水準に対する実績 ・小学校 18.0%、中学校 13.0% 事業成果 ・不登校支援リーフレットの追加版（10 月）の配布が支 援計画の見直しの参考資料となっている。 ・タブレット活用による支援を開始したことで、児童生徒 の興味関心をもとに支援することができた。 ・学校支援を中心に支援計画を立てて実施することで、登 校（登校復帰）する生徒ができた。 ・学校調整会議を支援前と支援終結前の 2 回実施すること で、支援の引き継ぎに関する情報共有が密となり、教育相 談課での支援終了後も、支援が途絶えることなく学校への 引き継ぎができた。

部署	No.	施策	組 織 目 標	達成水準（どの水準まで）	達成手段（どのように）	達成度	達成・未達成の理由 施策の推進を踏まえた次年度の取り組みや改善策
学校教育 部 教育相 談課	3	58	学習支援室での学習 支援推進	学習支援室でいんばうで 不登校児童生徒や過卒生 に対する学習支援を行う ことで、登校復帰や社会 的自立を促す。 目標水準：相談機関につ ながっていない不登校児 童生徒の割合：小 21%、 中 18%（R2 実績小 34.9%、中 23.4%）	学習支援室でいんばうに学習支援員を配 置して、個別又は少集団形式で学習支援 を行う。	達成	達成水準に対する実績 ・小学校 18.0%、中学校 13.0% 事業成果 ・ていんばう利用者数：延べ 85 名 総支援時間数：2,566 時間 ・年間を通して、切れ目のない学習機会を設けたことで学 びの継続性と生活リズムの改善に繋がった。 ・個々に応じた学習支援をとおして、学習意欲と自己肯定 感の高まりにつながりチャレンジ登校（登校復帰）をする生 徒が増えてきた。 ・各中学校との連携を密にし、学習に不安を抱え、学級適 応できない生徒の早期対応をすることで、学校復帰へ繋げ ることができた。
学校教 育部 学校給 食課	1	59	学校給食施設の整備	学校給食衛生管理基準に 対応した施設（ドライシ ステムの導入など）への 改築を進める。単独調理 場方式及び大規模給食セ ンター方式から小規模給 食センター方式への整備 を推進する。	開南小給食調理場については、施設課と 連携して、9 月定例会に工事請負契約に ついての議案を提案し、年内に着工する。 真和志学校給食センターについては、令 和 7 年度に改築についての基本設計等 を行うため、7 月に実計要求を行う。	達成	・開南小給食調理場については、施設課と連携して、9 月 定例会にて提案した工事請負契約についての議案が同意 （令和 4 年 9 月 29 日）され、11 月から工事を着工する ことができた。真和志学校給食センターについては、施設 課と調整していく中で、令和 7 年度の基本設計等の前に、 令和 6 年度中にアスベスト調査及び境界測量調査の必要性 が生じたため、実計資料に反映させ、7 月に実計要求を行 い要求どおり査定された。
学校教 育部 教育研 究所	1	58	各学校における情報 教育機器の迅速な保 守点検・整備	① 学校からの機器障害 対応依頼にはすべて迅速 に対応する。 ② 情報機器の修繕や校 内 LAN 等の新設など、計 画的に予算計上及び執行 を図る。	① 保守員による即応体制を構築する。 ② 次年度の予算確保に向けて、事前に各 学校からの要望を聞き、内容について検 討する。	達成	② 情報機器等の障害について、研究所職員及び機器の保守 管理事業者、さらには関係部署等との連携により、迅速に 対応できたと。 今後も、障害に対して迅速に対応できるよう関係機関等と 連携を図っていく。 ③ 今後も職員間で各学校の状況等を共有し、最適な予算配 分、重点執行等を図っていく。